

1 日目 (3月3日)

第1回福生市議会定例会会議録（第1号）

平成21年3月3日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聡君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 計 者 管 理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第1回福生市議会定例会議事日程

開議日時 3月3日(火) 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長の施政方針演説及び教育委員会の基本的な考え方について
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第2号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第1号 福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 福生市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第12号 福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第18 議案第13号 福生市安全安心まちづくり条例

- 日程第19 議案第15号 福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の事務の委託の廃止について
- 日程第20 議案第16号 平成20年度福生市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第17号 平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第18号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第19号 平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第20号 平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第21号 平成21年度福生市一般会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 平成21年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成21年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成21年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第32 議案第28号 福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第33 陳情第21－1号 後期高齢者医療制度に関する陳情書
- 日程第34 陳情第21－2号 福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書

午前10時 開会・開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成21年第1回福生市議会定例会を開会いたします。

暫時、休憩いたします。

午前10時1分 休憩

~~~~~

午前10時9分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において、10番、高橋章夫君、12番、串田金八君、13番、田村昌巳君、以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成21年第1回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第1号外27件）（別添参照）
- 3 陳情書の受理について（陳情第21-1号、陳情第21-2号）（別添参照）
- 4 市議会議事説明員の委任について（別添参照）
- 5 議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 6 平成20年11月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 7 平成20年12月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 平成20年度第2回定期監査の結果について（別添参照）
- 9 平成20年度第3回定期監査の結果について（別添参照）
- 10 平成20年度第2回財政援助団体等監査の結果について（別添参照）
- 11 平成20年度第3回財政援助団体等監査の結果について（別添参照）
- 12 福生市表彰審査委員会委員への議員選出廃止について（回答）（別添参照）
- 13 本会議資料の提出について（議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第16号、議案第28号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 大野聰君登壇)

○議会運営委員長(大野聰君) おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る2月24日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告させていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から議案28件と陳情者から陳情2件が提出されております。

一般質問につきましては14名の議員から通告されており、通告時間は16時間15分となっております。

なお、今定例会から試行といたしまして一問一答方式を導入し、一括方式との選択としておりますが、今回5人の議員がこの一問一答方式を選択されております。

今回、一問一答方式試行が初めてということで、実際のやり方について制約は特に設けておりませんが、各議員の御判断でよろしくお願い申し上げます。

それから、日程第3につきましては市長の施政方針演説と、教育委員会委員長より教育委員会の基本的な考え方について発言することになっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第19、議案第15号、福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の事務の委託の廃止について及び、日程第20、議案第16号、平成20年度福生市一般会計補正予算第4号につきましては、慎重審議の上、即決でお願いすることになっております。

それから、その他の案件につきましては、既に御配付いたしております付託表のとおり各所管委員会に、また日程第25、議案第21号、平成21年度福生市一般会計予算につきましては特別委員会を設置して付託し、審査を願うことといたしました。

次に会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして3月3日、4日、5日、6日の4日間を本会議とし、3月7日から29日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を30日とする28日間の会期とすることといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側と議会側からの協議事項がございますので、開催することにいたしました。

なお、協議事項の関係で2回に分けて行うことといたしまして、1回目は一般質問をすべて終了した後に行い、2回目は、3月6日の本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり3月3日から3月30日までの28日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、会期は28日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第3、この際、市長及び教育委員会委員長から、市長の施政方針演説及び教育委員会の基本的な考え方についての発言の申し出がありますので、これを許します。

まず、市長から発言をお願いします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。

平成21年第1回市議会定例会に当たり、貴重なお時間をいただきまして、私の施政方針を申し述べさせていただきますことを、心から感謝申し上げます。

私が市長に就任してから、早いもので9カ月がたちました。

この間の市政運営に際しましては、議員並びに市民の皆様に多大なる御指導、御支援、御協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

この9カ月間を振り返りまして思うところは、とにかく時間の経過を早く感じたこととでございます。毎日を一所懸命に全力投球で市政運営に取り組み、遅滞のない行政に努めてまいりました。小さな子どもからお年寄りまで、すべての市民の皆様が安心して心豊かに生活できるよう、また行政運営の判断に間違いがないよう、常に心がけ、緊張感とともに責任を強く感じながらの9カ月でございました。

最近職員との会話で多く口にするのは、私の任期も残すところ3年と少しという言葉でございます。これはあと3年ではなく、もう3年しかないという意味であります。限られた任期の中で、代々受け継がれてきた福生のまちの伝統と誇りを持続可能なものとし、将来に向かってさらに発展させていくためには、カメの歩みではいけないということであります。また、変化の激しい時代にあって、先を予見し、滞りなく準備をするために、職員もスピード感を持って仕事に取り組んでほしいという、私からのメッセージでもあります。

私の希望で就任早々から実施いたしました、私と課長補佐職以下のすべての職員との意見交換会、すなわち「メイヤー・アンド・スタッフ・ミーティング」は、私と職員との距離を近づけるとともに、市政に対する認識を共有するために始めたものでございましたが、私と一緒に仕事を進めていき、そして支えてくれる職員を知るよい機会であったとともに、私の思いを直接伝えるよい機会でもあったと感じているところでございます。

さてこの間、日本を含む世界の動きは、安定とはほど遠い、大きな社会変動が起きました。100年に一度の規模と目される世界同時不況は、その先行きが不透明なままに、危機感とともに混迷と不安を世界じゅうの人々が抱いている状況でございます。国内経済の状況も、自動車、電機、一般機械の業種での悪化が顕著となり、雇用情勢も含め、憂慮すべき事態でございます。

一方政府は、このたびの未曾有の経済危機において、景気対策を最優先課題に据え、平成20年度の第1次及び第2次の補正予算並びに88兆円を超える過去最大の規模である平成21年度予算を成立させ、これらを景気回復への3段ロケットとして進め、世界で最初に不況から脱出することを目指すとしております。

いろいろと議論があるところでございますが、一刻も早い景気回復につなげられるよう、その効果に期待するものであります。なお、国における平成20年度第2次補正予算のうち、定額給付金及び子育て応援特別手当の支給事務につきましては、年度内の申請書送付に向け準備体制を整えておりますが、物理的な関係で予算の執行が2年度にわたります。後ほど補正予算案を御提案申し上げますので、よろしくお願いしたいと存じます。

経済面だけでなく、大きな社会変化を予感させるものは、第44代アメリカ合衆国大統領に、バラク・オバマ前上院議員が就任したことでございます。選挙期間中に「変革」をスローガンに掲げ、前政権からの方針転換を唱え、約8割のアメリカ国民の支持を集め圧勝したオバマ大統領が、今後経済危機、地球温暖化対策等の地球規模の課題にどのような政策を進めていくのか、世界じゅうの国々が注目しているところでございます。他国の元首とはいえ、世界じゅうに大きな影響力を持つ国でありますし、また、米軍基地を有する福生市にも影響が考えられますので、私といたしましても、日米同盟あるいは日米安全保障体制が今後どのように進んでいくのか、また、横田基地の態様に変化が及ぼされるのかといった問題に注視しているところでございます。

また、地方自治体を取り巻く状況のうち、市行政に大きくかかわるものとして、地方分権の動きがございします。

御案内のとおり、平成19年に内閣府に設置された地方分権改革推進委員会は、これまでに2次にわたる勧告を政府に対して行いました。

平成20年5月に行われました第1次勧告では、64の法律、359の事務を都道府県から市町村へ移譲すべきとされ、このうち、福生市に関係するのは、約250の事務と見ております。また、同年12月に行われた第2次勧告では、法令による義務づけ、枠づけの見直しと、国の出先機関の見直しを内容とするものでございました。このうち、市町村に大きく影響を与えるのが、法令による義務づけ、枠づけの見直しであり、自治事務のうち、国の法令によって地方自治体に一定種類の活動を義務づけることや、地方自治体の活動について、手続、判断基準等の枠づけをし、条例で自主的に定める余地を認めていない482の法律、4076の条項が、今後見直されることとなりました。

今後第3次勧告に向け、具体的に講ずべき措置を調査審議されますが、これらの勧告に沿って権限移譲等が行われた場合、市町村の自主性が強化され、自由度が拡大する一方で、市町村みずからの責任もふえてまいります。

また、国の財政上の措置いかなんでは、かえって地方が疲弊することになってしまいます。平成18年度までの三位一体の改革は、国から地方への税源移譲は3兆円規模

にとどまり、地方交付税も5兆1000億円削減されるなど、国の財政再建に軸足が置かれ、分権改革の理念とはほど遠い極めて不十分な結果に終わりました。このことを考えますと、今回の改革では十分な財政上の措置を考えていただきたいと思うところでございます。

勧告で示された移譲対象事務には、東京都の事務処理特例条例により、既に市に移譲されている事務も含まれておりますが、それ以外の大部分の事務は、市にとって未経験の分野がほとんどであり、円滑かつ効率的に事務を執行していくためには、移譲される事務によっては、何らかの対応策を検討していかなければならない状況でございます。

政府は、平成21年度当初予算に予定される第3次勧告の後、分権推進計画を策定し、その後いわゆる新分権一括法案を制定し、平成22年4月からの施行を予定しております。東京都市長会におきましては、権限移譲後の各市の行政上に混乱と遺漏がなく対応できるよう、研究会を立ち上げることといたしました。福生市におきましても、関係団体と連携し、地方分権改革の動きにつきまして十分な研究を行い、対応に努めてまいり所存でございます。

今申し上げましたように、地方自治体を取り巻く社会環境も、大きな変革点に差しかかっていると感じるところでございます。しかし、考え方を考えますと、新たな地方自治制度に変わりつつあるこの時期に、市民の皆様から行政運営を託され、進めさせていただけることは、非常に価値のある仕事を与えていただいたとうれしく思うとともに、自覚と責任を持って遂行する決意を強く固め、さらに志を高めたところでございます。

どのような時代でも、健康で文化的な生活を送り、心豊かな人生を実感したいと思うことは、すべての人々の願いであり、望みであるはずでございます。この普遍的な希望をかなえられるよう「誰もが住んでよかった、住みたくなる夢のあるまち福生」の創造に向け、まちづくりを進めていく所存でございます。

次に、横田基地の問題について申し上げます。

福生市は、横田基地の存在を抜きにしては語ることはできません。基地に対する私の基本的な考えは、基地は動かしがたいという見方の中で、基地の存在に起因する諸問題につきましては、基地周辺の住民だけが犠牲になるということではなく、常に都民あるいは国民すべての問題としてとらえ、その対策について万全を期すよう関係各機関に絶えず要望、要請を行っていかねばならないというものでございます。実際この9カ月の間に、国あるいは東京都に対しまして、精力的に要望、要請を重ねてまいりました。基地があることによる不安感、市の東側の閉塞感など、市民生活、まちづくりにとって大きな障害とも言える横田基地は、米軍再編問題や軍民共用化問題など、その態様を大きく変化させようとしております。

以前に比べ航空機騒音は少なくなっていると言われておりますが、基地がある限り、そしてそこに滑走路がある限り飛行機は飛び続け、基地周辺住民は、被害をこうむるわけでございます。去る1月に起きた基地内での火災は、改めて基地の存在自

体が周辺住民に不安を生じさせる要因であることを認識した事例でございました。

幸い火災場所は、国防財務会計日本事務所で、燃料等危険物が保管されている場所ではありませんでしたが、下の川での大量の魚浮上死は、火災消火に使用した灰やすすを含む汚濁した水が雨水管を通じ、下の川に流入し、急激な有機体炭素が増加したことが原因と考えられております。この火災につきましては、横田基地及び防衛省に火災の原因究明、再発防止及び情報提供について強く要望いたしました。また、私も2月10日には、直接横田基地に出向き、同様の要望を行ったところでございます。

まさに基地の存在自体が不安材料になる出来事でございました。このほかにも米軍再編問題や軍民共用化問題など、引き続き国等へ十分な情報提供を求めてまいります。基地の態様の変化につきましては、基地周辺住民の意思が反映されなければならないと、強く思う次第でございます。今後も横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会と連携をとりながら、対応を図っていく所存でございます。

今議会は、私が初めて編成した予算を御審議いただく議会でございます。市の財政状況は、大変厳しい状況が続いております。平成21年度の予算編成では、歳入面で、地方交付税がここ数年減少を続けてきましたが、平成21年度は、国予算が1兆円加算されるとのことから増加を見込んでおりますが、その他の歳入におきましては、景気後退の影響を受け、市税あるいは、国や東京都からの地方譲与税や交付金は、大幅な減少となっております。大規模建設事業などを初めとする必要な行政需要にこたえるには、極めて厳しい財政状況であります。そうした状況にあっても、「五つの元気」関連事業を推進するなど、新たな施策を積極的に進めることも必要であります。

そのためには引き続き、歳入確保に向けた実効性のある工夫と取り組み、歳出抑制に向けた一層の事務事業の見直しを図っていかねばならないものと認識いたしております。

このような状況のもと、平成21年度予算編成におきましては、財源の重点的、効果的な配分をいたすとともに、将来の財政需要への対応も考慮し、また、後世代にできる限り負担を残さないように、長期的な視点に立ち、臨時財政対策債の借り入れや財政調整基金の繰り入れを行わず、また、都市施設整備基金等の取り崩しを最小限にとどめました。後ほど御提案申し上げますので、よろしく御審議をお願いしたいと存じます。

さて、歳出予算のうち、「五つの元気」施策でございますが、「子育てが元気」「お年寄り・障害者が元気」「教育が元気」「まちが元気」そして「スリムな市役所が元気」という「五つの元気」を行政運営の柱に据え、施策の展開を図ることにより、市政を着実に進めることを、私は皆様にお約束いたしました。

昨年5月末の市長就任後、早速実行性のある庁内全体での取り組み方法の検討に着手するよう関係部に指示をいたし、企画財政部に参事職を置き、組織面での強化を図るとともに、同部参事をリーダーとする関係課長職で構成したワーキングチームを設置し、「五つの元気」施策の具体的な検討を始めました。6回にわたるワーキングチームによる集中的な検討作業の結果、「五つの元気」施策の今後の方向性、平成21年度

での使用施策等の提案が出され、最優先施策として採択し、予算化いたしましたところでございます。

この「五つの元気」施策のうち、主な事業の一部を申し上げますと、「子育てが元気」施策では、認定子ども園誘致促進のための開設準備経費及び運営費補助金を創設し、牛浜保育所の認定子ども園への移行を支援いたします。乳幼児と義務教育就学児の医療費負担の軽減施策におきましては、義務教育就学児の通院時での200円の窓口負担を除き、すべての対象児の医療費の自己負担額を無料化するとともに、所得制限を撤廃します。また、里帰り出産や助産所での妊婦健康診査受診費助成制度を創設するとともに、現行の健診助成回数を5回から14回にふやします。さらに母子保健指導の訪問回数をふやすことによって、安心して出産、育児ができる環境を整えます。このほか子育てを応援し、また、商店街の活性化を図るため、商店や事業所に協賛者となっていただき、子育て支援カードの提示により、商品やサービスの優待が受けられる事業を実施してまいります。

次に、「お年寄り・障害者が元気」施策では、だれにも優しいバリアフリーの推進のため、牛浜駅のエレベーター、エスカレーターを設置を含む、牛浜駅自由通路の整備及び駅舎の建て替えに伴う基本設計委託を実施いたします。また、健康ふっさ21による健康づくり推進のために、血圧計等の身体測定機器の購入を行い、市の主要施設へ設置するとともに、新たに胸部レントゲン検査、前立腺がん検診及び口腔がん検診の委託事業を実施し、早期発見、早期治療を目指し健康づくりに努めてまいります。さらに、経済不況下の緊急施策として、高齢者居住支援特別対策事業を創設いたします。また、障害をお持ちの方への支援策として、新たに就労支援及び相談支援の窓口を開設いたします。

「教育が元気」施策では、教育委員会の主体性を尊重するとともに、適切な支援を図ることを基本に、新たに始める「児童生徒による音楽のまちづくり」施策を支援するため、楽器等音楽備品の充実を図ります。また、いじめ防止教育の具体的な活動として、講演会やシンポジウムを開催し、また、教員の資質向上のためのスクールリーダー研修会を実施し、安心して楽しく、のびのびと学び、遊べる環境を支援していきます。また、第一、第二及び第四小学校にふっさっ子の広場を開設し、市内小学校全校での開設体制を整え、子どもの放課後対策の充実とともに、学社融合の推進を図ってまいります。

「まちが元気」施策では、元気がある商店街づくりのため、商店街の空き店舗情報発信及び新規開業誘導のための情報対策事業費を商工会補助金に新たに加えるとともに、既存の防犯灯補助金制度を見直し、新たに商店街装飾灯補助金とし助成額の増額を図ります。また、商店街振興基本調査を商工会と連携して実施し、新たな振興策検討のための基礎データの収集調査を行います。さらに、中小企業振興資金融資制度の見直しを行い、融資限度額の引き上げ、融資条件の緩和、金利負担の軽減等を実施し、経済不況下での中小企業支援の充実を図ります。また、観光協会への補助金の増額を図ります。このほかに、熊川武蔵野地区まちづくり計画の策定を昭島市と共同で進め

ます。組織面では、商業地域・市街地活性化の振興企画の充実を図るため、生活環境部に新たに主幹を配置し、組織の強化を図ります。

また、町会・自治会への支援といたしまして、町会等会館建設費等補助金を見直し、各種補助率の引き上げを行うとともに、新たに町会等会館耐震診断補助金を創設いたします。また、町会・自治会での各種催しで活用いただけるようテントを購入し、2カ年で全町会に貸与いたします。さらに地球温暖化対策といたしまして、省エネルギー機器及び新エネルギー機器普及のための助成事業を新設するとともに、レジ袋削減及びマイバック持参促進を図るため、各関係機関と懇談会を開催し、事業所にごみ減量を呼びかけてまいります。また、既に20年度から運用を開始しておりますが、市役所に環境自治体スタンダード(L A S - E)を導入し、CO<sub>2</sub>の削減に向けた取り組みを継続いたします。

最後に「スリムな市役所が元気」施策では、市民サービスの向上と事務事業の効率化を図るため、市民会館及び福生、熊川両地域体育館への指定管理者制度の導入を行い、福生保育園の民営化を図るとともに、職員数の削減や職員給与の改定を行い、効率的でスリムな行政運営を図ります。

このほかにも予定事業がございますが、「五つの元気」施策の一部につきまして、申し上げます。この「五つの元気」施策は、平成21年度に限らずこれからも継続していきます。また、平成21年度は、「やすらぎ いきいき 輝く街福生」を将来都市像とした福生市第3期総合計画の最終年度でございます。この総合計画の目標達成に向け、実施する各分野における考え方と主要な事業につきましても続いて申し上げます。

初めに、教育、文化の分野でございますが、引き続き教育委員会の主体的活動の支援を行うとともに、子どもたちが、学校などでの集団生活を楽しく、安心して過ごせるよう地域との連携による安全安心対策に取り組んでまいります。また、すべての市民の皆様が、生涯にわたって学ぶ喜びを得られるよう学習環境の整備を図り、自立した市民形成の支援に取り組んでまいります。

新年度は、重要課題といたしまして、第68回国民体育大会における成年女子ソフトボール競技の福生市開催に伴う対応といたしまして、福生野球場及び市営競技場の整備事業を実施するとともに、教育委員会事務局に国体準備室を置き準備体制を整えます。また、特別支援教育の充実を図るため、第三小学校に新たに通級指導学級を設置します。生涯学習推進計画の改訂や老朽化した市民会館小ホールの舞台改良を行うとともに、福生歴史物語の英文翻訳版の刊行、登録文化財登録史跡「伝 地頭井戸」の整備等を実施し、市民文化の高揚に努めます。

福祉・保健・医療の分野では、新年度から旧第4庁舎が子ども応援館としてオープンいたします。子育て支援の総合的な拠点として、内容を充実するとともに、昨今問題化している児童虐待や家庭で発生する暴力の相談と通告などへの対応として、市民向け児童虐待等防止マニュアルの作成を行います。

都市基盤整備の分野では、地籍調査事業が開始となります。長期間にわたる事業と

なりますが、市民の皆様の御協力をお願いしたいと存じます。また、市営住宅の整備では、第二市営住宅エレベーター設置工事を実施するとともに、木造以外の市営住宅の地上デジタル放送移行対策工事を実施いたします。なお、昭島市と共同で進めている拝島駅自由通路整備事業の進捗がおくれておりまして、これに関連して後ほど補正予算案を御提案申し上げますので、よろしくお願いしたいと存じます。

また、第3期基本計画で計画いたしました熊川地区の土地区画整理事業及び熊川駅周辺の整備については、地権者または地元関係者の合意形成まで至らず、今期の計画期間では達成することが難しい状況でございます。第4期の基本計画を策定する中で、再度検討していきたいと考えております。

生活基盤整備の分野では、地域防災計画の一部改定をするとともに、耐震性防火水槽の設置や家具転倒防止助成事業を実施し、防災施策の充実を図ります。

産業の振興分野では、東京オリンピックムーブメント共同推進事業として、福生七夕まつり委託料を増額し、オリンピック招致の機運を高めるとともに、商業振興活性化機運の向上を図ります。

構想の推進分野では、福東会館及び田園会館の屋上防水工事を実施し、コミュニティー施設の整備を図るとともに、市民活動団体事業支援補助金の創設をいたします。また、庁内電算システム関係では、庁内ネットワーク機器の更新、セキュリティ診断委託等を実施いたします。また、第4期となります向こう10年間の福生市基本構想及び基本計画並びに第5次となります行政改革大綱を策定してまいります。

なお、「五つの元気」施策事業及び各分野の具体的な事業につきましては、実施計画により明らかにしておりますので、御参照をいただきたいと思います。

結びとなりますが、平成21年度は、新たな福生市総合計画の策定や分権改革に伴う権限移譲への対応とこれに伴う組織の検討など、22年度から始まる大きな節目と新たな歩みへの準備の年となります。私を初め職員一人一人がこの重要性を認識し、かつ、自覚を持ち、全力投球で職務を遂行していく所存でございますので、議員各位、市民の皆様の一層の御指導、御協力をお願い申し上げまして、平成21年度の施政方針とをさせていただきます。

長時間にわたり、御清聴を賜りまして、まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 以上で市長の施政方針演説についての発言は終わりました。

続きまして、教育委員会委員長から発言をお願いいたします。

（教育委員会委員長 長谷川貞夫君登壇）

○教育委員会委員長（長谷川貞夫君） 皆さんおはようございます。

平成21年第1回市議会定例会にあたり、貴重なお時間をいただきまして、福生市教育委員会の基本的な考え方について申し述べる機会をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

さて、国においては、60年ぶりの教育基本法の全面的な改正以降、「学校教育法」、「教育職員免許法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」のいわゆる教育三法を改正し、平成20年4月1日から施行いたしました。

この中で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、福生市教育委員会では、効果的な教育行政の推進及び市民に信頼される教育行政を進めていくために、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施いたしまして、その結果を平成20年第4回市議会定例会に御報告申し上げるとともに、市民への公表をいたしました。

また、国は中央教育審議会の答申を受け、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、新しい学習指導要領を公示し、小学校では平成23年4月から、中学校では平成24年4月から新しい学習指導要領に基づく教育が行われることとなります。

そのような中で、市教育委員会といたしましては、福生市が当面しております教育課題への対応や、新しい学習指導要領への全面実施に向けて、引き続き計画的に取り組んでまいります。

そこで、先の定例教育委員会におきまして、学校教育並びに社会教育における施策推進の基本とする平成21年度「福生市教育委員会教育目標及び基本方針」を定めました。さらに、具体的な施策を盛り込んだ「平成21年度から23年度までの教育推進プラン」もあわせて策定いたしました。

以下、その概要を申し述べます。

まず、教育目標は、今年度に引き続き、思いやりと規範意識のある人間、公共の精神を尊び、社会・地域の一員として貢献する人間、個性と創造力豊かな人間、伝統と文化を尊重し、郷土を愛し国際社会の信頼と尊敬を得る人間に育つための教育を推進することとし、学校・家庭・地域が連携し、それぞれがその責任と役割を果たすことができるよう、すべての市民が参加する教育の実現を目指します。

ただいま述べました教育目標を実現するための基本方針は、まず、基本方針1で、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成、基本方法2では、「豊かな個性」と「創造力」の伸長、基本方法3では、「社会教育」と「文化・スポーツ」の振興、基本方針4では、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進を掲げ、教育目標の達成に向けて進めてまいります。

以上の教育目標と基本方針を踏まえて決定いたしました「平成21年度の主な教育施策」について、一つは学校教育の改善充実の視点から、二つは社会教育の振興の視点から申し述べます。

第1点目の学校教育では、社会の急速な変化の中で、学校教育をめぐっては「確かな学力」の育成や規範意識の向上のために、学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体で教育力の向上を目指すことへの対応が求められております。一方、種々の課題の中で、「基礎学力の定着問題」「健全育成問題」及び「不登校問題」の3点は、福生市における学校教育の固有の課題ととらえて、これらの課題改善に向けて取り組んでまいりました。これらは、相互に深い関係にあることから、教育委員会としても最重点課題として受けとめ、その解決あるいは改善に向けた方策を検討しております。

福生市の子どもたちを取り巻く環境や置かれている状況を考慮する中で、学習指導

要領の基本理念であります「生きる力」を育成する取り組みを優先させ、また、発達段階に応じ継続的に指導していくことが必要であるとの認識のもと、人権、生命の尊重や思いやりの心、公共の精神を養い、基礎的・基本的生活習慣などの習得を目指し、今後とも、義務教育の一層の充実に努めていかなければならないと考えております。

これらに関連する事業としましては、学習のつまずきや、小学校から中学校への移行段階での学習生活への不適應という、いわゆる中1プロブレム問題の解決を図るため、昨年度、中学校生活における学習習慣及び生活習慣を身につけさせるための、「福生市中学校宿泊学習教室」いわゆる合宿型の学習教室を、中学校1年生を対象に実施いたしました。また、本年度も引き続き、小・中学校の教員間の連携をより進め、事業の充実に努めてまいります。また、発達障害的な傾向の児童・生徒への学習支援など特別支援教育の取り組みに関しては、本年度中には、福生市における特別支援教育の推進に向けた計画をまとめるとともに、平成22年4月に福生第三小学校への通級指導学級の開設をいたすべく、取り組んでまいります。また、本年4月から開設となります「福生市子ども応援館」におきまして、子ども家庭支援センター、学校適応支援室、教育相談室が連携をし、一人一人の児童・生徒の実態に即した支援に取り組んでまいります。

なお、先に述べました、新しい学習指導要領の完全実施に向けましては、今年度から各校の教務担当者による検討委員会を組織し、新しい学習指導要領への移行期間中における取り組みについて研究いたしており、引き続き遺漏なきよう準備を進めてまいります。

次に、2点目の社会教育の振興に関しまして申し述べます。

改正後の教育基本法では、第3条に新たに「生涯学習の理念」が規定され、第13条において、「学校、家庭及び地域住民等は相互に連携協力」に努めるものとされました。特に、13条は、子どもたちの教育が学校だけではなく、家庭、地域住民、その他の関係者といった多様な主体の力によって担われることを示した画期的な意義を持つ規定といえます。

この改正教育基本法を受け、平成20年6月に社会教育法が改正されました。その第3条に「国及び地方公共団体の任務」といたしまして、「国及び地方公共団体は、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保や、家庭教育の向上に資するよう必要な配慮をする」とともに、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資するよう努めるものとする。」と規定され、地方公共団体の任務として、学校、家庭、地域の連携・協力を進めていくことが明確に位置づけられました。

これまで、福生市教育委員会といたしましても、学校教育と社会教育あるいは地域社会との連携・融合の施策を一貫して進めてまいりました。例えば、学社融合の具体的施策としては、一昨年の福生第六小学校、昨年の第三、第五、第七小学校の3校に開設いたしました「ふっさっ子の広場」がございます。ここでは、放課後における異年齢の子どもによる学習や遊び、地域の人々との交流を通じた体験や学習など、子ど

もの創造性や自主性を育成する機会や場の提供として、その成果を上げるべく取り組んでいるところでありますが、平成21年度は、引き続き残っております福生第一、第二、第四の各小学校において開設を進め、市内全校での開設となります。

このほかに新年度に取り組みます主な新規、あるいはレベルアップ事業を御紹介申し上げますと、本年4月からは、熊川、福生両地域会館及び市民会館は、指定管理者による運営が開始されます。この指定管理者による運営については、円滑な業務の執行により、従前の運用レベルを改善するとともに、市民サービスの低下としないよう注視していく所存でございます。

また、現行の福生市生涯学習推進計画は、平成21年度に計画期間が終了いたしますが、市の総合計画中の分野別計画として、その基本方向等を踏まえ策定することから、計画期間を1年延伸させていただき、平成23年度を初年度とする新たな生涯学習推進計画の策定に向け取り組みを進めてまいります。

スポーツ関係では、平成25年に東京都において開催されます第68回国民体育大会の成年女子ソフトボール競技が、福生市において開催されます。開催地として、大会が盛会裏にとり行われるよう、万全な体制で臨まなければならないと考えており、新年度から推進に向けた全市的な組織の立ち上げと、競技会場となります福生野球場、市営競技場の整備を図ってまいります。

最後に、当教育委員会が毎年策定しております「教育推進プラン」について申し上げます。

このプランは、平成20年度からは、これまでの学校教育において推進する具体的な施策を総合的、体系的に整備し、その取り組みの成果や課題を明らかにし、次年度以降の教育施策や学校改善に反映するための学校教育編に加え、社会教育分野において推進する具体的な施策の取り組みについて、学校教育に準じて構成されました社会教育編との2部構成の編成とさせていただきました。これにより教育委員会の所管する主要な事務事業を1冊で網羅し、学校教育では4つの視点で、また社会教育では6つの視点で、それぞれの現状と課題、年度ごとの目標及び推進事業の内容を登載いたしました。

また、本年度から教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価することとなりましたことから、この点検・評価との関連性をわかりやすくしていくために、年度内の各施策の成果を測る指標を表記することといたしました。

各年度のプランにつきましては、逐一その取り組み状況の点検・評価を行い、成果や課題を明らかにしてまいります。そして、明らかとなりました課題等を踏まえ、以降の年度のプランや施策の点検、見直しに生かすとともに、教育行政の一層の改善・充実に努めてまいります。

冒頭に述べました60年ぶりの教育基本法の改正に始まる一連の教育改革は、関係法令の改正が進み、新しい学習指導要領の移行措置が開始されます。今後の国や東京都の動向をしっかりと見据えながら、福生市教育委員会としても新たな教育課題あるいは制度改正に速やかに対応できる体制づくりと、その前提となる日ごろからの十分な

研究・検討を進め、福生市の教育行政全般にわたり、責任を持ち、全力を傾注して取り組んでまいります。

議員各位並びに市民の皆様には、引き続き御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上、平成21年度福生市教育委員会の基本的な考え方について申し述べました。

御清聴をいただきまして、まことにありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で、教育委員会委員長の教育委員会の基本的な考え方についての発言は終わりました。

11時20分まで休憩といたします。

午前11時9分 休憩

~~~~~

午前11時20分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず、15番大野聰君。

(15番 大野聰君質問席着席)

○15番(大野聰君) 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました内容に基づき、一般質問をさせていただきます。

今定例会では一問一答方式が施行されておりますが、私は従来どおりの一括方式で質問をさせていただきます。

さて、加藤市長が市長に就任されまして、昨年の第2回定例会から今定例会でちょうど1回りしたことになります。

先ほど市長から平成21年度施政方針が述べられましたが、非常に厳しい財政事情にもかかわらず、わずかな期間で職員の皆さんの力を結集し、福生に「五つの元気」の実現をさせる決意をされたことは、敬意を表するものであります。施政方針の中で触れられておりました「もう3年しかない」という言葉は、市政に対する並々ならない決意をお持ちであると感激いたしました。焦らず、じっくりと時には立ち止まって市政に取り組んでいただきたいと思います。前回の定例会でも申し上げましたが、張り切りすぎて体調を崩さないよう、十分御留意されることを望むものでございます。

さて、今回の一般質問は、大きくは、一つ、平成21年度の予算案について、二つには、政策決定と市民参加について、そして三つ目は、第68回国民体育大会についてをお伺いいたします。

まず、平成21年度予算案についてお伺いいたします。

平成21年度予算案は加藤市長が就任され、初めて編成された予算案でございます。先ほどの、施政方針でも述べられておりましたが、未曾有の経済危機に直面した社会情勢の中で、歳入面で法人市民税等の市税の大幅な減収や、交付金、地方譲与税の大幅な減収が予想される一方、市長が選挙中に公約されました福生に「五つの元気」の

実現など、歳出面で新しい施策を実現するためのプラス要素という相反する課題の中で、予算編成作業で、大分御苦労されたことと存じます。ある意味では、大変な時期に就任されたというふうに思っております。福生に「五つの元気」の実現については、検討中ではについては、市長就任以来、毎回一般質問させていただき大変恐縮でございますが、この事項については、加藤市長もいわば選挙公約であり、市民の皆様の関心が非常に高い事柄でありますので、その総仕上げとして今回も取り上げさせていただきました。

そこで、第1点目の平成21年度予算案について伺いいたします。

一般会計の予算審査については、設置を予定されている平成21年度予算審査特別委員会で詳細な議論がされると思いますので、ここでは、概括的なことについて伺いをさせていただきます。

まず1点目、予算編成方針の項でございます。予算編成の方針については、昨年、第4回定例会で伺いましたので恐縮ですが、ここでは、今回の実際の編成に当たっての3項目について伺いいたします。

一つは、今回の予算編成に当たっての基本的な考え方について、二つは、歳入の見通しについて、三つ目は、自主財源の確保方策についての3点について伺いさせていただきます。

次に、大きな2項目目、福生に「五つの元気」の施策の実現化についてでございます。何回も申し上げますが、昨年の市長選で、40数年ぶりと言われた激しい選挙戦でございました。その中で、加藤市長は、福生の市長選では初めてと言われる、いわゆるマニフェストを掲げ、市民の皆さんに熱く訴え、多くの支持を得て、みごと市長に当選されました。それだけに、我々議員も市民の皆さんもその実現には期待と不安を持っておりました。なぜなら、この厳しい財政事情の中で、どこまで実現できるか、と思うのが素直な思いでございました。先ほど施政方針でもさまざまな新しい施策を述べられました。私たち正和会も昨年11月に、実現を求めて積極的に取り組まれるよう要望いたしましたところでございます。少なくとも、多くの施策実現には数年かかると思っておりましたが、21年度予算案では、大幅な歳出増を抑えた上で、多くの施策を打ち出されたことに敬意を表するものでございます。

そこで、この中身等について若干伺いいたします。一つは、この予算編成を終えて、加藤市長の「五つの元気」の実現への思いはどのようなものか、最初にお考えをお伺いさせていただきます。

二つ目は、「五つの元気」の施策化への検討経過について、この辺については、施政方針でも述べられておりますが、再度お願いを申し上げます。

三つ目は、「五つの元気」の施策化にかかる事業の内容と予算額の概算について、今回、新規事業とレベルアップ事業それぞれあると思いますが、その辺の区分をして教えていただきたいと思います。

四つ目は、今後の検討方策と課題についてお聞かせください。

すべてが実施されたわけではございませんが、今後どのように取り組んで行かれるか

についてお伺いいたします。

次に、3点目、緊急経済対策について何点かお伺いいたします。市長も施政方針の中で述べられておりますが、アメリカ発の金融危機は、世界じゅうを席卷し、日本でも100年に1度といわれる経済危機に陥っております。中小企業への銀行の貸し渋り、非正規労働者の解雇等、さまざまな問題が日本じゅうを駆けめぐっております。政府も東京都もさまざまな施策を打ち出し、景気回復に全力を上げております。しかし、マスコミ報道では、定額給付金のことだけをことさら取り上げ、このような対策は景気対策につながらない、単に人気取りだと喧伝しております。政府が今年度、平成20年度の第2次補正予算として施策化した内容については、事業規模で定額給付金2兆円を含め、総額7.5兆円でございます。この中には、暮らしに対するもの、雇用を守る事業、中小企業を支える事業、金融、経済を強くする事業、そして地方を元気にする事業など、さまざまな景気対策が盛り込まれております。

先ほど市長が述べられた、地方交付税1兆円の増額などもこの対策に入っております。東京都でも緊急雇用対策の事業を打ち出したと聞いております。

そこでお伺いをさせていただきます。一つ目は、今回の平成21年度予算案に盛り込まれた緊急経済対策の内容について、具体的にどのようなものがあるかお伺いいたします。

二つ目は、今回の定額給付金の支給に当たり、商店街と連携して、いわゆるプレミアム商品券を発行し、地元での消費を促す対策を講じている自治体がいくつかあるということを新聞報道で見ましたが、当市では、今回の予算編成に当たり、そのような検討を行われたかどうか、その辺についてお伺いいたします。

以上、平成21年度予算案についてお伺いいたしますが、先ほど市長の施政方針とだぶる部分もあると思いますが、よろしく御答弁をお願いいたします。

続いて大きな2項目目、政策決定と市民参加について、何点かお伺いいたします。地方分権が進行する現在、自分たちのまちは自分たちで考え実行するという、市民との協働が叫ばれており、我が市でも積極的に取り組んでいるところでございます。しかし、市民との協働の取り組みは、まだ道半ばだと考えます。かく言う私も、何が本当の協働かというのははっきりわからない部分がある訳ですけれども、加藤市長も前市長のお考えをバトンタッチし、取り組んでおられますが、必ずしも全庁統一したお考えがあるのか考えるところがあります。いろいろな市民会議、市民広場で、多くの皆さんの御協力いただき、御意見等を伺っておるわけですが、さまざまな課題もあると聞いております。

そこで何点かお伺いさせていただきます。一項目目の基本構想、条例等の策定にあたっての市民参加についてでございます。一つは、どのような基準で市民参加を求めているのか。庁内に統一基準のようなものがあるのか。

二つ目は、検討に当たっての市民参加の方法、募集等の統一した見解があるのか。

次に、2項目目、市長の付属機関としての協議会の設置の考え方でございます。これは当然、法令による設置、条例による設置があるわけですが、特に条例による設置

というところについてお伺いをさせていただくわけですが、一つ目は、付属機関として、どういうものを協議会として設置するのかについて、特にどのような基準があるのかどうか。

二つ目は、市民ひろばと協議会の違いについて。いろんな面で、今回も安全安心条例が提案されますが、今まで市民ひろばで、いろんな皆さんに御意見を伺って、いろんな施策を実行しておりますが、協議会を今回つくるといふことなのですから、その辺の違いについてどのようにお考えなのか。

最後に、市民ひろば等市民参加のあり方についてお伺いいたします。

その一つは、厳しい言い方かもしれませんが、市民参加という名に甘えて、職員の皆さんが意思決定能力を阻害されていないかどうか、その辺についてどういふふうに考えていらっしゃるのかお伺いさせていただきます。

二つ目は、政策課題に対する市民ひろば等への意見聴取方法についてでございます。

この項の最後については、ボランティア活動をしている市民と、いわゆる協議会等で保障してある非常勤職員になるわけですが、そういう方とどのように区分をされるのかについてお伺いさせていただきます。

最後に、第68回国民体育大会についてお伺いいたします。

先ほどの市長、それから教育委員長の方針の中でも述べられておりましたが、平成25年にいわゆる多摩国体と銘打ち、第68回国民体育大会東京大会が開催されることになりました。昨年の福生野球場でのオリンピック招致イベントでの女子のソフトボールには、多くの一流選手の方が出場いたしました。すばらしいプレーを観戦して、感動した市民の方も多かったようでございます。私もその1人でございますけれども、その成年女子の大会が、我が市にやってくることになりました。大変多くの市民の方々も、待ち望んでいると思います。既に庁内には、準備会議を設置し、開催準備に着手したと聞いております。いよいよ平成21年度からは、市民の方々にも御参加いただき、準備委員会を設立し、全国から集まる選手や観客にすばらしい福生市を知っていただくために、具体的な準備が進められていると聞いております。国体の開催は、試合場の整備や周辺環境整備は、重要な要素になると思いますが、さらに多くの市民の皆さんの御協力、巻き込んでの心のこもった歓迎と運営が重要だと思っております。

そこで何点かお伺いさせていただきます。まず、一項目目の取り組み状況と今後の予定について、3点お伺いいたします。

一つ目は、現段階での取り組み状況について、二つ目は、今後の予定について、3つ目は、東京都の財政支援の内容についてお伺いをいたします。

さらに、この項の大きな2項目目、施設の整備について、具体的に各球場等への整備計画と、整備日程についてはどのような状態にあるかをお伺いいたします。

最後の項目として、周辺の環境整備についてお伺いさせていただきます。一つ目は各球場へのアクセスについて、福生野球場等、2箇所あるわけですが、それぞれのアクセスについてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

二つ目は、そのアクセスに伴い、周辺道路の整備が当然必要な場所もあるわけでは

が、その辺についてどのようにお考えなのかをお伺いさせていただきます。

この項の最後、市民に協力をお願いするということへの、市民の協力体制についてお伺いします。

他県の例を見ますと、宿泊ですとか、さまざまなボランティア活動などの協力が行われているようですが、当市ではそれに対して、どのように考えて検討されていくのかについてお伺いいたします。

以上で、大変盛りだくさんの質問で恐縮でございますが、市長、教育長の御答弁をよろしくお願いいたします。

以上で、私の第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 大野聴議員の御質問にお答えいたします。

平成21年度予算についての1点目、予算編成方針についてでございますが、平成21年度予算は、私が市長に就任いたしまして最初の予算編成となるものでございます。特に「五つの元気」施策につきましては、後ほど内容について詳しくお答えいたしますが、新規レベルアップのうち、特に重点事業として位置づけ、予算編成の中でも優先的に財源配分を行っております。

予算編成の基本的な考え方でございますが、先ほどの施政方針でも幾つか具体的な事業について触れさせていただきましたが、五つの基本方針に基づきまして、予算編成を行っております。一つには、総合計画の推進、二つには、長期的視点に立った予算編成、三つには、財政運営の健全化、四つには、既存事業の精査、五つには、新規レベルアップ事業の取り扱いでございます。

これらの基本方針に基づきまして、長期的視点に立った予算編成を行い、財政調整基金の取り崩し、臨時財政対策債の借り入れをゼロといたしまして、市民会館及び地域体育館の指定管理者制度の導入、福生保育園の民営化などにより、財政運営の健全化を図っております。

また、新規レベルアップの取り扱いでは、「五つの元気」施策を含め、事業効果等を考慮して財源配分を行っております。

次に、歳入の見通しについてでございます。

100年に一度と言われている世界的な経済不況の影響を受け、市税のうち法人市民税は、平成20年度比較で、1億1600万円、23.7%の減少で、大変厳しい状況になるものと見込んでおります。また、国や東京都の税収の状況も同様に厳しく、地方譲与税や交付金等は前年度を大きく下回り、合計いたしますと、1億2000万円ほど減少するものと見込んでおります。一方で普通交付税につきましては、多くの収入が減少となる中で、国の全体予算が1兆円増額されることに伴いまして、平成20年度決算見込みから推計いたしまして、1億7800万円の増額を見込んでおります。地方交付税は増額でございますが、市税や地方譲与税などを合わせますと減少となっております。これに対しては、国の9条調整交付金、再編交付金、あるいは都市施設整備基金などを活用して対応させていただいております。

以上が、平成21年度予算の歳入のうち、特徴的な主な内容でございます。

次に、自主財源の確保についてでございます。

消費者金融などへの過払い債権の差し押さえ及び返還請求で、市税などの滞納者が支払いした消費者金融などへの法定金利を上回る過払い金の差し押さえを行い、その返還に応じない場合の返還請求訴訟に係る弁護士費用を予算に見込んでおります。

これによりまして、法定金利を上回って支払われた利息を返還させ、市税の滞納分に充当し、収納率及び収納額の向上に努めてまいります。その他の財源の確保といたしましては、観光ガイドマップの広告掲載収入、あるいは市勢要覧の有料頒布を行いまして、自主財源の確保に努めてまいり所存でございます。

次に、2点目の「五つの元気」施策の実現化についてでございます。

御質問の一つ目、予算編成を終えて私の実現への思いは、とのことでございますが、後ほど提案いたします平成21年度予算案あるいは実施計画をごらんいただくとおわかりいただけたと思いますが、市民の皆様にお約束いたしました「五つの元気」施策はどの分野におきましても、施策の展開が図れたと感じております。庁内に設置いたしましたワーキングチームもよく機能したと感じておりまして、実効性のある事業計画の報告を受けたところでございます。私といたしましては、厳しい財政状況の中ではありますが、財源の重点的、効果的な配分をいたし、最優先施策として予算化いたしました。

御質問の二つ目、施策化に向けての検討経過及び三つ目の施策化に係る事業の予算額につきましては、担当参事から答弁させていただきます。

次に、今後の検討方策と課題についてでございますが、来年度以降も「五つの元気」施策の展開の検討を図ってまいりますので、引き続きワーキングチームを活用していきたいと考えております。また、課題につきましては、「五つの元気」施策に限りませんが、財源の確保の問題と考えております。

次に、3点目の緊急経済対策についてでございます。

御質問の一つ目、平成21年度予算での緊急経済対策の内容につきましては、まず中小企業への融資の面におきまして、昨年来、他の自治体で通常の融資以外に特別な融資を設置しております。しかし、福生市においては、特別な融資は行わず、国並びに東京都の緊急融資制度を積極的に活用いただくとともに、その融資に伴い、事務の迅速化を図ってまいりました。また、市の融資制度におきましても、融資限度額の総額、追加融資制限の撤廃、融資要件の緩和など、これまで以上に融資を必要とされる方々にとって、利用しやすい制度になるよう見直しを進めてまいりました。

その見直しの結果による条例改正の議案を本議会に上程させていただいております。また、定額給付金加算金ということで、プレミアムつき商品券の検討をしてきたかということでございますが、これまでに実施いたしましたプレミアムつき商品券は、商工会が平成11年11月に開始した商品券でございます。このときは、金額に対して12%のプレミアムを上乗せし、その負担内訳として、市が10%分、商工会が2%分を負担しております。そのときは、経済活動への刺激策として一応の成果が見られ

たようでございます。しかし、現在のような財政状況では、前回のように市で10%分を負担することは、難しい状況でございますし、商工会や商店街に負担をお願いすることも難しいと考えております。

この定額給付金をいかにして、商店街に呼び込むかにつきましては、商工会や商店街ともいろいろな意見を交わしていきたいと考えております。

次に、政策決定と市民参加についての1点目、構想、基本計画、条例等の作成にあたっての市民参加についてでございます。地方分権化が進み、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという、市民が主役のまちづくりの考え方が定着してまいりました。

自分たちの地域をよくするために、できることは何かということを真剣に考えてくださる市民の方がふえてきており、NPOであるとか、ボランティアグループであるとか、その形態はさまざまでございますが、公益的な市民活動が活発化してきていることに、それはあらわれてきております。

市ではこれまで、市政への市民の参画、あるいは福祉の分野などの新たな公共空間における、行政と市民の皆様との協働など、広く市民の参画を得る機会を設け、施策の展開を図ってまいりました。このことについての基本的な考え方は、変わりはありません。御質問にございます、どのような基準で市民参加を求めるのか。その統一基準のようなものがあるのか。また、募集等の市民参加の方法に、統一見解などがあるのかということでございますが、現在のところ基準のようなものを統一的に策定してはおりません。

これは、多くの市民の皆様意見を反映するためには、制限はなるべくなくし、広く門戸を開いておくべきであるとの考えによります。ただし、募集内容によって、年齢や住所要件等の制限を設ける場合がありますが、これは募集案件のそれぞれの目的を達成するための合理的な制限でございまして、排除するための制限ではありません。また、計画や条例等の最終的な意思決定は、地方自治法にのっとり執行してまいることは当然でありまして、執行機関である私と議決機関である議会、それぞれの権能を侵すべきものではないと考えております。

次に、2点目の私の附属機関としての協議会の設置の考え方についてでございます。地方自治法では、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として調定、審査、諮問または調査のための機関を置くことができると規定されております。名称はともかく、実態がこのような機関であれば、法律または条例の定めるところにより設置するもので、例えば青少年問題協議会は法律で、基本構想審議会は条例の定めるところにより設置をさせていただいております。

ところで、公募により設置する市民会議と、附属機関である審議会等との違い、あるいは関係でございますが、市民会議がどこにも帰属せず、まさに市民という立場で自由に個人の思いや考えを提案していただくとの趣旨で設置させていただいており、また、発言に対する行政側の誘導や規制もいたしておりません。一方審議会等は、私からの諮問という形で御審議をいただく会議でございますので、行政側の提案する内

容を審議することも含まれます。このような位置づけの違いがございます。また、同様に行政側の誘導や規制がないことは言うまでもありません。分権型社会が成熟していく過程で、市民参加あるいは公益的な市民活動といった自主的、自主的活動が活発となり、活動する市民の方々が1人でも多くふえることは、市にとりましても心強いことでございます。

しかし、さらに発展させるためには、市と市民の皆様がそれぞれ果たすべき責任と役割や、相互に補完する制度設計について双方で協力し、研究を重ねていく必要があると考えております。

次に、3点目の市民ひろば等市民参加のあり方についてでございます。安全安心まちづくり市民ひろばに限らず、市からの呼びかけでこれまでも公募により環境市民会議など、幾つかの市民会議を編成させていただいております。このことは御承知のとおりでございます。

職員は、行政の専門家として誇りを持って仕事を進めることはもちろんでございますが、過信や慢心があってはならないことでございます。また、市民の皆様の中には、分野によっては、はるかに職員より専門知識をお持ちの方もおられます。そういった皆様の中で、市政への参加意欲を持った方のお力をおかりし、皆様の御意見をお聴きしながら、市民と行政が強く連携して行政運営を進めることは、分権型社会においては非常に大切な方向であると認識しているところでございます。

しかし、あくまで最終的な意思決定は、先ほども申し上げましたが、法の趣旨にのっとり決定していくというものでございます。

最後に、ボランティアで活動している市民と、報酬を支払う非常勤職員との市民の区分ということでございますが、ボランティアで活動している市民の皆様は、営利を目的とせず、みずから進んで地域のさまざまなニーズや課題に取り組む、社会貢献活動をする市民と考えております。また、審議会等の委員の方に支払う報酬は、非常勤の職員として執行機関からの諮問等に答申等を行う行為に対する対価であると考えております。次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で大野聴議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 大野聴議員の御質問にお答えをいたします。

第68回国民体育大会についての1点目、取り組み状況と今後の予定についてでございますが、平成25年開催の第68回国民体育大会東京大会は、平成20年7月に開催が内定をいたしております。これに伴い、福生市では平成20年8月に庁内での準備組織として副市長を中心としました福生市国民体育大会開催準備連絡会議を設置いたし、目下、全庁職員によります取り組みといたしまして、開催に向けての準備を進めているところでございます。

次に、国民体育大会に関する今後の予定でございますが、本年、平成21年は、第68回国民体育大会開催の4年前に当たります。時期的には、いよいよ市民の皆さんを参画を得て、具体的な取り組みが必要になってまいりますことから、平成21年度

には、市及び都並びに関係機関、各種団体が緊密な連携のもと、市民各界各層からなる、第68回国民体育大会福生市準備委員会を設立し、市民の英知とエネルギーを結集をして、式典や競技運営のほか、福生市へ来訪される選手及び観客の皆様方が、安全に快く参加また観戦できるよう、諸準備に万全を期してまいりたいと考えております。なお、平成22年度の開催3年前になりますと、この第68回国民体育大会福生市準備委員会が、第68回国民体育大会福生市実行委員会に名称を改め、準備委員会から実行委員会へと移行し、国民体育大会が終了するまでの期間、大会準備及び大会運営にかかわる組織として携わっていただくことになります。

次に、第68回国民体育大会に関します東京都からの財政的支援の内容でございますが、現在、東京都が示しております内容は、国体競技施設の整備に対する施設整備補助金として、補助率が2分の1で補助限度額1億円となっており、また、平成24年に開催をいたしますリハーサル大会と平成25年の本大会の運営に対します運営交付金は、補助率が2分の1となっております。

次に、2点目の施設の整備につきましてでございますが、ソフトボール競技で使用する福生市の施設は、福生野球場と市営競技場の2施設が予定をされております。この両競技施設につきましては、国民体育大会競技施設基準に基づき、施設整備を計画いたしております。平成21年度には福生野球場の1期工事と市営競技場の整備工事、平成22年度には、福生野球場の2期工事を実施し、競技施設の整備を行ってまいりたいと考えております。

次いで、3点目の周辺の環境整備についてでございますが、各競技場へのアクセスについては、公共機関のJR牛浜駅と福生駅の利用のほか、車で来場される方などの各競技場までのアクセスにつきましては、同じくソフトボール競技を開催いたします、隣のあきる野市、瑞穂町と連携をして、シャトルバスの運行などを含めて、今後検討いたしてまいることになります。

また、周辺道路の整備につきましては、市道のほか都道や国道も含めまして、関係部署と再点検をしてまいりたいと考えております。

次いで、4点目の市民の協力体制についてでございますが、先ほど申し上げました第68回国民体育大会福生市準備委員会、それらに引き続き第68回国民体育大会福生市実行委員会の委員として、市民の皆様には御協力をいただきますとともに、各委員会の中に競技、式典のほか広報や宿泊、輸送などに関します専門部会を設け、市民の皆さんと知恵を出し合い協働をしながら、第68回国民体育大会が、意義ある大会となるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、他県での開催の国体におきましては、さまざまな形で多くの住民の皆様がボランティアで活動をされておりますが、福生市におきましても、市民の皆様方にはボランティアとしての御協力をお願いをしてまいりたいと考えております。そして、ボランティア活動をお願いをするに当たりまして、今後実行委員会の専門部会で、その活動の内容や役割等を検討していただきまして、市内の各種団体等をお願いするとともに、市民の皆様にもボランティアとして募ってまいりたいと考えております。

以上、大野聰議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部参事（大越英世君） 市長の補足答弁といたしまして、「五つの元気」施策の検討経過と「五つの元気」施策の予算額についてお答えいたします。

まず、施策化に向けての検討経過でございますが、「五つの元気」関連施策につきましては、「五つの元気」推進事業計画を作成しまして、主要３８事業を定めております。

これらの事業につきましては、庁議、行政改革推進本部あるいは市内部の施策検討会議ですとか、総合計画策定委員会での検討、決定を経て施策化を図っております。なお、「五つの元気」を推進するために設置いたしましたワーキングチームでは、昨年１０月から本年１月までの間、４カ月間にわたり６回の会議を経まして、各推進項目の具体策等について検討を重ねてまいりました。

具体的に申し上げますと、各担当課が既に継続しておりました事業に加えまして、これまで懸案事項となっていたもの、あるいは新たな提案事業について検討してまいりました。チームで提案した事業につきましては、予算編成に反映させるため検討会議で方向性が決定された新規事業、レベルアップ事業について、メンバー所属の担当課が順次実施計画案を作成し、また、合わせて予算要求を行うという形で取り組んできたところでございます。また、ワーキングチームでの検討事項及び今後の方向性の提案につきましては、１月に全体のまとめが完了しまして、市長への報告がなされております。市ではワーキングチームからの検討経過報告を踏まえまして推進計画を策定し、また、予算につきましては、最終的に市長査定を経て、所要の事業費を計上させていただきます。

次に、「五つの元気」施策の事業及び事業にかかる予算額の概算についてでございますが、まず、新規事業について申し上げますと、認定子ども園開設準備経費補助、子育て支援カード作成委託、里帰り等妊婦健康診査費助成等々ございます。

健康関係では、前立腺がん検診の実施、口腔がん検診の実施、高齢者居住支援特別対策事業、それから児童・生徒による音楽のまちづくりの推進、商店街振興基本調査委託、熊川武蔵野地区まちづくり計画策定委託、レジ袋削減、マイバック持参の促進、地球温暖化対策設備普及事業助成等がございまして、レベルアップ事業では、乳幼児医療費の無料化、これは所得制限を撤廃しております。また、小中学生の医療費につきましては、窓口の１回２００円の負担を除き、所得制限を撤廃しまして無料化となっております。それから、ふっさっ子の広場事業、これはレベルアップでございます。それから、町会等会館建設等補助金の見直し、中小企業振興資金融資制度の見直し等々がございます。

事業につきましては以上でございまして、次に予算額の概算でございますが、「スリムな市役所が元気」の部分を除きまして、「子育てが元気」から「まちが元気」までの新規事業、これら事業を合わせた額は、約３億６２００万円でございます。内訳は、国都補助金等の特定財源が約１億９６００万円、市税等の一般財源が、約１億６６００万円でございます。この一般財源の額に対しまして、平成２０年度当初予算ベースでの「五つの元気」の施策の一般財源の額は約１億５００万円でしたので、一般財源

の額で見ますと約6100万円の増となっております。なお、「スリムな市役所が元気」の行政改革の効果額につきましては、市民会館、地域体育館への指定管理者の導入、福生保育園の民営化、職員数の見直し等を主要事業の合計で約1億2700万円の減となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（大野聰君） 先ほどは市長、教育長から御丁寧な詳細な御答弁、いろいろありがとうございました。

平成21年度の予算案につきましても、積極的に組んでらっしゃる割には、非常に支出が最小限に抑えられたということで、すばらしい予算編成ではないかと思うんですが、まず、総括的な再質問を一度させていただいて、最後に要望をさせていただきたいと思います。

予算の関連で、歳入の確保ということで、御答弁いただきましたけれども、先日、地方紙でお隣の羽村市が、市民税等の公的な税とか使用料について、コンビニ収納を予定しているというようなことの記事が載っておりましたけれども、当市においてどうなっているのか、検討されたことがあるのかどうか。我が市が実施した場合の大体の概算というのですか、そういうことと、三つ目は、他市の例で、いわゆる費用対効果という問題だけで済むのかどうかわかりませんが、費用をかけた割には実際には収納率が上がらないとかというのもあると思うのですが、そういう他市の例なんかもあると思うのですが、実際の例なんかもお調べになったことがあるのかどうかについてお伺いいたします。

それから、緊急雇用対策の関係が2点目でございますけれども、今回、非正規労働者だけでなく、正規労働者も解雇されるというような状況が予想されるということも新聞に載っておりましたけれども、これから特に3月末を控えて非正規労働者の雇用期間が満了して、いわゆる雇い止めと言うのですかね、雇用の更新をしないと云われる方が、全国で十五、六万人いるというようなことが言われております。それに対する対策が強く求められているという話がありました。さらに今朝の新聞でも、生保受給者が大幅にふえているというなことも言われておりますけれども、そういう雇用者に対する当市の実態とか、具体的な相談があるのかどうか。まずお伺いしたいと思います。

それと2点目については、そのような対策に対して、我が市として具体的にそういう対策を講ずるための検討をしていくお考えがあるのかどうかについてお伺いをさせていただきます。

それから、「五つの元気」については、再質問は省略させていただきます。

それから、市民との協働の関連についても、質問を省略して、最後の国体関係について何点かお伺いさせていただきます。

教育長の御答弁の中で、施設のいわゆる競技施設基準というのがあるというふうにお伺いしましたがけれども、ソフトボールの場合の具体的な競技基準については、どんな中身になっているかについてお伺いをさせていただきたいと思います。

それから2点目として、周辺道路の整備についてでございますが、関連部署と相談して最低限してということですが、今後、具体的にどのように進めていくかということについてお伺いします。

それから、特にこれは以前にもお伺いしました福生競技場の新堀橋から下へ降りる道については、非常に急坂で急カーブということで、今でも非常に危険な状況があります。当然国体が始まって、一般の車両については通行止めにするにしても、報道機関だとか、関係者の車両の往来が非常に多くなっていくんだと思うんですが、具体的に前にもこの件については国体と関係なく改修がどうなってるかということについてお伺いしたことがあるんですが、その後の検討状況についてどのようになっているかの1点についてお伺いします。

まず、第1回目の再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市民部長（野島保代君） それでは、コンビニ収納の関係で御答弁をさせていただきます。

このコンビニエンスストアでの市税等の収納ということでございますが、当市におきましても、昨年、平成20年11月に、庁内関係部署の職員で構成いたします「公金の新たな収納方法に関する検討会」を設置いたしまして、現在検討を進めているところでございます。この検討会を設置する際には、収納課におきまして、市税、保育料、施設使用料等すべての公金収納を対象に、納付方法やコンビニ収納等の可否につきまして調査をいたし、この調査結果に基づきまして他市の状況、コンビニ収納、クレジットカードあるいは電子納付システムなどの新たな収納方法の確実性や、費用対効果などの検証に取り組んでおります。

この検証検討結果につきましては、早期に取りまとめまして、市民サービスの向上策として効果が見込まれる収納方法について実施してまいりたいと、そのように考えております。

概算経費でございますが、現在、具体的な経費等につきましての検討までは進んでおりませんが、他市の状況を見ますと、コンビニ収納を例にとりますが、初期投資としては、電算システムの改良費等でおよそ1200万円ほどかかると、その後の経常経費としては、システムの運用経費、あるいは収納代行会社の取り扱い手数料が、収納1件当たり55円程度かかるということになってまいります。

このコンビニ収納による収納率への影響ということでございますけれども、現在、このコンビニ収納につきましては、5市、武蔵野市や三鷹市等でございますが実施済みでございます。これらの市の状況等をお聞きしますと、「市民から評判は非常によい。しかしながら、直接の収納率の向上にはつながらない。」こういうようなことでご

ざいます。

私も福生市といたしましても、この新たな公金収納に関する検討会の設置でありますが、これは市税等収納率向上対策本部で設置が決定されたと、こういうことでございますけれども、その際の目的といたしましては市税のみならず、すべての公金について市民サービスの向上を主眼にこれまでによらない新たな収納方法を模索することを目的に設置すると、こういうような目的で設置されたところがございます。

このような目的、考え方をもってこのコンビニ収納等、新たな収納方法について取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私の方から、緊急雇用対策に関連いたしまして、非正規あるいは正規労働者の解雇問題についての御質問にお答え申し上げます。

初めに、当市の実態あるいは具体的な相談状況ということでございますけれども、実態調査を行っておりませんので、具体的な実態はつかんでおりませんけれども、現時点で市民相談への雇用に関する相談、要望はございません。また、生活保護の相談におきましても、顕著な形では出ておりません。以上が状況でございます。

また、今後具体的な対策を講ずるための検討ということでございますけれども、景気の悪化が長引き、これに伴う雇用情勢がさらに悪化していくということになりますと、市といたしましても、何らかの対策が必要になってくるという認識は持っております。新年度におきまして国や都の補助を活用いたしまして、緊急雇用対策などを進めていく中で、今後の雇用状況を見つつ、本市に見合った方法があるか、そういったところを考えてまいりたいと、このように考えております。私からは以上でございます。

○教育次長（宮田満君） 国体につきましての再質問に対し御答弁申し上げます。

1点目、競技施設基準の内容についてでございますが、国体の競技施設基準では、成年女子ソフトボール競技施設は、競技エリアの広さは、70メートル四方以上の面積を有すること。バックネット、バックスクリーン、スコアボード、マウント表示盤、外野フェンス、夜間照明などの設置があることとなっております。

次に、周辺道路の整備についてでございますが、まず、歩行でいらっしゃる方につきましては、福生野球場はＪＲ牛浜駅から、市営競技場はＪＲ福生駅からの来場を想定いたしまして、まず動線等の点検を行ってまいります。ユニバーサルデザインの視点に立ちまして、関係部署と検討していきたいと考えております。

3点目でございますが、市営競技場へ至る道路の拡幅等の検討でございますが、現在の認識でございますが、市営競技場の駐車スペースは、限りがございますので、駐車場の使い方、また、歩行で来場される方などの競技場への来場を含めまして、道路の拡幅等につきましては、今後、関係部署と相談しながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方からは、市営競技場に至る新堀橋西側の道路でございします市道第1209号線の拡幅のその後についてということでございますが、

この件につきましては、以前にも御質問いただきまして、その後、地権者と調整をしておりますが、まだすべての地権者との調整ができていない状況でございます。

この道路は、市道第1209号線の背後に、のり面がありまして、石積みに工法によります通称「切り通し」というような道路の形態となっております。

また、こののり面の上部にお寺や神社の社などの建物といった拡張条件の隘路となりうる大変大がかりな難しい拡張事業となると予想されますので、今後、またすべての地権者から御理解をいただけるか調整したいと考えております。一方、費用面を考えると、他のルートと検討する必要もありますので、現在、玉川上水の右岸の遊歩道で、市道第1185号線が羽村市境まで現在利用されておりますので、その遊歩道から市営競技への歩行者の動線が図れるかについて、関係権利者と調整することなども含めまして努力していきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○15番（大野聰君） 御答弁ありがとうございました。

まだ大分時間がありますが、最後に要望を幾つかさせていただきまして一般質問を終わりたいと思います。

まず予算の関係ですが、今回先ほどの施政方針でも述べられておりますが、財政調整基金の取り崩しをしないとかですね、臨時財政対策債を借り上げしないとか、そういう意味ではかなり厳しい財政状況中で、「五つの元気」を含めた新しい施策も打ち出されているわけです。昨年5月に出された「五つの元気」の実現がかなり進んでおるわけですが、細かい部分については予算特別委員会で少し質問をさせていただくことになると思いますが、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の市民との協働の関係ですが、これについては、地方分権が進む中で、先ほども市長の御答弁がありましたけれども、市民との協働ですとか市民参加ということは、当然、必然的に進めていかなければいけないことだと思いますし、私もそれを強く考えております。ただ、行政と市民はですね、対等なパートナーシップであるということを基本にして、市民との協働を進めて行かなければいけないのではないかと思います。

数年前、当時、公園アダプト制度と言いましたけれども、今は公園ボランティアという言い方で公園の清掃を市民の方に御協力をお願いした時に、その年度に公園の清掃委託費を先にしたとかですね、これでは単に行政の下請みたいな感じになってしまうのではないかと。やはり先ほど言いましたように、対等のパートナーという形で進めて行かなければいけないと思いますし、そういう意味では単なる下請ですとか、行政ということでは、ボランティア活動なんかもなかなかできないだろうと、それから、いろいろ市民ひろばですとか市民会議においては、市民から意見を聞いたということで、それに対応するということでは、それは単なる隠れみのということで、行政の主体性が全くないということとなると思いますので、その辺は十分留意をして対応していただきたいと思います。強く要望いたします。

それから最後、いろいろこれから東京都は、施設の整備については2分の1しか出さないということですが、その財政負担もかなり重くのしかかってくるのではない

かと思います。施設の整備も当然のことながら、周辺道路整備とかアクセス、特に牛浜駅については、市長の御努力で改修工事が行われるということで、駅舎はすごくきれいになるんだと思うんですね、ただ、グランドまでのわずか区間ですが、その辺の道路整備、あまり広くはないわけですが、あそこに大勢の人たちが行き来するということがあると思うんで、その辺の対応もぜひお願いしたいと。それから、福生市営競技場の方については、何回も申し上げております。私もよく通りますけれど、かなり羽村市のほうからの方がお見えになると、ましてソフトボール始まれば、相当混乱することが予想されると思うんですね。まさか羽村市の方はこっちを通ってはいけないよというわけにはいきませんから、その辺については、ただ、期間中は向こう側の住民の方に御協力していただくとかですね、その辺の方法も考えなければいけないんだと思うんですが、ぜひその辺も含めて、この際ですから、例えば、防衛をお願いして9条の関係で道路整備をするとかですね、そういういろいろな方法を考えてですね、ぜひすばらしい大会にし、すばらしいまちにしていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に5番、乙津豊彦君。

（5番 乙津豊彦君質問席着席）

○5番（乙津豊彦君） 御指名をいただきましたので、さきに通告いたしました一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく2項目ございます。1項目目は、福生市障害福祉計画第2期について、2項目目は都市基盤整備について質問するものです。

それでは、1項目目の福生市障害福祉計画第2期について、まず1点目、地域福祉推進委員会からの答申についてお尋ねいたします。

障害者自立支援法が施行されて3年が経過し、その附則の規定に伴い見直しが行われ、地方自治体は本年4月以降、すなわち第2期の実施計画の策定が義務づけられているところでございます。

当市におきましても、昨年5月に市長から諮問された福祉計画に対して、12月に中間答申が行われ、パブリックコメントを受け、それを反映した形で去る2月6日西村会長から答申が行われ公表されております。この答申は現在、市のホームページからダウンロードしてだれでも読むことができます。この答申の資料編に、市長からの諮問書と委員会会長からの答申書が添付されております。答申書によれば、「計画の策定についてその基本的な考え方、内容について審議した結果、意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。」とあります。答申書とは辞書によりますと、「上司の諮問に対して意見を述べた文書」という意味になります。答申書にある別紙がこの答申本体であるならば、委員会の意見はどこに述べられているのでしょうか。答申の第1章に、計画の策定過程が説明されており、「計画の基本的な考え方、内容について福生市地域福祉推進委員会に諮問し、その答申を踏まえ策定しました。」とあります。

また、資料編には推進委員会委員の名簿と審議過程が報告されています。それによりますと、同時に諮問された、福生市介護保険事業計画第4期と一緒に行われたと思いますけれども、20人余りの委員が都合8回にわたって審議されたとのこと。

そこで何点かお尋ねいたします。まずこの答申は、障害福祉計画そのものに見えるんですかいかがでしょうか。近隣市を見ていると、羽村市も答申の形で公表していますが、審議会会長の報告を冒頭「はじめに」で述べています。あきる野市は、計画の素案を公表していますが、これは地域自立支援協議会を立ち上げ、そこで作成したものです。いずれの市も、審議会、協議会の議事録、資料は公開されており、ホームページから読むことができます。

次に、当市の委員会における審議結果、意見等の内容はいかがなものでしょうか。

3番目に、当市では委員会の議事録、会議資料などは公表されているのでしょうか。

次に、2点目計画の内容についてお伺いいたします。福生市地域福祉推進委員会委員の名簿を見ますと、学識経験者、福祉保健関係機関の代表、医療関係機関の代表、ボランティア団体の代表、社会福祉協議会の代表、それに公募による市民の代表から構成されています。委員会で審議され、まとまった内容に関して私が意見を申し上げるのは僭越であると考えていますので、ここでは本計画の市における位置づけ、市が考えている内容についてお尋ねいたします。

まず、本計画の位置づけとして、法第88条第1項に基づくとありますが、当市の障害福祉計画は、もともと第3期福生市地域福祉計画に含まれていたのでしょうか。つまり、障害福祉計画第1期は新たに策定しなかったのでしょうか。

次に、障害福祉計画第2期は、法の附則に従った見直しに伴い、市の計画を見直したのではないのでしょうか。

次に、見直したものであるならば、第2期計画の内容について、当初、すなわち第1期に比べて、特徴的なものを説明していただきたいと思います。

最後に、市長の推進する福生に「五つの元気」の反映はいかがになっているのでしょうか。

次に3点目、今後の課題についてお伺いいたします。本答申をもとに市は今年度中に計画書として策定し、来年度当初より適用されると思うので何点お尋ねいたします。

まず、平成23年度までにこの計画の目標達成するに当たり、考えられる課題はあるのでしょうか。

次に、3年間と比較的短い期間の計画ですが、途中で見直しが入る可能性はあるのでしょうか。

続いて2項目目、都市基盤整備について、まず1点目、内出交番前交差点の安全対策についてお伺いいたします。内出交番前交差点の安全対策につきましては、第五小学校並びに第三中学校PTAより、歩道橋の設置に関する要望が出され、市として西多摩建設事務所に要望を出しましたが、東京都の方針として、歩道橋の新設はないとの回答を受け、別の方法を模索するために、PTAに対して要望取り下げていただいたいきさつがあります。私も過去3回にわたり一般質問していますが、奥多摩街道の

立川方面から睦橋通りへの右折車線の増設と、信号操作して歩車分離式交差点への改良を訴えてきたところでございます。しかし、実現はなかなか難しく、昨年9月の定例会では、進展なしとの御答弁でした。しかし、昨年11月に警視庁から現地を視察に来られたようです。その際、立川方面の隣の交差点及び第1分団詰所前の交差点も調査していたのを目撃しています。

そこで何点かお聞きいたします。まず、その後西多摩建設事務所、福生警察署との交渉はいかがになっているのでしょうか、進展があったのでしょうか。続いて、内出交番前交差点と新奥多摩街道立川方面の次の信号との距離が比較的短く、また、旧奥多摩街道の第1分団詰所前の交差点とも距離が短いのが現状です。そこで、これらの交差点について改良の計画はあるのでしょうか。

次に2点目、睦橋東交差点の安全対策についてお伺いいたします。内出交番前交差点の安全対策を考えていくのに、睦橋通りにおけるあきる野方面への車の流れを無視できません。朝夕は、奥多摩街道まで渋滞が伸びることもあります。そこで、睦橋東交差点の車線をふやし、直進を2車線にする交差点改良に関して提案をしてきたところでございます。また昨年、正和会として市長に提出した平成21年度市政に対する要望の重点項目にも載せさせていただきました。

そこで何点かお尋ねいたします。まず、市は昨年度より、西多摩建設事務所に睦橋東交差点改良の要望を出しておられますが、見通しはいかがでしょうか。同時に、市は睦橋東交差点に歩道橋の設置を要望していますが、説明をお願いいたします。

最後に3点目、市道幹線Ⅱ-18、田園通りの改良工事についてお伺いいたします。第1工区の工事が進み、改良後の全容が見えてきたと思います。続いて、五日市線のガード下までの間の第2工区の工事が始まっています。

そこで何点かお尋ねいたします。まず、第1工区の区間を利用する住民や第五小学校の関係者などの意見を聞いていたら教えてください。

次に、2月3日に第2工区の説明会が開催されましたが、総括していただきたいと思います。具体的に、案内、参加人数、説明内容、意見に要望、質問等について御説明願います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 乙津議員の御質問にお答えいたします。

福生市障害福祉計画第2期についての1点目、地域福祉推進委員会からの答申についてでございますが、本計画につきましては、昨年の5月30日に計画を策定するに当たり、計画の基本的な考え方、内容等について福生市地域福祉推進委員会の意見を賜りたく、私から諮問をいたしました。

委員会では8回の会議が開催され、去る2月6日に答申書を受け取った次第でございます。今後、答申書を最大限に尊重する形で、福生市障害福祉計画第2期を策定いたします。

さて、地域福祉推進委員会における審議結果及び意見等の内容でございますが、答

申書の計画の策定過程にございますように、障害者の生活状況や障害福祉サービスの需要等を把握するため、身体・知的・精神障害者を対象とした生活実態調査を実施いたしました。この調査結果を参考とし、さらに市民の皆様の御意見、提言等を反映させた内容とするため、関係団体へのヒアリングやパブリックコメントの募集を実施いたしました。地域福祉推進委員会において十分議論をされたものとなっております。委員会は公開で行われ、傍聴はどなたでもできることとなっております、委員会開催中に数人の方が傍聴されたようでございます。また、審議会の議事録は概要としてまとめており、請求があればどなたでもごらんいただけますので、議事録の公表につきましては、そのような御理解をいただきたいと存じます。

次に２点目の、計画の内容についてでございますが、障害福祉計画第２期は、障害者自立支援法第８８条第１項に基づく、市町村障害福祉計画として策定する予定でございます。この計画は、福生市総合計画に基づく分野別計画でもあり、第１期の福生市障害福祉計画は、第３期福生市地域福祉計画改定版に内包されたものとなっております。

さて、第２期の計画内容でございますが、第１章「障害福祉計画の概要」から第５章「障害福祉計画の推進」までで組み立てられております。特徴的なものでございますが、障害福祉サービス施策での指定障害福祉サービスとして、訪問系サービスの居宅介護や重度訪問介護、日中活動系サービスの生活介護や自立訓練、療養介護、短期入所等、そして居住系サービスの、共同生活援助・介護、施設入所支援等があげられます。また、地域生活支援事業においては、地域生活への移行促進や、一般就労への移行促進と相談支援体制の充実が挙げられています。このような事業計画の中、私の公約であります「五つの元気」推進事業計画において、障害者の就労支援及び障害者の相談支援につきまして、障害者を支援するため、障害の種別を超え、就労支援事業委託及び相談支援事業委託として、福生市社会福祉協議会へ委託いたしたく、平成２１年度当初予算に計上してございます。

続きまして３点目の、今後の課題についてでございますが、先ほども申し上げましたが、福生市障害福祉計画第２期を策定いたします。国は基本指針において、市町村障害福祉計画策定に当たっての基本となる理念、サービス見込み量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを定めております。障害福祉サービス及び相談支援の体制の確保に関する基本事項や、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための必要な事項がございます。市では、この国の基本指針を踏まえ、平成２３年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成１８年度中に平成２０年度までを第１期とする障害福祉計画を策定いたしました。

第２期計画は、平成２１年度から２３年度まででございます。地域福祉推進委員会からの答申書を尊重するとともに、第１期計画の進捗状況等を踏まえ策定いたします。考えられる課題でございますが、相談支援事業の中に地域自立支援協議会設置の検討が掲げられております。本協議会は、障害者の対応が困難な相談への対応や、相

談内容を共有・協議する場として関係する機関の委員で構成するもので、なるべく早い時期に協議会の設置ができればと考えております。また、短い期間の計画なので、見直しがあるのかでございますが、障害者自立支援法改正の施行により、第2期計画の見直しが必要となる場合は、国から改めて連絡するとのことでございます。現在、そのような連絡はございませんので、見直しはないものと考えております。

次に、都市基盤整備についての1点目、内出交番前交差点の安全対策についてでございますが、これまでも何回か御質問をいただいております、児童・生徒の通学路であり、特に交差点の横断が危険とのことから、PTAからも要望いただき、道路管理者である西多摩建設事務所に横断歩道橋の設置要望をいたした経過がございます。

しかし、設置は困難とのことから、地元都議会議員の御尽力をいただきながら、代替え案として、歩者分離式信号機に改善して、児童・生徒が安全に横断できるよう、福生警察署に要望してまいりました。

昨年11月に警視庁が現地踏査をしたと聞いております。最近になり、この交差点の立川方面からの通行車両で新たに右折ラインを設置できれば、立川方面からの左折車両の信号調整ができることから、歩者分離式信号機への改善が可能であるとの回答を福生警察署よりいただきました。現在、西多摩建設事務所で実施しております陸橋通り改良工事が、平成21年3月下旬には、国道16号線への取り付け部分を除いて完成いたします。この完成に伴い、立川方面からの右折車両がふえることも予測されます。右折ラインの確保により、車両通行の円滑化とあわせて児童・生徒の交差点の通行の安全が図れるため、西多摩建設事務所に右折ラインの設置要望を今年の2月に提出したところでございます。また、第1分団詰所前の交差点につきましては、歩行者用の信号機を設置していただけると聞いております。設置に当たっては、都道と交差する市道第105号線の歩道等の改良が必要となりますので、信号機の設置にあわせて実施をしてまいります。

次に、2点目の陸橋東交差点の安全対策についてでございます。御質問の陸橋東交差点は、昭和57年度に都市計画道路幅員の18メートルで、内出交差点から陸橋方面へ片側2車線での整備がされております。この交差点では、1車線が田園地区方面への右折専用車線になっているため、朝晩の通勤ラッシュ時には、直進用の1車線だけが内出交差点まで渋滞を起こし、右折車線は数台だけの状況であることは承知をしているところでございます。この状況改善するために、陸橋東交差点から内出交番方面と陸橋方面に、それぞれ約100メートルの区間について、南公園側に3メートル拡幅し、2車線から3車線に改良し、直進車線を2車線確保する交差点改良を西多摩建設事務所に要望しているところでございます。

現在の西多摩建設事務所との協議の中では、車線を3車線にした場合には、あきる野方面からの石川酒造側へ入る車両が右折できない可能性があることと、地権者の方には、道路用地買収が2度目となることもありますので、慎重に進めていきたいとの回答をいただいているところでございます。今後も、地元の方々の御意見を尊重しながら、西多摩建設事務所と調整を行いまして、陸橋東交差点の安全対策が図れるよう、

要望していきたいと考えております。また、睦橋東交差点の新五日市街道、通称睦橋通りに、横断歩道橋の設置を要望していることについてでございます。

この横断歩道橋の設置要望は、第五小学校及び第三中学校のPTAより、児童及び生徒の通学路対策として歩道橋の設置要望が出された経過もありますので、継続的に道路管理者である西多摩建設事務所に歩道橋設置の要望をしております。

しかしながら、現在東京都は、歩道橋について既存橋の廃止の方針もあり、新設については極めて難しい状況であるとの回答をいただいております。そこで、現状の交差点の安全対策は、信号機による車両の制御をしておりますして、交通量の多い新五日市街道と田園通りの車両を制御する信号システムで、市民や児童・生徒が安全に横断歩道を渡ることができていると考えております。今後、この横断歩道橋の設置要望は、教育委員会と設置の必要性を含め、再検討していきたいと考えております。

次に、3点目の市道幹線Ⅱ－18号線、田園通りの改良工事については、都市建設部長より答弁をさせていただきます。

以上で、乙津議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方からは、2項目目の都市基盤整備についての3点目、市道幹線Ⅱ－18号線、田園通りの改良工事について、市長の補足答弁をさせていただきます。

本事業は、第1工区の睦橋東交差点から明神下公園入口交差点付近までの延長約431メートルにつきまして、昨年の6月下旬に工事発注をし、今年の3月下旬の完成予定で現在工事を進めております。

そこで、当該区間の市民の皆様や第五小学校などから、これまでの工事に関する意見などございますが、沿道の市民の皆様からは、特に商売をされている方で、工事実施時期の調整や売り上げに対する補償関係、その他車道の水たまりや歩道と民地との段差解消など、さまざまな意見等がございました。また、第五小学校からは運動会の際の工事の作業内容についての要望がございましたが、それぞれの苦情や要望などに対しましては、その都度調整や説明に伺い、御理解をいただく中で工事を進めております。また、第2工区につきましては、引き続きJR五日市線ガード下付近までの、延長約435メートルにつきまして、昨年の12月中旬に工事発注をし、今年の12月下旬の完成予定で、これから本格的に工事を進めてまいります。

工事の実施に伴い、2月3日に沿道市民の皆様を対象に、工事説明会を実施いたしました。この説明会の総括についてでございますが、まず案内通知は地域の町会長、地権者、沿道等の御家庭などへ約900件の配布をいたしました。また、当日の参加人数でございますが、9名でございまして、最初に市及び工事施工者から工事の概要説明、工事工程及び施工方法等について説明の後、質疑応答を行いました。参加者の皆様からは、第1工区ではどのようなことが住民と問題となったのか、歩道改良に伴う自宅や店舗への車両の乗り入れ部分の位置関係の調整、既存道路の水たまり解消ができるかなどの質問や要望をいただきましたが、それぞれ説明をいたしまして、工事に対する御理解、御協力をいただきまして、閉会をいたしました。

以上で乙津議員の質問に対する市長の補足答弁とさせていただきます。

○５番（乙津豊彦君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。それでは２回目の質問を行わせていただきます。

１項目目の福生市障害福祉計画第２期についてでございます。

まず、１点目の地域福祉推進委員会からの答申についてですが、委員会において何を審議し、どのような意見が出て、どう結論づけられたかは答申に盛り込まれているとの御答弁でございました。また、内容を知りたいければ、委員から公開していたので傍聴すればわかる。もしくは情報公開請求を行えば、議事録は公開されるともとれるとの御答弁でした。

そこで何点かお聞きします。

まず、答申書を最大限に尊重する形で、福生市障害福祉計画第２期を策定することとがございします。この答申は計画書そのものと思われたのですが、新たに計画書がつくられるのでしょうか。次に、傍聴に行けませんでした。が、議事録や資料を他市のように市のホームページで公表するおつもりはないのでしょうか。

続いて２点目の計画の内容についてですが、平成１８年に策定が義務づけられていた障害福祉計画は、その翌年に発行された第３次福生市地域福祉計画改定版に内包されているとのことでした。福祉計画については、法律もさることながら複数の計画があり、理解するには難しいと思っております。障害者自立支援法が目指す障害の種別によらず同じ支援が受けられる、計画が必要なのは当然かもしれないと思っております。

そこで何点かお聞きします。まず、精神障害と認定されてる方への支援について、東京都では病院に入院されている障害者のうち、条件が整えば退院可能の方を５千人と見積もり、それを人口比で市町村に割り当て、平成２３年度までに５０％を目標値としたと聞いております。確かに目標値を設定することがサービス量の算出に必要なことは理解できますが、当市における１３名という数はどのように評価されているのでしょうか。

次に、障害の種別によらず、同じ支援受けられるようにすることについて、同じようにできるサービスと個別に考慮しなければならないサービスがあると思われ。特に、精神障害と認定されてる方には、医療施設と連携した支援が必要と思われ、緊急対応も必要になることが考えられます。先日テレビのドキュメンタリーで精神科を標榜するために、専門的な知識は不要とのテーマが放映されました。市内精神科を標榜する医院、病院はどのくらいあるのでしょうか。また、専門医のいる病院はどの程度あるのでしょうか。

次に、３点目の今後の課題についてですが、そもそも第２期とは平成２１年度から２３年度までの計画と考えていたのですが、国も市もあくまで平成２３年度をターゲットとして考えているように思われます。答申書を尊重するとともに、第１期計画の進捗状況等を踏まえ策定することとですが、あと１カ月もなく始まる計画です。

そこで何点かお聞きます。まず、福生市障害福祉計画書第２期はいつ発行される予

定なのでしょうか。

次に、地域自立支援協議会の設置が検討されているとのことですが、協議会について地域福祉推進委員会との違いを含め、もう少し詳しく説明してください。

次に、期間中見直しはないとのことでしたが、国における社会保障審議会の障害者部会の報告書「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」という資料が発行されました。この時期が昨年12月16日です。内容は、大体60ページほどの提言が書かれてございます。障害者自立支援法の見直しを検討してきた与党プロジェクトチームは、その実務者会議で、費用の負担を所得に応じた応能負担へと法改正する方針を固めたと報道されております。先ほどの見直しの資料に関しましては、現在、応益負担なんですけれども、現行の特別対策等による利用者負担の軽減措置が行われておりますので、それをさらに継続して実施すべきだという提言が行われておりますが、やはり応益負担、応能負担の問題に関しましては社会的な問題となっております、結局、応能負担という方向に向かっていくように思われます。

確かに市としては国からの連絡はないので、見直しはないと考えておられるようですが、覚悟はしておく必要があるのではないのでしょうか。後期高齢者医療保険制度、定額給付金制度にしても実施予定時期が間近になっても詳細が決まらないという実績がありますし、執行者である市のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、第1期の実績評価はいかがだったのでしょうか。この結果をどのように第2期に反映されたのでしょうか。

次に、障害者支援を考えるのに、支援を受ける立場の方の考えを尊重すべきと個人的には考えております。当市においても市庁舎を始め、道路や駅のバリアフリー化が済んでいますが、実施後に検証は行っているのでしょうか。先日、新聞報道で東村山市において、市長、保健福祉部長、都市整備部長がアイマスクをして、まち歩きの実感を味わったとの記事が載っていました。これは市が自発的に検証したわけではなく、視覚障害者からの要望で実現されたものです。ここまでする必要があるかは問いませんが、実際に障害のある方に利用していただき、検証する必要があると思うのですがいかがでしょうか。庁舎の階段の手すりを取りかえた途端に点字による誘導がなくなった事実を見ますと、エレベーターがあるから不要との結論が出たのではないかと推測してしまいます。

2項目目の都市基盤整備についてですが、1点目の内出交番前交差点の安全対策について、雰囲気として歩者分離式信号機の設置が実現しそうな気がしてきたところです。ここまでするには地元都議と連携し、西多摩建設事務所、福生警察署並びに警視庁にお願いしてきた成果と林田都議並びに市に感謝したいと思います。私は市役所に来る際に、この交差点を立川方面から直進してきますが、最近、国道16号方面に右折する車があると、1回の青信号では直進車両がほとんど通過できない状況よく体験します。御答弁にもありましたが、睦橋通りの拡幅工事が完了しますと、右折する車もふえるかもしれません。そのような予測が立つのであれば、この交差点の管理者でもある西多摩建設事務所が主体となってこの計画を推進してしかるべきと、個人的

には感じているところです。

そこで何点かお聞きます。道路幅を広げずに右折車線を設けるには、現在の中央分離帯を反対車線側に広げることになります。交差点付近はゼブラゾーンになっており、その部分は問題ないと思うのですが、新設する右折車線はどのくらいの長さを想定しているのでしょうか。

次に、右折車線ができると右折がしやすくなり、右折車両がふえることも予想され、結局直進車線をふさぐ可能性もあります。特に、大型車が右折車線にとどまると、影響は大きいと思われます。この点について対策はどのようにお考えでしょうか。

次に登下校時には、PTAや見守り隊が子どもたちに通学路を遵守させるよう、指導していただいておりますが、大人が見ていない時間帯に子どもたちがこの交差点を渡る際、交番前から睦橋通りを横切る横断歩道を渡る可能性が高いので、ここに対して重点的に安全対策を訴えているのであります。逆に、ここに歩車分離式信号機が設置された場合、歩行者がまごつかないか心配です。そこで、信号機の制御が変わった時点で、子どもたちを含め横断する市民に対して、御理解をいただけるよう対策を打っていただけるでしょうか。

最後に、第1分団詰所前の交差点に歩行者用信号が設置され、今回の改良で、市道105号線の歩道改良が必要とのことですが、その理由を教えてください。

次に、2点目の睦橋東交差点の安全対策について、渋滞が激しいことは御認識いただいているとのことでした。東京都も承知はしていると思うのですが、御答弁にありましたように、この区間は簡単には再拡幅できない状況にあります。そこで、交差点改良事業として提案しているところですが、確かに御指摘のように新たな問題も発生してくるわけです。

そこで何点かお聞きします。まず、あきる野市方面から石川酒造側へ右折ができなくなるとのことですが、この経路は、内出交番前交差点の渋滞を迂回するいわゆる抜け道として通過車両も多く、南内出通りは狭隘道路ため、地元住民としては迷惑をこうむっています。また、現状でも2車線を横切るため、車同士の接触事故が結構発生しております。特に、南地区に住んでいる方にとって、ここが右折できないと不便なことは事実であり、その先の手押しの信号のある交差点を右折して進入する必要があります。

ところがこの道路、市道178号線、通称熊川通りですが、片側が熊川分水と接して狭く、さらに鋭角に交わったより右折しにくいのも事実です。そこで、この交差点を改良することにより、進入しやすいようにできないでしょうか。

次に、睦橋東交差点際の歩道橋について、設置の必要性を含め再検討するとのことですが、総合的に設置すべきかどうか検討していただきたいと思います。特に、要望出された第五小学校、第三中学校PTAとは、現状の信号機の制御で安全が図られているか。現状で歩道橋設置が最善かどうか十分検討していただきたいと思います。これは要望といたします。

次に、もし交差点前3車線化が実現するとした場合、現在南公園入り口の歩道は、

子どもたちを始めとする歩行者が信号待ちを行うためのスペースとなっております。拡幅されたあともこのスペースは確保できるでしょうか。

最後に、3点目の市道幹線Ⅱー18、田園通りの改良工事について、私のところにも市民の皆様から「田園通りよくなったね」との感想をいただきました。第2工区の説明会では、やはり第1工区での工事を気にされる方がいらっしやったようです。

そこで何点かお聞きします。まず、苦情要望等はその都度個別に説明し解決されたようですが、段差について、今回の改良工事では、道路幅が変わっていませんので、民地との高さの問題は陸橋東交差点脇の市道田63号線付近しかなかったと思われます。民地の段差解消を簡単に教えてください。

次に、工事説明会の参加人数について、本事業全体の説明会が第三中学校で開催されたときには、20数名の市民の参加を見た記憶しているのですが、第1工区の説明会では、地域住民は2名だったと記憶しています。御答弁にありましたように住民に影響がないわけではないので、我々市民としてももっと関心を持って参加すべきと感じるところです。今回の説明会の参加者が9名とのことで、少ないように思えるのですがどう評価すべきでしょうか。

次に、田園通りの歩道はセミフラット方式を取り入れましたが、バス停付近に関してはマウントアップ方式になっています。国土交通省の発行する「バリアフリー化に対応した歩道の構造基準」によれば、「バス停車帯またはバス停留所に接続する歩道等においては、乗降する車いすの利便性を考慮して、必要に応じ歩道等面の高さの調整等必要な措置を講ずるように努めるものとする」となっております。そこで、歩行者に関しては何も指針がないように見られます。マウントアップにする理由は、バスの乗降に縁石がバリアーになるからと聞いております。まず、あの停留所でバスの乗降口のステップから歩道に直接の乗り降りができるか、また、車いすで乗降する際、ステップがうまく歩道にかかるのかなどの疑問がわいています。バス会社との連携、実証などは行われているのかお聞きします。

次に、歩道が広くなり歩きやすくなりましたが、同時に自転車も走りやすくなったと感じています。走りやすければスピードを上げて通り抜ける自転車も出てきており、現に目撃しております。このような自転車に対して、何か対策はあるでしょうか。大分質問項目がふえました。お手短に回答をよろしくお願い申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、障害福祉計画第2期につきまして、何点か再質問に答弁をさせていただきます。

初めに答申そのものが計画ではないかと、新たにその計画書がつくられるのかということでございます。障害福祉計画第2期は、地域福祉推進委員会からの答申を十分尊重いたしまして、福生市の計画として策定をいたします。計画書の内容は、冒頭に市長による計画策定の趣旨といわゆるあいさつ文といいたしましょうか、そうしたものを掲載させていただきまして、巻末に用語解説などを加えることとなります。

次に、議事録及び関係資料の公表でございますが、現在、議事録あるいは関係資料等について整理中でございますが、整理ができ次第、ホームページ等に公表いたして

まいりたいと思っております。

次に、精神障害者支援の目標を13名という評価でございます。入院中の精神障害者の地域生活への意向目標数は、議員御指摘のとおり、東京都において人口比等により定められたと聞いておりますし、実態がなかなかつかめない実情でございます。したがって、市といたしましては極めて厳しい数値という認識をいたしております。ただ東京都では、平成21年度に通院促進支援事業の充実を図るための施策を予定していると聞いております。

このことから、都と連携を図りながら退院促進事業を進め、平成23年度には目標が達成できればと、そのように考えておるところでございます。

次に、市内に精神科を標榜する病院等でございますが、市内の精神科を標榜している医療機関は、公立福生病院を初め三つございます。それぞれ専門員を設置をいたしております。なお、自立支援医療費のうち、精神障害者通院医療費助成対象の医療機関といたしまして、五つの病院、医院がございます。

次に、障害福祉計画第2期の発行はいつかということでございますが、現在、策定作業中でございますが、この3月中に発行をさせていただきます。

次に、地域自立支援協議会と地域福祉推進委員会との違いでございますが、地域自立支援協議会は、障害者自立支援法同法施行規則により、地域における障害者に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議、これを行うための会議として位置づけられております。

また、国の障害者福祉計画の基本指針では、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠であり、地域の実状に応じ中立公平な立場で、適正な相談支援が実施できる体制の整備を図り、相談支援事業を効果的にするため、事業者、雇用、教育、医療等に関係する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設ける等のネットワーク等の構築を図るとあり、その設置を求めています。一方、地域福祉推進委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉、その他地域福祉推進に必要な事項について調査・審議し、その結果を市長に報告するものでございます。

したがって、地域自立支援協議会は、相談支援体制の構築など、障害者福祉に関する関係者による協議会であり、地域福祉推進委員会は、福祉全般を対象とする機関と御理解をいただきたいと存じます。

次に、計画の見直しはないが覚悟をしておく必要と、まさにそのとおりでございます。自立支援法の見直しがまだ流動的でありますので、国や東京都からの情報収集に努めまして、仮に制度改正があり、計画の見直しの必要性が生じた場合は、速やかに計画の修正に対応してまいりたいと考えております。

次に、1期の実績評価、その結果をどのように2期に反映したかということでございますが、平成15年度からの支援費制度を含めまして、第1期の障害者サービスの利用状況、居宅介護から地域生活支援事業までの10のサービス利用項目ごとに一定の検証評価をし、その結果等をもとに、それぞれのサービス見込み量、算定の考え方

により、第2期の指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業見込み量を推計したところでございます。

次に、バリアフリー化、障害のある方に利用していただき検証する必要があると思うがどうかということでございます。御指摘のとおりでございます。バリアフリー化につきましては、バリアフリー推進事業計画をもとに、庁内の地域福祉バリアフリー事業推進本部において、毎年度推進状況をまとめ、地域福祉推進委員会に報告するとともに、市民へ公表いたしております。ただ、この実際に障害者の利用など、検証については十分ではございません。不十分でございますので、今後、推進本部でこれらを検証できるような体制づくり、あるいは方策等を考えてまいりたいと思っております。

以上、長くなりましたが答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後2時10分まで休憩といたします。

午後2時 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方からは都市基盤整備について、何点か再質問いただいておりますので、御答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の内出交番前交差点の安全対策についてですが、右折車線の長さでございますが、西多摩建設事務所との調整では、右折車はポケット的なレーンとしまして、普通車3台分の長さとの回答をいただいております。また、大型車の右折につきましては、福生警察署からは、大型車は右折禁止を基本とする回答をいただいております。また、第1分団詰所の交差点の改良でございますが、市道第105号線の改良の必要性につきましては、歩行者用の信号機の設置に伴いまして、福生警察署から市に要請がございまして、横断者のたまり場の確保をするという歩道の改良をいたします。

次に、2点目の睦橋東交差点でございますが、直進車の増設によりまして3車線になりますと、福生警察署ではあきる野方面から内出南通りへの右折ができなくなるとの考えがあるようでございまして、このことによりまして地域の皆様は、その先の市道第178号線の通称熊川通りを右折すると想定されますので、この市道第178号線の拡幅、今現在二間道路でございまして、3.64メートルでございまして、それ以上、4メートル等協力がいただければ合わせて都道の巻き込みの要請をしていきたいと考えております。

また、交差点前後、1車線ふえるわけで、南公園の信号待ちのスペースが確保できるかということでございますが、南公園側に民地側に拡幅する関係でございまして、現在の歩行者スペースを新たにまた拡幅側に確保できるものと考えております。

次に、3点目の市道幹線Ⅱ-18号線の改良についてでございますが、どうしても民地を取りつける関係で、生活しておりますので、どうしても段差解消が必要になってきます。基本的には御理解いただき歩道と民地との段差解消据え付けておりますが、

どうしても調整できない場合には、マウントアップで歩道の高さを調整しております。

また、説明会への参加車の評価でございますが、大変少ないと思っております。今後は、市民の皆様に関心をもっていただくためにも、町会とも調整をして1人でも多くの意見をいただける説明会にしたいと考えております。

また、バス停の付近の歩道の高さでございますが、今回バス停の付近は歩道の幅員を削りまして、バスベイスを設置しまして歩道の高さは、マウントアップの方式で実施したいと思っておりますが、実際に運行しておりますバス会社の運転手も含めまして、現地を確認する中で、何回か確認、実施をしまして実施整備を行っております。

以上で、乙津議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、内出交番前交差点の安全対策につきましてでございますけれども、本交差点に歩者分離式の信号が導入されることに伴いまして、左折車と歩行者が交わることなく、歩行者の安全性の確保がされることとなっております。

しかしながら、さらなる安全面を徹底していく上で、福生警察署への見守りのさらなる強化のお願いを初めといたしまして地元町会あるいはPTA、そして交通安全推進委員会等にも信号機のシステムが変更することの周知徹底を図りまして、子どもたちを初めとする歩行者の安全対策を地域全体で図っていければと、そのように考えております。

次に、田園通りの自転車の安全対策についてでございますが、やはりマナーアップ等の教育や啓発、それと時と場合によっては、警察の取り締まりも必要でございますことから、この両面に対応していくことが効果的であると、そのように考えております。

このことを踏まえまして、福生警察署へ自転車の取り締まりの要望をいたしておりますが、引き続き要望を強化してまいります。

また、市といたしましても、注意喚起の看板等の設置やあるいはイベントの際や、また、交通安全推進運動の際の指導等を初めといたしまして、自転車のマナーアップ等の啓発を市の広報、あるいはホームページでも継続して周知をしていきたいとそのように考えております。以上でございます。

○5番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、大分時間がなくなりましたので、要望を述べさせていただきたいと存じます。

まず1項目目の、福生市障害福祉計画第2期についてでございますが、まず1点目の地域福祉推進委員会からの答申についてでございます。冒頭に市長のあいさつを掲載して資料編に用語解説を加えて、計画書として今年度末に発行するとのお考えでございました。もしそうであるならば、今後は答申の方にもですね、冒頭にその諮問を受けた方の御意見を加えていただきたいと、私の考える要望とさせていただきます。

それから、議事録、資料等について、整理した上で公表していただけると、ありがとうございました。これに関しましては、どの程度の方が読まれるかわかりませんけ

れども、やはり、こうやって公明正大っていいですか、「公表して議論をしているよ」というのがわかる姿勢は大切ではないかと思ってございますので、ほかの計画書等につきましても、できるだけホームページに載せていただきたいと、これも要望にさせていただきます。

続いて2点目の計画の内容についてですが、まず、精神障害者の13名の評価ですが、けれども、その後、第3期福生市地域福祉計画改定版を見させていただきましたが、この計画時点で既に13名の目標が設定されております。地域福祉計画は、平成19年度からの計画ですので、5年間で13名ということになるのでしょうか。ぜひとも目標を達成できるように慎重に対応していただきたいと、これも要望とさせていただきます。

それから、精神通院医療費助成対象の医療機関を教えてくださいました。ちょっと調べたんですが、標榜している診療科目からは、精神的な病を見ていただけるかどうかと言うのが、わからないという医療機関も含まれてございます。結局まずは、市役所なり保健センターに相談に行くことが最善かなと思う次第でございます。

そこで1点だけ、質問させていただきたいんですが、先ほど質問させていただいた中に、緊急対応する必要があると思うんですけれども、この緊急対応していただける医療機関、福生市としてはどこがあるのでしょうか教えてくださいたいと思います。

次に、3点目の今後の課題ですけれども、内容はほとんど理解できました。協議会については、これは先ほどの質問でも話題に乘りましたけれども、市長の諮問受ける立場で、これもぜひとも立ち上げて、慎重な審議をお願いしたいと思います。

それから、発行した後に見直しが必要だということに関しまして、そのとおりという御答弁だったと思いますが、多分これはいろいろ制度も変わると思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、第1期の評価の件も了解いたしました。具体的な数値を分析、それから第2期への見直しという形で計画がされたということでございます。

それから、そのバリアフリーの検証の件でございますが、2項目目のバス停の問題もでございますけれども、できれば、実際にそういう障害を持たれた方に検証していただければなど、その後のバリアフリー計画に反映させていただきたいと思ってございます。

それから、都市基盤整備につきまして、内出交番前交差点の問題でございますが、3台程度の乗用車の右折レーンがつくられるという考えのようでございますが、これはやってみなければわからないところもあると思うんですけれども、いずれにいたしましても、新奥多摩街道は内出交番前交差点を境に、2車線から1車線に狭まる構造になっておりますので、これで右折車線ができれば、方向別に全部レーンができますので、交通安全に寄与するのではないかと考えております。ここに関しましては、方式が変わった時点で、特に第五小学校、第三中学校PTA等と安全対策の検討を続けてやっていただきたいと思います。

それから、第1分団前の交差点ですが、歩行者用の信号が設置されるということで

ございます。ただこの交差点は、実はT字路になってございまして、内出交番前交差点と連動している関係で、信号の時間が非常に長く感じられます。ラッシュ時には、そこへ強引に車が交差点内に滞留するようになりますので、これからも安全対策に留意していただきたいと、これも要望とさせていただきます。

それから、睦橋東交差点の対策について、熊川通りの狭隘解消なんですけど、それほど拡幅しなくても狭隘は解消できるのではないかなと思いますので、この辺についても睦橋東交差点の改良と連動して推進していただきたいと思います。

それから、歩行者用の南公園入り口の歩道の件でございますが、ここは春・秋の交通安全運動の期間中に、南田園一丁目町会がテントを張って見守ってくださっています。そのスペースも絡めて御検討いただきたいと思います。

最後の田園通りの改良工事ですけれども、参加人数が少ないとお考えだと思いますが、住民に対して夜会場まで出向いていただくわけですから、その辺の努力は必要と思っております。第3工区は第七小学校の区域に入りますので、学校との調整もよろしくお願いしたいと思います。

バス停の問題ですけれども、私が心配なのはバスベイをつくって、そこにバスが平行にぎりぎりに寄せられるもんだろうかという心配をしております。都心においては、道路を三角形に切りまして、それでバスが斜めにこう突っ込みますとちょうど平行に入るような工夫もしているようですが、そうしますとバスの運転手から後方が確認できないということもあるそうでございます。この件に関しましては、車いす利用を含めて、歩行者にやさしい歩道づくりというのを考えていただきたい。バス停付近がマウントアップしますと、歩行者から言いますと歩道が坂になるわけですね。ですから、車いすから見れば逆にバリアーになるような形にしたいと思いますので、今後研究をよろしくお願いいたします。

それから、自転車の問題ですけれども、免許なしで乗れる以上、規則に罰則与えられても適用は難しいなと個人的に思っております。事故が起きてからでは遅いと思いますので、継続的な対応をお願いします。

1点だけよろしくお願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、緊急対応ということでございますが、先ほど申しました精神科を標榜している医院、病院等につきましては、ほとんどが一般の開業医でございますので、救急対応ができないのが現状でございます。ただ、公立福生病院が2次救急ということになってございますので、強いて申し上げるならば、公立福生病院ということになるかと思います。以上でございます。

○5番（乙津豊彦君） 御答弁ありがとうございました。

福生病院が緊急対応できるということで安心してございますが、ただ精神科は曜日が決まっていると思いましたので、その辺もこれから対応をよろしくお願いいたしますと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に1番、武藤政義君。

（1番 武藤政義君質問席着席）

○1番（武藤政義君） 御指名をいただきましたので、さきに通告をさせていただきます。また、内容に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は二つの項目を用意させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、初めの項目としまして、牛浜駅について伺わせていただきます。牛浜駅につきましては、以前からエレベーターがなく市民の方々から多くの要望が寄せられており、また、各議員からも再三の要望が出されておりました。加藤市長の選挙の際には公約にも掲げ、そして重点施策の一つとして取り組んでいただき、また、午前中の施政方針演説では、だれにもやさしいバリアフリー推進のため、牛浜駅のエレベーター、エスカレーターの設置を含む牛浜駅自由通路の整備及び駅舎の建て替えに伴う基本設計委託を実施しますと、おっしゃられておりました。

今回は1点のみ質問させていただきます。改めまして、加藤市長から現在の牛浜駅舎改修工事の進捗状況、今後の見通しも含めまして伺いたいと思います。

続きまして2項目目としまして、特定健康診査及び特定保健指導について伺わせていただきます。特定健康診査については、何点か御質問させていただきます。

特定健康診査は昨年の4月から始まり、ここでちょうど1年が経過するところでございます。改正に際しましては、何人かの議員からも質問、要望が出されており、担当課としましても厚生労働省の基準に合わせながら進めてこられたと思います。この特定健康診査は、メタボ健診とも言われており、生活習慣病予備軍、該当者の早期発見、進行、発病の予防を主な目的としており、将来的には国の医療費を減少傾向に持っていこうというのがねらいであります。特定健康診査の対象者は、40歳から74歳までの医療保険加入者及び被扶養者であり、健診項目としましては、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査などがあり、検査結果の上で医師が必要と認めた場合には、それに見合った検査をさらに行われていると伺っております。

そこで、質問をさせていただきます。

1点目、特定健康診査の目的が医療費の削減、すなわち市民の方々が健康になっていただくということであるので、検査の結果を有効かつ具体的に活用していかなければならないと思います。ここ1年間での受診率、そして受診された方々の集計結果について伺わせていただきます。

2点目としまして、集計結果に対しても、保健指導について伺わせていただきたいと思います。健診結果が出た上で、動機づけ支援、積極的支援と診断された場合、受診者に対してどのような形で保健指導をなされているのかについて教えていただければと思います。

続きまして3点目、受診者に対しての対応について教えていただければと思います。特定健康診査についての事務作業等は市で行っており、動機づけ支援、積極的支援と診断された方々を保健指導に導いていくなど、市と市民とのかかわりが密接であり、非常に重要なのではないかと考えております。健診で動機づけ支援、積極的支援と診

断された方は、御自身の健康に何かしらの問題があるというふうに言われたということです。不安になられることでしょう。だからこそ、ここでの対応は慎重に行っていかなければなりません。今現在、当市における受診者への対応方法について教えていただきたいと思います。以上3点でございます。

御答弁よろしく申し上げます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） それでは、武藤議員の御質問にお答えいたします。

牛浜駅についての牛浜駅舎改修工事に向けての進捗状況でございます。

私の「五つの元気」施策の一つであります「お年寄り・障害者が元気」の中の、だれにも優しいバリアフリーの柱となるのが、この牛浜駅の改修であると認識しておりまして、多くの方々から早期完成の御要望いただいているところでございます。また、本年1月19日と2月9日に、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社へ出向き、支社長に対し、要請活動をしてきたところでございます。特に2月9日には、地元選出の衆議院議員や、東京都議会議員とともに要請活動を行い、早期着手、工期短縮、工事費縮減を強く要望したところでございます。

そこで、御質問の牛浜駅の進捗状況でございますが、諸課題を整理するために、月ごとに東日本旅客鉄道株式会社八王子支社と協議をしておりまして、平成21年度早々に、委託事業とするための確認書を取り交わす予定となっております。今後の予定といたしましては、平成21年度に基本設計を行い、平成22年度に詳細設計、年度後半に駅舎改修工事に着手し、平成22・23年度の2カ年で、工事を終了する予定でございます。その後、公園等の周辺整備などの工事を行い、平成24年度に事業全体を終了するというのが、現段階での東日本旅客鉄道株式会社作成の工程でございます。

いずれにいたしましても、基本設計の実施により、具体的な改修内容や工事金額等が見えてきますので、その都度議会へ御報告をさせていただき、早期完成を目指していきたいと考えております。

次に、特定健康診査及び特定保健指導についてでございますが、すべての国民が健康で過ごせるように、しかし、不幸にして健康を害したときには、だれもが安心して医療を受けられることを目的に、国民皆保険制度は創設されました。その根幹となる国民健康保険の使命は重要でございます。しかし、医療費の増加傾向、経済の低迷による保険料の伸び悩みなど、医療保険の財政は極めて厳しい状況になったことで、昨年4月からは、生活習慣病に着目した特定健診・特定保健指導に、当市はもちろん、すべての保険者が熱心に取り組んでいるところでございます。

そこで、1点目の受診状況についてでございますが、ここでの対象者は、平成21年2月5日現在の国保被保険者のうち、40歳以上74歳以下の方で、対象者数1万1238人に対し、特定健診受診者が4581人、受診率にいたしますと40.8%になります。受診された方々の結果についてでございますが、生活習慣病予防のための保健指導を必要とするものを抽出するために、健診結果を分析して階層化をいたし

ました。その結果、情報提供 3 9 3 0 人、動機づけ支援 4 4 8 人、積極的支援 2 0 3 人となりました。

次に、2 点目の保健指導についてでございます。

特定健診の結果によりまして、生活習慣の改善が必要な方や、動機づけ支援または積極的支援に該当された方が対象となりますが、保健指導は委託事業者により、対象者の募集、保健指導、6 カ月後評価を行います。現在は、初回面談からスタートし、2 月に積極的支援の中間面談を終えたところで、今後は身体状況や生活習慣の変化を確認し、評価をするということになります。

次に、3 点目の受診者に対する対応についてでございますが、平成 2 0 年度からの事業であり、それ以前に実施してきた基本健康診査とは、受診券の形態、実施時期及び検査内容に相違があり、受診券はがきが届かない、あるいは検査内容はどのように変わったかなどの問い合わせが多く寄せられました。特に、被用者保険の社会保険、組合健保等の被扶養者からは、昨年まで受けられたのに、なぜことしから市の健診を受けられないのかという問い合わせも数多くいただきました。

これらの対応についてでございますが、従来、基本健康診査を実施していた健康課及び保険年金課等とで連携・対処し、御理解をいただいているところでございます。

以上で、武藤議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○1 番（武藤政義君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。まず、牛浜駅につきまして、こちらは加藤市長の自信みなぎる御答弁、本当に感謝をいたします。

1 点だけ再質問をさせていただきます。御答弁中に確認書という言葉が出て来りましたが、この確認書とはこういった内容になっているのか、どのようなことを確認される書類なのか、この辺につきまして御答弁をお願いします。

続きまして、特定健診につきましては、動機づけ支援と診断された方が 4 4 8 人、積極的支援と診断された方が 2 0 3 人ということですが、この中で保健指導を受けた方は、実際に何人いらっしゃったのかを教えてくださいたいと思います。

2 点目、保健指導についてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

委託業者とはこういった業者であり、どのような方が保健指導に当たられるのか。また、いつごろの時期に、どこの場所で保健指導を行うのか。受診された方は、どのような手続をして保健指導を受けることができるのか。この辺のことについてもう少し詳しくをお願いします。

3 点目の受診者に対する対応ですが、御答弁の中に基本健康診査から特定健康診査に変わり、市の健診を受けられないのかという問い合わせが数多くあったとのことですが、今までは、基本健康診査を健康課が担当しており、特定健康診査になってからは保険年金課が担当しているということであります。これにつきましては、制度上のことであると思いますが、何か今までの間で不都合などがありましたら教えてください。以上 3 点、再質問とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 牛浜駅についての再質問にお答えします。

確認書の内容でございますが、牛浜駅改修工事を東日本旅客鉄道株式会社へ工事委託をするための確認書でございまして、現在確認書の内容を調整しております。

東日本旅客鉄道の場合、軌道内の工事をする場合、相手側と確認証を取り交わして委託工事を実施しているのが現状でございます。そこで、牛浜駅改修工事の確認書の内容でございますが、今現在、7項目の内容で調整しております。一つとしては事業の範囲、駅舎の建て替え、自由通路の新設、バリアフリー設備、これは駅のラッチ内外、付帯の支障物件の撤去、移転に関すること、なお、駅前広場の再造成は、本事業の対象外とする。

二つ目としまして、バリアフリー設備の内容でございまして、自由通路には、東西駅広場に接続するエレベーター、エスカレーター、駅ホーム内にはエレベーター、エスカレーターを整備する。

三つ目としましては、財産区分でございまして、自由通路及び駅東西口のバリアフリー設備は、福生市の財産とする。

四つ目といたしましては、自由通路用地の処理でございまして、自由通路は、基本的には道路認定をしまして、協定の締結までに協議し決定する。

五つ目としましては、事業負担の関係で、財産区分に応じた負担区分を原則として、基本協定の締結までに協議して決定するものとする。ただし、ホーム内のバリアフリー設備に伴う費用の一部は、福生市が東日本旅客鉄道に補助をするものとする。

六つ目としまして、事業の工事着手でございまして、平成22年度を目標としまして、双方協力して工程管理に努める。

七つ目としまして、基本協定締結までの準備作業で、別途設計協定を締結しまして、本年度、21年度でございまして、基本設計を実施するというような7項目で調整してございます。

今後、東日本旅客鉄道株式会社には工事を委託して進めていくわけですが、今後につきましてもJRと調整をする中で、明確になってきました段階で、また議会に報告、説明ができると思いますので、また、御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○市民部長（野島保代君） それでは、私からは特定健診及び特定保健指導についての再質問にお答えさせていただきます。

初めに、保健指導を受けた方の人数ということでございますが、特定健診の結果、動機づけ支援となった方448人のうち、受診された方は113人、積極的支援となった方203人のうち、受診した方は34人となっております、対象者全体での受診率は、22.6%となっております。

次に、2点目の保健指導の委託事業者と実施状況についてということでございますが、委託事業者の選定に当たりましては、健康指導事業の実績のある6社による見積もり競争を行いまして、川崎市にございます有限会社ハイレイフサポートに決定したところでございます。

実施状況でございますけれども、対象者、特定健診結果が動機づけ支援と積極的支援となった方々に、市から参加申込書を送付いたしまして、事前に予約していただき福生市商工会館を会場としまして、保健師、管理栄養士、健康運動指導員等による保健指導を受けていただいたところでございます。

1回目の指導面談は、平成20年12月8日から12月15日の5日間実施をいたし、動機づけ支援の方113人、積極的支援の方34人の参加がございました。また、2回目の積極的支援の方だけを対象とする中間面談につきましては、平成21年2月7日から10日の間に3日間行いまして、また、さらに都合のつかない方に対しましては、2月21日に追加実施いたしたところでございます。この際には、保健指導の継続性にかんがみまして、市職員が対象の方々へ電話で御連絡させていただき、参加の呼びかけもいたしまして、31人の方が参加されたところでございます。

次に、3点目の特定保健指導の担当課についてでございますが、当然のことながら、関係部署との連携は十分に行いながらということになりますけれども、対象者が国民健康保険の被保険者であること、予算が国民健康保険特別会計であることなどから、総体的な担当として、保険年金課が現在担当をしております。しかしながら、特定健診、特定保健指導は、生活習慣病を予防するために、対象者自身が健診結果を理解して御自分の体の変化に気づき、みずからが行動目標を実践できるよう支援することによりまして、自分の健康に関する自己管理ができるようになることを目的としております。

したがいまして、個々の行動目標を長期間継続的に実践していただくことが重要となるため、保健師、管理栄養士等が常に関わりあえるような体制、組織づくりが必要と考えておりまして、今後の重要な課題であると、そのように認識しております。

以上でございます。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございました。

牛浜駅につきましては、確認証内容を細かく教えていただき、大変感謝しております。また、確認書の内容中には、工事の着手が平成22年ということが載っておりまして、本当に22年度に始まるのかなと期待しております。そして、市長の答弁中で完成が24年ということですが、前回の議会でも末次議員から質問がされまして、その時は23年が完成というようなことを聞いております。これは意地悪な質問をするつもりはなく、進捗状況によってはこういったこともあるかと思ひまして、ここでは平成24年度の工事の内容がどのように計画されているかについて、再度もう1点だけ質問させていただきたいと思ひます。

続きまして、特定健診につきまして御答弁ありがとうございました。ここでは要望を述べさせていただきます。

1点目の保健指導を受けた方が対象者全体に対して22.6%ということですが、22.6%の方々にとって保健指導が有意義なものであったことを願っております。そして、今後は特定健康診査、保健指導が市民にとって必要な存在になっていくことを目指していかなければならないと考えます。一部の市民からは、「特定健康診査につい

てわかりにくい」「あの保健指導では余り意味がない」などの意見も聞いております。そういったマイナスな意見が広がってしまうと、特定健康診査の受診率が減ってしまい、本来の目的達成とはならないと思います。そうならないようにぜひとも努力をしていていただきたいと思います。

2点目の委託業者についてでございます。川崎市の業者さんということですので、市民の方からすれば決して身近な存在ではないと思います。しかしながら、この業者さんには存分に力を発揮していただき、市民の健康相談に乗っていただかなければなりません。そこで、ポイントとなってくるのが担当課であります。そのことについては、よくよく御理解をいただきながら進めていってほしいと思います。

最後に3点目でございます。他市の状況を見てみると、特定健康診査を保険年金課が担当している自治体はほとんどなく、健康課の中に、特定健康診査を担当する係が多くあると伺っております。「特定健診を受けてよかった」「福生市は健康について頼りになる存在だ」と思っていていただくことを目指していく上で、市民の健康を委託業者だけに任せきりにしてしまうということとはあってはならないと思います。部長の答弁の中にも、特定健診及び保健指導は、行動目標等が長期間継続するため、保健師、管理栄養士等が常に関わり合えるような組織づくりが必要である、という言葉がありました。これは、当然のことであると思います。保健指導を行っていただく委託業者に力を発揮していただくためには、「橋渡しをする市の業務が大切である」というのは、先ほども述べさせていただきました。その部分を保険年金課が担当するよりは、日ごろから市民の健康増進に努力されており、保健師、管理栄養士がいる健康課の方が絶対的にふさわしいと私は思っております。単に業務を健康課に移し、今現在の健康課の業務に支障を来すことなく、健康課の中に新しい係を設けるなど、抜本的な組織の見直しを要望とさせていただきます。市と委託業者が一体となって、市民の健康増進を目指して行けるような体制があつてこそ、特定健康診査の意味があるのではないのでしょうか。

本件とは違うことになりますが、他市においては人間ドックの助成を行っているところもございます。金額としましては50%の助成で、最高額は2万円とのこと。これにつきましても、最終的には市民の健康、医療費の削減を目指しているのではないのでしょうか。当市にはそういった制度がありませんが、他市での成果を見ていただいて、どれほどの効果が見込めるかなどを検討していただきたいと思います。こういった制度があれば積極的支援と診断された方には、大変心強いのではないかと考えております。特定健康診査をより多くの市民に受診していただき、より多くの方々に健康になっていただく。その先にある「健康ふっさ21」、福生に「五つの元気」の実現を目指していただきたいようお願い申し上げます。

以上で要望を終わらせていただきます。

牛浜駅につきまして、1点だけ再質問させていただきました。御答弁よろしく願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） JR東日本株式会社八王子支社が示した工程で、24

年度の概略の工事の説明をさせていただきます。

これにつきましては、22、23年の2カ年に工事期間中、既存の駅を利用するという条件の中で、当然24年の春には、自由通路と駅の東西口のエスカレーター、エレベーターを完成させ、供用を廃止するという形の予定となっております。

そこで、どうしても既存の駅舎を壊すという工事が、ちょうど24年度の工事になってくる訳でございます。既存駅舎の解体工事後、ホーム内のエスカレーターの新設工事、ホーム内のひさし工事などが予定されているということでございますので、24年の春になりますか、今自由通路の供用開始をするということを努力していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○1番（武藤政義君） 御答弁ありがとうございます。

本日、ここに地元選出の衆議院議員のブログの1ページを持ってきたんですけれども、そこには加藤市長と地元選出の都議会議員と地元選出の衆議院議員が3人並んで、先ほど市長答弁にありましたようにJR八王子支社に訪問したと、そして22年度の着工、24年度の完成を強く要望したということが載っています。

近隣の市民からしてみれば、今まではエレベーターがつけばいいなというところだったのが、だんだんと日をますごとにどんどんこれがどうやら実現するらしいというふうな具体的な将来像になっていくと私は思っております。私も最寄の駅として使っている1人として、ぜひとも楽しみにしております。

今後とも、加藤市長の強いリーダーシップのもとに、1日も早い早期実現を願うところでございます。牛浜駅の駅舎が変われば牛浜駅周辺が変わり、そしてまちの活気もよくなってくるのではないかと考えています。ぜひとも今後の早期改修の実現を強くお願いしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 午後3時10分まで休憩といたします。

午後2時54分 休憩

~~~~~

午後3時10分 再開

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。17番、青海俊伯君。

（17番 青海俊伯君質問席着席）

○17番（青海俊伯君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回初めて一問一答方式で臨みます。この方式の利点を最大限に発揮して、今までより1歩も2歩も深い質疑ができればと考えておりますので、理事者の皆様方には、明確なる答弁を期待するものであります。今回の質問は大きく4項目であります。順を追って最初の質問をさせていただきます。

大きな1点目、国の平成20年度第2次補正予算に伴う対応事業についてであります。国会においては、様々な要素が関係していて、いまだ第2次補正予算の関連法案が成立していないという事態であります。情報によりますと、明日いよいよ成立する

という情報もございますが、この未曾有の不況にあって、一日も早い成立こそが、経済を立て直す近道であると信ずるものであります。

そこで、まだ成立していないものを論議してもという御意見もあると思いますが、地方自治体は、可能な限り市民生活を現場レベルで守らなければならない大きな使命を持っているわけで、事前の準備はしっかりと進めていく必要があります。初めに定額給付金、子育て応援特別手当、地域活性化生活対策交付金、障害者自立支援対策臨時特例交付金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、妊婦健康診査臨時特例交付金の各事業の市の対応を概略お教えいただきたい。どのように準備をしているか、人員配置や事業の計画、補正予算の有無等についてわかりやすく答弁をいただきたい。特に、定額給付金の時期と方法、子育て応援手当との関係については、市民の方からいつ手元に届くかとの問い合わせが入ってきておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、地域経済活性化のための新規事業についての質問であります。定額給付金が約9億円、福生市には充当されるわけでございます。隣のあきる野市では12億円、これだけ大きなお金が地域にやってくることに對して、とにもかくにも地域経済を活性化したい。何とかまちおこしにつなげたいとの発想から、全国では様々な取り組みが計画されております。定額給付金の支給に関する読売新聞の2月15日の報道では、278市区町村が商工関係団体などが、地元で使えるプレミアム（割増金）付き商品券発行を決めたり、検討したりしていることがわかりました。割増率の多くは、10から20%で、最高は福井県池田町の67%、市区町村の多くが商品券発行に補助金を出しており、都道府県でも福岡が1億5000万円を補助する方針を打ち出しております。このようなプレミアム付き商品券の取り組みについて、福生市はどのように商工会や地域商店街と協議をしてきたのかお伺いをいたします。

三つ目ですが、地域雇用についてですが、国の第2次補正のふるさと雇用再生交付金が福生市には3年間で1500万円、緊急雇用創出事業交付金が3年間で2000万円予定されていると認識しておりますが、具体的な事業計画はどのようなになっておりますか。

次に大きな2点目、21年度予算についてお伺いをいたします。詳細は予算審査特別委員会においてじっくりとお伺いすることとして、この場では2項目について確認をしたいと思います。

一つは新規事業・拡充した事業等についての取り組みをお伺いいたします。

二つ目は、その際の事業費の国や都の負担割合についても概要を示していただきたい。これは、今朝からの他の議員の質疑の中で出ておりますので、大ざっぱで大まかで結構でございます。

大きな3点目、第2期障害者福祉計画についてお伺いをいたします。先ほどもこれに関連した一般質問でございましたが、平成18年に障害者自立支援法が施行されて早3年が経過しようとしておりますが、去る2月6日に福生市地域福祉推進委員会より第2期障害者福祉計画が答申されました。手元に資料もいただいておりますが、初

めに各種サービスの利用状況からみて、どこをどのように改善して行くべきであり、どのように手を打って来たかを具体的に計画内容から確認したいと思います。一つは、住み慣れた地域での生活支援においては、訪問系サービスとグループホーム、ケアホームの利用状況について課題と改善点、二つは、利用者のサービスを使いやすくするための、情報提供についての課題と改善点、三つ目は、東京都の施策ではありますが、障害者休養ホームの市内対象者の利用状況でございます。

次に、利用者の応益負担について、この福祉計画においてはどのように考えているかをお伺いするものであります。

最後に大きな4点目、第4期介護保険事業計画について、何点か、確認をさせていただきたい。平成20年度には高齢化率も18.1%となり、高齢化は急速に高まっております。そこで、この直近の1年間の新規要介護認定者の動向について認定者数、介護支援の形態がどのように推移したかをみて介護保険事業計画の位置づけを確認したいと思います。また、地域包括支援事業と在宅支援センターの役割などの機能の再確認をすることにより、公と民の仕事のすみ分け、利用者側の視点から見た課題に迫りたいと思っております。

そこで、地域包括支援センターの事業の柱の一つである介護予防と利用者の負担軽減の視点で、最近、各自治体で事業化を計画あるいは実施をしてきております。介護サポーターポイント制度について新事業計画年度においてはどのように評価をしているのかお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市長（加藤育男君） 青海議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国の平成20年度第2次補正予算に伴う対応事業についてでございます。国会では、総額で4兆8480億円となる補正予算の関連法案を現在審議中で、国会で可決されれば、定額給付金は事務費を含めて9億4888万8000円が市に交付される予定でございます。この定額給付金のほかに国から交付されるものを申し上げますと、幼児教育期の第2子以降の子に手当を支給する子育て応援特別手当が3042万円、地上デジタル放送対策事業等に充てる地域活性化生活対策臨時交付金が5485万5000円、通所サービス利用促進事業補助金等に充てる障害者自立支援対策臨時特例交付金が391万8000円、介護報酬改定に伴う保険料の上昇抑制のために充てる介護従事者処遇改善臨時特例交付金が3216万6000円、妊婦健康診査の一部公費負担の拡大や里帰り出産等への一部助成に充てるための妊婦健康診査臨時特例交付金が3995万5000円を予定しているところでございます。

市の体制といたしましては、定額給付金は地域振興課を、子育て応援特別手当は子育て支援課をそれぞれ主担当とし、関連する九つの部署の課長職で対策チームをつくり、その下に準備チーム、実務チームを設置し、事業を実施する上での問題点の抽出、作業の工程、電話及び窓口での対応などを検討し、正確で迅速な事務処理に努めたいと考えております。なお、具体的な事務処理につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

次に、2点目の地域経済活性化のための新規事業について、「プレミアム付き商品券」の取り組みでございますが、前回の平成11年の際には12%のプレミアム分を福生市と商工会それぞれが負担し合い実施した経過がございます。しかし、現在の厳しい財政状況の中では、同じように負担し合い実施することがなかなか難しく、商工会に確認したところ、定額給付金に合わせて「プレミアム付き商品券」を発行する計画はないということでした。

市といたしましても、「プレミアム付き商品券」を発行する予定はございません。しかし、商店街の中にはこの定額給付金事業をチャンスと捉え、何かしらの対策を考えようとしているところもあるように聞いております。今後も商店街といろいろな意見を交わしながら、市として協力できることは積極的に実施していきたいと考えております。

次に、3点目の地域雇用創出のための取り組み、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業でございますが、東京都からの通知が2月に入ってからでございましたので、既に予算編成後のため平成21年度の補正予算で対応することについては、了承済みでございます。また、事業については、計画書の提出段階であり、東京都からの採択決定はまだ届いておりません。通知では、ふるさと雇用再生特別基金事業は、まず東京都に交付し、東京都では基金を設置し、さらに3年間市区町村に配分する形をとりますが、平成21年度から3年間で市に1500万円の配分予定と聞いております。

市では、NPO法人福生市体育協会に委託し、健康増進スポーツ普及事業を実施するための指導員の雇用を創出したいと考えております。さらに、緊急雇用創出事業では、これも東京都に基金を設置するものでございますが、福生市への配分は3年間で2000万円と聞いており、平成21年度では歴史的民俗文化財資料の整備事業として、市で直接雇用をして資料の整備を図っていく予定でございます。

次に、平成21年度予算についての御質問でございます。1点目の、新規拡充した事業についてでございますが、先ほど施政方針でも申し上げましたが、平成21年度での「五つの元気」関連施策では、スリムな市役所が元気の部分を除きまして28の事業を予算化いたしました。また、そのほかでは、第68回国民体育大会の準備として、福生野球場、市営競技場の整備事業、第2市営住宅エレベーター設置工事、庁内ネットワーク機器の更新等がございます。

次に、2点目の事業費の国及び東京都の負担割合についてでございます。

「五つの元気」施策関連で申し上げますと、スリムな市役所が元気の部分を除きまして、「子育てが元気」から「まちが元気」までの新規、レベルアップ事業を合わせた額は約3億6200万でございます。内訳は、国都補助金等の特定財源が約1億9600万円、市税等の一般財源が約1億6600万でございます。この一般財源の額に對しまして、「五つの元気」施策関連の平成20年度当初予算ベースの一般財源の額は、約1億500万でございますので、一般財源の額で見ますと、約6100万円の増となっております。

なお、「スリムな市役所が元気」の効果額につきましては、市民会館・地域体育館への指定管理者の導入、福生保育園の民営化、職員数の見直し等、主要事業の合計で約1億2700万円の減となっております。

次に、福生市障害福祉計画第2期についてでございます。1点目の各種サービスの利用状況と広報について、住み慣れた地域での生活支援における訪問系サービスとグループホーム・ケアホームの利用状況についての課題と改善点でございます。

訪問系サービスとは、在宅者に対する居宅介護サービス、重度訪問介護サービスや行動援護サービス等日常的に提供しなくてはならないサービスで、平成19年から20年までの利用実績から見て増加傾向にあり、サービスの重要性が伺えます。障害福祉計画第2期においては、引き続き利用量の増加を見込み、利用人数及び利用時間数を増加しております。サービスを提供するには、障害者お一人お一人のサービス内容が異なるため、障害担当ケースワーカーを専任化し、細かいニーズに合った支給決定をしたいと考えております。また、障害者相談支援事業の充実を図るため、平成21年度に障害者相談支援事業委託を福生市社会福祉協議会に業務委託する予定でございます。日常生活の支援助言及び指導、福祉サービスの利用援助の情報提供や相談等について、幅広い相談支援事業に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、グループホーム・ケアホームでございますが、訪問系サービス同様、第1期計画の見込み数より増加しておりますが、平成18年から20年までの利用者数に変化はなく、現在、待機している対象者はいない状況でございます。グループホーム等の利用については、一度、施設や自宅からホームに移行した後、体調を崩し病院へ入院したり、自宅に戻るケースもあるようでございますので、地域移行だけでは解決できない難しい問題であるかと存じます。障害福祉計画第2期においては、若干の増加を見込んだ利用人数でございますが、障害担当ケースワーカーを中心に、本人・家族が希望するサービス提供や関係機関との連携を密にして対応してまいりたいと考えております。

次に、利用者がサービスを使いやすくするための、情報提供についての課題と改善点でございます。福祉部社会福祉課障害福祉係の窓口では、親切丁寧をモットーに、福祉サービスガイドブック等により各種サービスの情報提供を行っておりますので、引き続き迅速な対応で福祉サービスの推進を図ってまいります。なお、障害福祉計画第2期の基本理念では、サービス利用者の自己選択・自己決定の尊重とそのための相談支援体制の充実を掲げております。そのため、先ほど申し上げました相談支援事業委託によりまして、日常生活の支援、助言・指導や福祉サービスの利用援助についての情報提供等を行い、さらなる福祉サービスの啓発・普及活動を進めてまいりたいと存じます。

次に、都施策の障害者休養ホームの市内対象者の利用状況でございます。本事業は、障害者・児童が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、この施設を利用した人の宿泊利用料の一部を助成する制度ございまして、平成20年度に東京都が指定した施設は、全国に40ヵ所あるようでございます。東京都に福生市の利用者数を確認した

ところ、区市町村別には集計していないとのことで、東京都全体で平成20年4月から12月までの利用者数は、約2万人とのことでございました。

市では、福生市身体障害者福祉協会の研修旅行や小規模授産施設の麦わら帽子の研修旅行において毎年利用しているようでございます。また、障害福祉系の窓口では、月に1名程度障害者休養ホームの案内書を渡しております。休養ホームは安価で宿泊できる事業でございますので、今後、福祉ガイドブックに掲載するとともに、手帳交付時に周知するようPRに努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の利用者の応益負担についてでございます。応益負担の廃止や利用料の減額等は、障害者自立支援法の見直しに関する事項でございますので、福生市障害福祉計画第2期は障害福祉サービス等を円滑に提供することが目的であり、計画の中に盛り込むべき内容ではないと考えております。なお、障害福祉サービス利用者の利用者負担については、平成19年4月から4分の1の特別対策軽減や、平成20年7月から8分の1の緊急措置軽減と、2度にわたり軽減措置が行われ、これらの軽減措置が平成21年4月以降も継続されることとなっております。また、障害福祉サービスの根幹でございます、訪問系サービスの利用者負担軽減は、東京都事業で、東京都と市で7%の負担軽減する施策も平成21年4月以降、継続されることとなっております。さらに、7月には利用者負担の軽減策で、資産要件の撤廃が予定されており、部分的でございますが応益負担の軽減が図れると存じます。

次に、介護保険事業計画4期についての1点目、最近の新規利用者の実態についてでございます。まず、新規の要介護認定者数やその介護支援の形態が居宅介護と施設介護でどのような推移を見せているかでございます。平成20年3月時点の要介護認定者数は1468名でございまして、それ以降の新たな要介護認定者数では、自然増はございますが、例年の傾向と比較して大きな変化となっていない状況でございます。また、居宅介護、施設介護といった区分の中でも、訪問介護や通所リハビリテーションなど利用が高まっているサービスもございますが、概ね事業計画どおりの推移を示している状況でございます。

次に、2点目の地域包括支援センターと在宅介護支援センターの関係でございます。地域包括支援センターは、平成18年度の介護保険法の改正に伴い、福生市では生活圏域を一つとしまして、市役所内に1カ所設置したものでございまして、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種の専門職を配置しまして、介護保険法に明記された介護予防マネジメント、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント、虐待防止等の権利擁護など、大きく4事業を実施しているところでございます。また、在宅介護支援センターにつきましては、現在、市内3カ所の福祉施設に設置いたしております。平成8年から業務を開始いたしております。平成18年の介護保険制度改正では、社会福祉協議会に設置しておりました基幹型在宅介護支援センターが廃止され、その機能が地域包括支援センターへ移行した経過がございます。

事業内容といたしましては、日常的な高齢者の見守りや、地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の実態を把握いたしまして、介護要請等の評価を行うことや

在宅介護の総合的な相談に応じるとともに、必要に応じた保健福祉サービスが受けられるよう地域包括支援センター等、関係機関との連絡調整を実施することとしております。なお、具体的に在宅介護支援センターと地域包括支援センターの情報交換や困難事例への対応などにつきましては、連絡会を定例的に開催するなどして連携を図っております。

次に、居宅介護支援事業所の実態でございますが、常日ごろより福生市介護保険事業者連絡協議会との連絡会で意見交換などを行いまして、事業所の抱える課題や問題点などをお聞きし、実態把握に努めているところでございます。今後も市や事業者の役割を十分発揮し、利用者の立場に立ったきめ細かいサービスの提供が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、介護サポーターポイント制度についてでございます。地域福祉推進委員会ではこのことにつきまして、介護予防や利用者負担軽減の一つの手法として、紹介程度に話ございましたが、この制度を求める全体的な意見などはなかったようでございます。したがいまして、今回の第4期介護保険事業計画の中では、具体的に評価を行っていないものでございます。しかし、先駆的にこのような制度に取り組んだ自治体におきましては、高齢者の地域貢献や高齢者御自身の社会参加を通じた介護予防など、少しずつ効果が表れていることもあるようでございますので、今後、情報収集などに努めてまいりたいと考えてところでございます。

以上で、青海議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君） 1項目目の国の平成20年度第2次補正予算に伴う対応事業のうち、定額給付金等について、市長の補足答弁をさせていただきます。

定額給付金及び子育て応援特別手当の内容及び事務の流れでございますが、基準日を平成21年2月1日現在とすることは両事業とも共通でございます。定額給付金の対象人数は、6万789人で、実際には若干の増減があると考えております。給付金の額につきましては、1人当たり1万2000円で、65歳以上と18歳以下の人には、さらに8000円の加算がございます。また、子育て応援特別手当の対象児童は約800人で、支給額は児童1人につきまして3万6000円となります。

次に、市民への周知につきましては、3月15日号の広報及び市ホームページ等で、両事業の内容をお知らせするとともに、電話等での問い合わせに対する対応も始めたいと考えております。3月25日ごろには両事業とも別々の色の封筒で申請に必要な書類を世帯主あてに送付いたします。なお、子育て応援特別手当の認定基準がわかりにくいという御指摘もお聞きしておりますので、制度の案内パンフレットを定額給付金の封筒にも同封いたしまして、御理解をいただけるよう周知してまいりたいと考えております。

申請の受け付けにつきましては、両事業とも、4月1日から開始をいたしまして、最初の口座振り込みにつきましては、4月下旬ごろに実施をしたいと考えております。2回目以降の振り込みにつきましても、申請書類を順次速やかに処理をいたしまして、給付できるようにしていきたいと考えております。なお、申請から給付までの方法と

いたしましては、原則といたしまして、返信用封筒に記入済みの申請書兼請求書と本人が確認できる書類と口座を確認できるものを同封して郵送で申請をしていただき、その後支払い決定をいたしまして、指定の本人の口座へ給付金を振り込みさせていただくというような形を考えております。この方法ですと、非常に簡単で安心して受け取ることができるものと考えております。

なお、この両事業に係る費用につきましては、国が全額を補助するということになっており、予算措置といたしましては、国が平成20年度の補正予算で実施することから、事業を実施する自治体も平成20年度で補正予算を組むことが必要で、今回平成20年度補正予算として上程をさせていただいております。

以上補足答弁とさせていただきます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。

それでは、いよいよ大きな項目単位の一問一答という形をとらせていただきますので、何分不慣れですので行き違いがありましたら議長の方から御指摘をいただければと思います。

初めに、国の平成20年度第2次補正予算に伴う対応事業等々で幾つかをお伺いをいたしますが、2月27日付けのですね、総務省の定額給付金室というのがあるんですが、そこからの資料ですと、2月20日時点における定額給付金に関する申請書の送付、あるいは、給付開始予定のですね、調査結果が実は出ております。それによりますと、3月の下旬までに申請書を送付開始、あるいは予定をしている地方自治体が1279団体、70.9%、福生市もその中に入っているということで、先行もしなければ、遅れてもいないといったところかなとこのように認識しております。給付開始時期、年度末を予定しているのが400団体22.2%ということでありまして、これは、特別とみなすしかないかなと思いますが、4月の福生のポジションで言いますと、申請は一番その分布の高い一般的な他市と大体同じという形で進んでいるということで給付開始については、やはり真ん中ぐらい4月の下旬ぐらいとなるとどれぐらいになりますか。4月の中旬までで約900団体ぐらいまだ来ますから、かなりのところまで来ます。ということで、頑張っているかなとこう思っております。

そこで2、3細かいことをお伺いいたしますが、基準日が2月1日でございますが、やはりこの時期というのは企業でもいろいろな転出だとか異動だとかある時期でございますので、例えば転居したりして住民票が変わったりしたときに基準日以降どのような形になりますか、どこで給付金がもらえるようになりますかという事が1点。それと、いろんな諸般の御事情で世帯主名の口座に振り込んでもらいたくないという方もいらっしゃるかと思うんですよ。これはいろんな事情があって、そうせざるを得ないようなケースもあるかと思うんですよ。

そういう場合には、どのような形で対応をとれるのかについても、甚だ詳細な部分で恐縮なんですけど、福生市の取り組みをお伺いしたいということでございます。

事務費については、全額国で負担ということなわけですが、実際この事業は3月末

から申請書を配付して、9月いっぱいぐらいこの給付事業といいますかね、やるわけで、どのような形でその事務経費の総額を把握して、ゆめゆめ福生市がなにがしでもかぶるということのないような形になっているとは思いますが、事務手続き上どのような形で事務費の精算を行うのかお伺いをしたいと、このように思っております。名実ともに事務費の地方自治体負担が生じないということで間違いのないのかどうか、改めて確認をさせていただきたい。

この項目の次の質問でございますが、妊婦健康診査臨時特例交付金の事業、いわゆる妊婦健診が基本的な検査項目ではありますが、5回から14回まで公費負担が、助成が出るという制度でございまして、一般的には妊婦健診14回無料化と、こういうふうに言われているところでございます。これは、出産年齢等の上昇などで健康管理が重要となる妊婦さんが増加傾向にあつて、また経済的な理由等によって、健康診査を受診しないで、そのまま出産、飛び込み出産という方もいらっしゃるために、妊婦の健康管理の充実、また、経済的負担の軽減を図るという意味合いで、妊婦健診に必要な経費を交付するということではあります。そこで現在5回の健診から14回の健診に21年度から、2年間の限定ではあります。国の助成が出て、とりあえずやろうと福生市もしっかりやろうということかと思っております。

そこで、押さえておかなきゃいけないなと思いますのは、実はそれぞれの自治体によって、この公費負担といっても内容がまちまちでございまして。大きく異なっておりまして、基本診査項目を明確に決めていて、その部分は公費で行ってその他の検査は自己負担という場合、あるいは金額上限を設けていて、初回分幾らで、以降幾らというような形で、総額の公費負担を決めているところがあります。

そこで、福生市としては、どのような公費負担を計画されているのか。それは、どのような理由というか根拠で市民の方、対象となる妊婦さんに理解を求めようとしているのかをお伺いするところでございます。

これは、どれぐらい差があるかと言いますと、福生のことをこのあと答弁でいただきますが、茨城県の例ですが、44市町村、すべてで14回無料化になりそうだと形で1回目、1回目はやはりですね、1万円の公費負担なんですね。ところが、やはり1回目はいろんな検査があるんで、自己負担が1万5000円ぐらい出そうだというわけです。要するに、1回目は茨城で大体2万5000円ぐらいということなんですね。そのあとは、14回まで5000円の公費負担でほぼ妊婦さんの自己負担がそれでおさまるという形になっていると報告が上がっております。

逆にちょっと大変かなというところは、大阪狭山市という所が堺に近い所にあるんですが、そこからの情報ですと1回目が5920円、2回から14回までで2960円超音波検査で5300円ということなので、合計すると5万円を切っております。

ところが実際は、健診をしていきますとトータルしますと大体10万から12万自己負担がでるという、それぞれの自治体によって。この公費負担、14回無料化といっても内容が違っておりますので、その理由はですね、端的に言うと妊婦健診は自由診療ということがあるのでお医者さんの判断による部分があるので何とも言えないの

ではありますが、福生市においてはどのような形で14回の公費負担を計画しておいて、それに対して、福生市で該当する妊婦さんはどれだけの自己負担が必要となるのか、概略をお知らせいただきたいということが2点目でございます。

次に、地域活性化生活対策臨時交付金、いわゆる地域経済の活性化について、プレミアムつきの商品券事業等でごまいまして、これは、先ほどですね、午前中の議員さんの質問についても市長の答弁で、質問としては、緊急経済対策でプレミアムつき商品券の計画とか、商店街商工会等との協議はしたのかという中で、平成11年に12%のプレミアムをつけたときに市が10%、商工会で2%持ったと。けども、その地元でも2%の負担は厳しいと先ほど市長もそういう答弁されましたが、また、その答弁では、市の10%負担も難しいのだというお話しで、福生はやらないよというお話がありました。ところが、この周辺のところは結構皆さんやっているんですよ、工夫されてね。そこで、その地域活性化生活対策臨時交付金の使い方についてお伺いをしたい。

先ほど御答弁で小・中学校あるいは公民館等の地上デジタル放送の費用に充てるんだとあらあら充てるんだというお話がございましたが、5485万5000円が出ているわけですが、私の記憶が正しければ、平成21年1月23日に文部科学省生涯学習政策局参事官から事務連絡会で、「地上デジタル放送への完全移行に伴う学校等のアンテナ等工事及びデジタルテレビ等の整備にあたっての地方財政措置について」というえらい長い名前の事務連絡が出ておりまして、「平成23年7月のアナログ放送の終了までに公立小・中学校特別支援学校において、地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を整備するため、アンテナ等工事費に2分の1の国の補助をする」とあります。

そこでお聞きしたいのですが、このような文科省のメニューがありながら、何ゆえ他の多くの自治体で地域経済活性化のために、この地域活性化生活対策臨時交付金をプレミアムつき商品券等の全額市負担でとらえたりしている、充てている自治体が多い中でこのようなメニュー選択をされたのか、多くの自治体とは異なる選択肢を取ったのかお伺いをいたします。それなりの理由があると思うんですが、どうもわかりにくい。文科省のせつかくの2分の1補助がある、それにいろんなものを組み合わせれば何とかなるんじゃないのかと。それも、商店街とか商工会の方に負担をするのではなくて、ほかの多くの自治体は、10%の割り増しなら割り増し分そっくりと市の負担、それも市の持ち出しなしでこの地域活性化生活対策臨時交付金、例えば1億円であれば1000万の分を充てること、5400万の臨時交付金の中の一部を充てることもできたのではないかなと。既に地上デジタルの方に充ててしまっているから、臨時交付金がないから、必然的に出せるお金がないとこういう論理になってくるわけで、入り口のメニュー選択のところから十二分に把握をされたのかどうかをお伺いしておきたいんです。

そして、これもプレミアムつき商品券等を商店街振興あるいは商業振興に使わなかった理由が福生市として、のっけからこれはやらないのだというのか。どうもいろんな理由があって負担するのは大変だしという形でしているのか。商店街の方の意向だ

ったのかということを実はお伺いをしたいのですね。市長は、以前いろんなところからいろんなときにいろいろな各種団体、多くの人と対話を重ねてきたとおっしゃっているわけで、この予算編成の前から、この商店街の皆さん方と色々なお話をされてきたかと思うんですが、そのときにこのプレミアム付きの商品券事業についての話題は出てこなかったのか。先ほどの答弁のように、出てこなかったから、市もお金がないからやらないんだ、という結論にくる前の経過をお知らせをいただきたいと、このように思うわけでございます。

続いて、雇用の関係について。これもあの、体育協会への委託と文化財資料の整備事業に適用されるという御答弁でございます。これは、それなりの有意義な活用の仕方だと思っておりますが、ほかにも何か候補があって、この経過をもってそこに行き着いたのか、最初から決めてこの二つだとされたのか、その判断が働いた経緯をお伺いをしたいと思います。

ということで、国の第二次補正関係、固まりの部分の最初の質問とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 青海議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、1月28日の前後というのは記憶しておりませんが、就任以降、一番関与というか、いろいろな形で意見を交換させていただいたのは商工会が多うございます。その中では、プレミアム商品券のお話は出てこなかったと、そういうふうなことでございます。以上です。

○生活環境部長(森田秀司君) 定額給付金につきまして3点いただいております。まず、転出の関係でございます。

基準日は2月1日でございますので、2月1日現在福生市に住民票があった方が市外等に転出した場合は、福生市の方に請求をしていただくという形になります。申請書類につきましても、転出先の住所地の方にお送りするというような手続になります。それと、代理人の申請についてでございます。これにつきましては、最近、国の方からも通知が来まして、代理人の申請を認めるということで、ただし、世帯の構成員の方について認めます。ですから、世帯主が妻名義の口座に振り込みをすとか、そういうことも可能になりますし、妻が申請をしまして御自分名義のところに振り込みをしてもらうというような代理人申請の形もとれるようになりました。

経費につきましては、これは先ほど申し上げましたように、各自治体とも、定額給付金につきましては、ここで事業費ですとか、事務費の申請をいたします。そして、20年度において執行予定しているものにつきましては、概算払いという形で請求いたしまして、最終的に事業費及び事務費の精算をするというような流れになってございます。以上でございます。

○福祉部長(星野恭一郎君) それでは、妊婦健診の公費負担に関しまして答弁申し上げます。

まず、福生市といいますか東京都全体でございますが、公費負担する健診項目、こ

れをまず定めております。1回目が問診や体重測定、血圧測定など8項目、それから2回目以降は同様でございますが、項目数は減りますが6項目ということになってございます。こうしたことから、1回目の公費負担額は8500円、それから、2回目以降1回につき5000円、したがって、14回までとしますと7万3500円というような公費負担額になります。このことにつきましては、東京都と都内区市町村、それから東京都医師会の協定によりまして決定をいたしまして、ただし、都内の契約医療機関での健診に限定をされているところでございます。

さて、基本的には、議員御指摘がございましたけれども、この妊婦検診につきましては、いわゆる自由診療ということになってございます。したがって、各医療機関におきまして、うちの病院は、この公費負担項目以上に母体の保護と安全を確保するために、これ以外の健診も行うというようなところも多々ございます。したがって、この7万3500円よりも、受診者あるいは本人が負担する部分というものも出てまいります。

これが、現実には医療機関において千差万別でございます。市内で、例えば公立福生病院を例にして上げてみますと、1回目、2回目、さらに4回目と、どういうわけか私はちょっとよくわかりませんが、そうしたところで公費負担項目以外の健診が行われているようであります。これの自己負担額、それぞれやはり回数によって違うようではあります、一般的に、1万五、六千円というようなところを聞いております。福生市あるいは、これは東京都全体でございますが、現状としてはそのようなことでございます。以上でございます。

**○企画財政部長（田中益雄君）** それでは、私の方から地域活性化生活対策臨時交付金の関係と緊急雇用の関係について答弁させていただきます。

初めに、地域活性化生活対策臨時交付金の地上デジタル放送対策事業をやった理由、経過でございますけれども、当該臨時交付金は交付要綱に定める事業で、二次補正に計上されている事業、10月30日以降に実施する20年度地方単独事業であると、こういう二つの条件を満たす事業に限られていた状況がございました。これらの条件を満たす市の20年度事業は、見当たりませんでした。また、先ほど作業市長からも答弁ありましたけど、プレミアム商品券についての発行の計画はございません。

一方で、地上デジタル放送移行対策は平成22年度中には対策を終了しなくてはならない課題がございました。このことから、21年度に予定をいたしておりました地上デジタル放送移行の一部を前倒しすることとして、事業計画を都を通じ国に提出いたしましたところでございます。なお、文部科学省の地上デジタルテレビ整備交付金が、仮称でございますが、平成21年度当初予算での補助事業であること。したがって、地上デジタル化への平成20年度の文部科学省の補助メニューにはなかったこと。これらのことから、20年度の地方単独事業として実施することと決定いたしました。

次に、二次補正にかかわります緊急雇用対策の関係でございますけれども、一つはふるさと雇用再生特別交付事業、二つ目が緊急雇用創出事業でございますけれども、いずれの事業も2月6日の説明会があり、2月10日に計画書提出という、短期間で

の事業選定が求められたところでございます。また、この交付条件に制限がいろいろついておりまして、1つには、ふるさと雇用再生特別交付事業につきましては1年以上の雇用を確保すること、そして長期の雇用につなげるものであることということがございました。また、緊急雇用創出事業につきましては、6カ月未満の雇用期間であるという条件がございました。また、ふるさと雇用の方につきましては市が直接採用するのではない、委託事業の中で対応するという事業でございました。こういった中で、健康増進・スポーツ普及事業につきましてふるさと雇用再生特別事業、歴史的民俗文化財資料の整備事業として緊急雇用創出事業に充てたわけでございますけれども、いずれの事業につきましても、かねてから予算がつけば実施していきたいと考えていた事業でございましたので、これに充てることとしたものでございます。

また、ふるさと雇用の関係では、商工会を通じて商工業者の意向等調査する時間もございませんでしたので、そういった点も勘案いたしましてNPO法人への委託事業とさせていただいたところでございます。いずれも、時間的な制約がある中での決定だったという状況でございます。私からは、以上でございます。

○議長（原島貞夫君） 4時20分まで休憩いたします。

午後4時7分 休憩

~~~~~

午後4時20分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（青海俊伯君） 答弁ありがとうございました。

気がついたんですが、この一問一答というのは結構、時間を食うんですね。あとはタイトになってきますので、よろしくお願いいたします。

今のこの国の平成20年度第二次補正予算に伴う対応事業については、答弁いただきまして、まだまだ質問し足りない部分もあるんですが、それなりに御努力いただいていると、評価をするしかないかと、こう思っております。

そこであの、1点だけ、今、星野部長が御答弁いただきました妊婦健診の、自己負担の部分の福生病院の例を上げられました。やはり、地域の中心の病院でもあり、また、管理者が市長だってこともあり、みんな、福生病院をよりどころにするわけで、また、福生病院の先生方にお伺いしましても真面目に医療に取り組まれて、それぞれの患者さんのことと思って治療なり診察にあたられると、私は深く感謝しております。その意味でいけば、自己負担分といいますかね、基本診査、検査以外の部分があっても、その先生の御判断によるものだこのように思いますが、さりとてこのまま終わってしまったら、実際福生病院でお願いするときに安心して治療を受けるにはどのぐらいかかるかっていうのも大事なことになるので、今の、初回8500円、2回から14回までが5000円で、7万3500円、総額ですね、公費の助成があるっていう形ですが、第1回目並びに第2回目とか4回ですか、ある程度の自己負担が出るということですが、公立福生病院の場合、幾らぐらいの自己負担が出るか、教えていただきたいということが1点でございます。

それと、里帰り出産の件での確認なんですが、今回、別枠で予算取りをしていただいでですね、なかなか里帰り出産というのは認めてない地域もございます。福生市につきましては、東京都内であれば同じ協定を結んでいますから問題はないということでございますので、仮に、埼玉の方に行って里帰り出産をされたような場合につきましては、向こうで健診を受けてというような場合はですね、一度向こうのお医者さんの方でかかった分を自分で支払って、戻ってきてから福生の方の14回の部分のいただいた受診票の金額相当分で還付してもらうような形、あるいは、向こうの金額が少なければその向こうの領収書の金額そのまま還付してもらえるような形という認識でいいのかなどかの確認でございます。

これは、近県でなくても日本全国どこでも同じような対応を取るような一時妊婦の方の自己負担で、立てかえ払いみたいな形になりますが、そういう形なのかどうかの確認、以上2点ですね。ここのところではお伺いをいたしまして、次の項目へ再質問に移りたいと、こう思いますので、よろしくお願いをいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福生病院の受診者負担ということになりますが、これはあくまでも、一般的、標準的というようなことで御理解をいただきたいんですが、1回目が7530円、2回目はありませんで、3回目が5200円、それと4回目が3480円、それ以降はとりあえず負担がないということで考えさせていただきまして、1、3、4で1万6200円という一般的、標準的な金額ということになってございます。

それから、里帰り出産等につきましては議員御指摘のとおり、いわゆる償還払いという方法で対応いたしたいと思っております。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。

それでは、次の21年度予算について。先ほどの御答弁の中で「五つの元気」事業を通しての、施政方針を通しての御答弁がございましたので、その中から一つだけお聞かせいただきたい。商業地域市街地活性化の振興企画の充実という形で、生活環境部に新たな主幹を配置するということで、商業市街地活性、いわゆるまちの活性化、商業振興って言いますかね、もっと広い意味だと思いますが、この置かれるということでございますが、21年度のこの主幹の年度目標はどのように設定されていらっしゃるのでしょうか。

ここをお聞きすると、市長の現在における福生市の商業振興だとか商店街振興に対する基本的なお考えが見えてくるのではないかと、このように思っております、この人事の部分の主幹の年度目標について、お答えをいただきたいということ1項目だけでございます。よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私から21年度から生活環境部に主幹を設置させていただくわけでございますけれども、主幹の役割でございますけれども、議員のお話もございましたけれども、商業地域市街地活性化の振興企画や調整、中小企業振興資金制度関係等、市で実施する経済対策を主に担当していただくようになっています。21年度は商店街振興基本調査を商工会と連携して実施し、22年度以降

に展開する振興施策の検討資料の作成に当たってもらうことといたしております。私からは以上です。

○17番（青海俊伯君） 基本調査を行って翌年度以降の振興策等の検討に入ると翌年度以降はということですが、この福生の地域振興、まちおこしっていいですか、商業振興というのは、これは私議員になったときからも、もっとはるか前からずっと言われ続けてきていることじゃないですか。それで、市長の前任の野澤さんの時もいろんな手を打たれて、やってこられているわけで、なんていいですかね、ざっくばらんにいうと、今さらなんで基本調査なのかと思うわけですよ。だってもうずっと言われ続けて、例えば日の出に大きな施設ができた、あるいは16号沿いに何ができた、どうしたら、その商店街が活性化するか、いろんなことを年々の、あるいはイベントのたびにいろいろ計画をして、皆さん御努力をして、それなりやってきていらっしゃっている中で、21年度でそりゃやらないよりやった方がいいに決まっているんだけど、今何でこの時期に、基本調査なんだろうかと、いうふうに感じるのは私だけだろうかという思いがしております。なので、これをさらに聞いたらどう答えが返ってくるか、でも、そう思っているという程度にとどめておきます。時間ないからね。これはまた、予算審査もあるから、それなりのところでじっくりと聞かせていただきますから…、そんなことを感じました。

ということで、しっかりと年間目標を基本調査されるのであれば、もう一度仕切り直して新たな視点で、現在のこの未曾有の厳しい経済環境の中でどのような形で今後立ち直っていけるか。ダイナミックな提案ができるように、何と何を押さえれば福生の実態がつかめるかというぐらいの切り口で、ダイナミックに動いていただきたいということを期待して、ここの21年度予算については終わります。

第2期障害福祉計画につきましてお尋ねをいたしますが、一点お尋ねしたいのは、先ほどほかの議員の答弁の中で、地域福祉推進委員会のお話がありました。それで、実は、これは、あとの介護のことでいいんですけども、ここでちょっとお聞かせいただきたいんですけども、地域福祉推進委員会の皆さん方は、学識経験者の方、有識者の方、そして各分野で第一線で活躍されている方、そして市民公募の方等で構成されているというのを見させていただきました。その方々から今回、答申で二つの障害福祉と後でお話する介護保険関係が出てきたわけですが、何て言いましょかね、それらの方々の御意見というのが、諮問をして答申してくるわけですが、諮問されるときに、ただいま新しい施策を打とうとしたときにですよ、その議員なり議会の中で、あるいは市長がこうしたいというときに、その方々に絶えずお諮りするものなのか。このような基本計画のときに限定していわゆる市長のブレーンとして、日常いろんなサジェスションを与える立場として認識しているのか。一定のいろんな計画の諮問をして答申をもらうという立場に限定されているのかをお聞かせいただきたいのが一点でございます。

それと、ちょっと細くなりますが、先ほど都施策の休養ホームのお話がありました。年間2万の方ぐらい、2万人じゃないんですよ、2万宿泊なんですね、確認しま

したら。東京都に確認しましたらホームページでは約3万宿泊数（年間）と載っておりますが、直近の年間を調べていただきましたら、東京都の御担当の方だと2万4千宿泊数ほとんど2泊されますので、1万2千名の方で同伴の方がいらっしゃいますので、実際には6000世帯、23区26市等々で、約50等入れていきますということでやると、その一つの市で10人とか20人ぐらいの方が利用されていると思われるんですが、これは2泊できまして、東京都の施策なんです、都から6490円の助成が出ます。それで、同伴の方は1泊3250円の助成が出るわけです。実はここには、今話題の簡保の宿も結構入っているんですね、全体で40カ所ありますが、東京都の中で。何が言いたいかというと、市民部で所管しているところの福生市民保養施設云々と3000円、助成が出るやつあるじゃないですか、1泊に限ってね、年に1回というあそこにも簡保の宿等も結構入っているんですよ。ということからして、こういうことはできませんかという質問でございますが、この休養ホーム全部を福生市の指定の保養施設として認定ができないかという話でございます。そうしますと、障害をお持ちの方は都からの6490円、これは2泊それぞれ、1泊6490円出るのであります。そしてさらに、市の方から1泊分ですが3000円出ると、2泊して1泊は足すと九千にながしになりますから、かなり負担が軽くて、御家族というか付き添いの方と行かれても付き添いの方も3250円にまた3000円出るわけですから、1泊が6250円となると。なかなか日ごろ表に出られない方も出やすくなるのではなかろうかという思いがいたします。全部が全部できないとしても、簡保の宿を中心として、可能な限りやることはそんなにお金がかかることではないんだろうなど、こう思っております、片や福祉部、片や市民部という形で縦で割っちゃうと、にっちもさっちもいかないものですから、ここでお聞かせをいただきまして、何とか創意工夫をしていただいて該当される方が両方の助成を受けられるような形にならないものかということでございます。

そうすると、市の負担なし、市の持ち出しなしにね、当然3000円は障害者の方も利用できるわけですから、利用される方が福生で、両方とも使えてよかったなということになるわけで、予算的にもそんなに大きな負担にもならない、いい話じゃないですかということになるのではなかろうかと思ひまして、その辺の制度的に無理があるでしょうか、研究に値するところでありましようか、ぜひとも研究をしていただいて、できるところからやっていただきたいなということがこの2件、第2期障害福祉計画についての質問でございます。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、地域福祉推進委員会でございますが、委員会は自治法上の附属機関として位置づけておりますし、まあ、市長の諮問等により御答申等をいただくことが主な所管事項ということになります。ただ、何でもかんでも諮問し答申をいただくということではありまして、あくまでもやはり、福生市の福祉推進のために必要と思われる事項、今回は、介護保険事業計画あるいは障害福祉計画につきましては、まさに福祉の推進を図るための基本的な事項でございますので、答申をさせていただきました。

したがいまして、新規の施策すべて諮問・答申をいただくというようなこととは考えてございます。以上でございます。

○市民部長（野島保代君） 東京都の障害者休養ホームの関係で御答弁申し上げますけれども、東京都の障害者休養ホーム事業、全国で40施設あるということで、福生市の市民契約保養施設、こちらと重複をする宿泊施設というものが、簡保の宿11カ所とそれとニューグリーンピア津南の合計12カ所ございます。この12カ所につきましては、市の契約保養施設の利用助成と東京都の休養ホーム事業の助成と併用することは可能でございます。それで、議員からの御指摘の障害者休養ホーム40施設あるわけですが、その簡保の宿以外の施設、これについての指定ということでございますが、現在の福生市の市民契約保養施設は旅行業者を介しての宿泊施設の契約と、それと、あるいはこの簡保の宿のように直接宿泊施設者との契約ということがございまして、基本的にその東京都の休養ホームでの利用助成券をその旅行業者が取り扱わないというような制度上の問題がございます。特に、この休養ホーム事業では、宿泊施設に利用券と障害者手帳の提示をお願いをすると、そしてそこで、助成額を差し引いた金額を宿泊施設にお支払いすると、そういうような若干制度の違いがございまして、基本的にはこの簡保の宿とニューグリーンピア津南、こちらの御利用の際には併用は可能でございますので、そのような御利用の仕方をお願いできればと、そのように考えております。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。よくわかりました。野島部長の御答弁のとおり、この障害者の休養ホーム自身は、宿泊施設への予約をした後日、本チャリティ協会へ連絡したりちょっとルートがいろいろ違うところもあるので、まあ、随時研究していただいて、できるところであればね、その選択肢は広がるに越したことはないですから、ぜひとも、そういうきめの細かい対応をよろしくお願いしたいなと、このように思っております。

それでは残り12分となりましたので、最後の大きな所、介護保険事業計画第4期について2点ほど伺いをいたします。1点は、動向、新たな新規の要介護認定者の方はどうですかと、私、お話をしましたらば、御答弁では、例年と変わらずそんなに突出もしていませんよという御答弁で、ああ、質問の仕方が間違えたなと。私は新規事業者単年度で、平成20年度なら20年度で新規の要介護認定者数何名いて、その方が居宅サービスに何名行って施設に何名入ったか。そして、居宅先がどういうところになったかが知りたかったんです。

その理由を申し上げますと、こういうことであります。現在、新しく介護認定を受けるときには市民の方はよくわからないので、問い合わせにきますね。そうすると、どこにお住まいですか、地域大体3分割ないし4分割していますから、地域の在宅支援センター御紹介します。そこから、相談員さんが来て要介護認定の手続きをしてくれます。そして、認定審査会で要介護認定が出ました。さて、何々さんは在宅で今、要介護いくつだからこういう、いろいろなサービス受けられますよ。ところが、利用者の方はどこの事業所を使っていいかわからない。ただ、市の方からは小さな冊子を

いただいております。あいうえお順に民間の事業者のそれぞれが工夫を凝らした、写真が載っているものもあれば、ただ文章が載っているものもありますが、紹介された冊子をいただきますが、その冊子を見ただけでは、この冊子はこれ、居宅介護支援事業所という冊子、これ見ただけでは、どこに頼んだらいいかがさっぱりわからないから、まずこういう会話になりますね。どこに頼んだりお願いするかがわからない。

そうすれば、どういうことになるかといいますと、在宅支援センターから来られた方は、それなら、うちのところでもやっていますよと、ならばよろしくお願ひしますね、ということになります。

在宅支援センターの委託を受けている事業所が居宅介護支援事業、要するに、在宅のヘルパー派遣の事業をしておれば必然的にそこに流れると。そうなってくると、一生懸命地域の介護を支えている居宅のサービス事業者、いわゆるヘルパーさんを派遣する事業者のところには、新規の福生の利用者は全く来ないという現状が数年間続いております。この現状をいろんな形で、先ほど御答弁のありました事業所連絡会等々でもお話をしているってということも聞いておりますが、なかなかそのままになっちゃっているということでごさいます、そうなるとういうことが起きるかと言いますと、新規の利用者が入ってこない。それで、介護の利用される方は御高齢の方です。何年も何年も一生懸命介護をされて、満足をされてそして旅立たれていくっていう順番がございます。そうすると、減少するばかり。出ることはあっても、入ってくることはないとなったとするならば、この在宅支援センターと居宅介護支援事業所のあり方を変えない限り、最終的に福生のまちから数年後、民間の居宅介護支援事業所はなくなってくるということにもなりかねない。

これは、その事業所が存続できる、できないっていうことではなしに、福生市の介護保険制度の支えるところの基盤が揺らぐことになりかねない。そうでなくても、現在この不況下において、ヘルパーさんのなり手がいないヘルパー離れは極度に進んでおります。これは福生市の責任でも何でもありません。これは全国的な流れでございますから。それを、どう歯止めをかけて良質のヘルパーさんを地域で雇用して、そして利用される要介護の方々が安心して福生の居宅サービスの事業は、本当にきめ細かい、いろいろな、ここでだめなら違うところの事業所も使えるといった、選択肢のある安心した介護保険制度だと言えるには、今言ったような在宅支援センターとのあり方を変える必要があるんじゃないかというのが、本来の最初の質問の本意であります。

そこでお伺いをしたいのは、あと1回ぐらいしか答弁してもらえないぐらいですから、端的に言いますと、地域包括支援センターが今、介護保険の市の担当の窓口のところで、高齢福祉課の方、古谷課長のところで頑張ってもらっていますので、私は、そこで在宅支援センターの役割はもう十分だと、こう思っております、早急に見直しをしていただきたいと思いますとおるんですが、今私が申し上げたことに対しての事実認識について、今すぐやめるとかは言えないでしょうから、認識について一部同感だとか、全くそれは認識が違うとか、その辺の見解をお伺いをいたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

それと、もう1点だけ。介護サポーターポイント制度評価につきまして、先ほど計画の中では評価が出てこなかったということではありますが、稲城市初め、福井市だとかで予防介護等々でかなり有効な手だてとして、市民の方が介護サービスに、ボランティアでやることによってポイントがついて、その分がお金に還元でき、介護保険料の軽減につながるといったようなこともありますので、御答弁では、研究するだったけれども、もう一步踏み込んだ御答弁がいただけないものかという2点。5分間の御答弁でよろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、在宅介護支援センターとの関係でございますが、議員御指摘のその点でございます。

基本的にはですね、在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所では、その役割が明確にこれは異なっておることは御承知のとおりだというふうに、私は考えておりますが、ただ、介護保険サービスで利用者が第一にかかわるのは、何といたってもケアマネであります。居宅介護支援事業所は在宅介護支援センターと同一の法人であるという場合が、ただいま御指摘の点、というふうにあるんですが、私どもとしてはですね、やはりその辺のところはきちっと役割分担を、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、それを統括するその法人の責任者、あるいは施設長等にはですね、明確に指導しているところではございます。それで、在宅介護支援センターを廃止し地域包括支援センターに統合あるいは複数化という御指摘であります。なかなかこれも、在宅介護支援センターをなくすというのは、私はちょっと賛成できません。

と申しますのは、やはり地域包括支援センターだけではですね、やはり地域的なものを考えるとするといかんともしがたい現状もございまして。予防プランをつくらなければいけない、あるいは虐待も関係しなければいけないというようなことになると、なかなか難しい。それで、在宅介護支援センターは、地域の介護の相談窓口でありますとともに、地域の高齢者の見守りサポート、これもやはり重要な役割だと思っておりますので。

なかなか、今ここで明確に御答弁できませんが現状としてはそういう状況であるということ。今後、御指摘のようなことがないよう、きちっとやはり役割を認識していただくように在宅介護支援センターに指導してまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、介護サポーターポイント制度でございますが、市長答弁は、一応情報収集に努めたいということではありますので、ただですね、御指摘の稲城市、八王子も同様なことを始めたと聞いております。確かに、元気高齢者ボランティア活動などを通じて高齢者自身の生きがいづくりや健康づくり、そしてこれが介護予防、要介護認定者が何%でも減少すればこれは非常に効果的であると、そのように考えております。ただですね、一方でボランティアにその金品支給すること、これがなかなか理解できないという議論もあるようであります。そんなところで、また研究をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。すいませんね、急がしてしまつて。

とにかくあの、少しでも予防介護その他経費の軽減等につながればということで、大いに研究をしていただきたいということで。初めての試みでありましたが、やはり結構時間がかかるということがわかりました。いい質疑ができた、このように思っております。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月4日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時54分 延会

写

福総総発第 144 号

平成 21 年 2 月 24 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 画

平成 21 年第 1 回福生市議会定例会の招集について

平成 21 年 2 月 24 日付け、福生市告示第 34 号（別紙参照）をもって、平成 21 年第 1 回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 5 項の規定に基づき、平成 21 年第 1 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 2 月 24 日

福生市長 加 藤 育 男 図

1 期 日 平成 21 年 3 月 3 日

2 場 所 福生市議会議場

福総総発第 145 号

平成 21 年 2 月 24 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

議案の送付について

平成 21 年第 1 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 1 号 福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 2 号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 3 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第 4 号 福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 5 号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 6 号 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 7 号 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 8 号 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 9 号 福生市介護保険条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 10 号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 11 号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

- 12 議案第 12 号 福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 13 議案第 13 号 福生市安全安心まちづくり条例
- 14 議案第 14 号 福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例
- 15 議案第 15 号 福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の事務の委託の廃止について
- 16 議案第 16 号 平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）
- 17 議案第 17 号 平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）
- 18 議案第 18 号 平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 19 議案第 19 号 平成 20 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 20 議案第 20 号 平成 20 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 21 議案第 21 号 平成 21 年度福生市一般会計予算
- 22 議案第 22 号 平成 21 年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 23 議案第 23 号 平成 21 年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 24 議案第 24 号 平成 21 年度福生市介護保険特別会計予算
- 25 議案第 25 号 平成 21 年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 26 議案第 26 号 平成 21 年度福生市下水道事業会計予算
- 27 議案第 27 号 平成 21 年度福生市受託水道事業会計予算
- 28 議案第 28 号 福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について

議案第 1 号

福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

心身の故障により長期休養を要する場合における休職の期間に係る規定及び失職の例外に係る規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

福生市の一般職の職員の分限に関する条例（昭和 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「休職の手續」の次に「並びに休職の期間」を加える。

第 3 条の見出し中「効果」を「期間」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 任命権者は、前項の規定により定めた休職の期間が 3 年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第 3 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の場合において、休職の処分を受けた職員が復職の日から起算して 1 年以内に再び当該休職の処分の事由とされた傷病と同一の傷病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して 3 年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあっては、更新前の休職の開始の日（更新が 2 回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が 3 年に満たない場合においては、休職期間を通算して 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第 4 条に見出しとして「(休職の効果)」を付し、同条に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、前条に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

第 5 条第 1 項中「公務上又は通勤途上の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市の一般職の職員の分限に関する条例第3条第3項の規定は、施行日以後に新たに休職の処分を受け、又は新たに休職期間を更新する処分を受けた者に対して適用する。この場合において、施行日前に受けた休職の処分又は休職期間を更新する処分による休職期間は、同項の休職期間に通算しないものとする。

議案第 2 号

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

病気休暇の承認期間に係る規定を整備するとともに、特別休暇にボランティア活動のための休暇のほか、新たな休暇を追加したいので、本条例を改正
する必要がある。

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 37 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「負傷又は疾病」の次に「（以下「傷病」という。）」を加える。

第 10 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 16 号を同項第 18 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(19) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、別表第 3 に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 1 の年において、5 日の範囲内の期間

(20) 職員の現住居が地震、水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合 日を単位として、災害により現住居が滅失し、又は損壊した日から起算して 7 日以内

第 10 条第 1 項中第 15 号を第 17 号とし、第 9 号から第 14 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 8 号中「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下「対象児」という。）」に、「その子の看護」を「当該対象児の看護」に、「その子の世話」を「対象児の世話」に改め、「期間」の次に「。ただし、対象児を 2 子以上養育する職員については、6 日の範囲内の期間とする。」を加え、同号を同項第 10 号とし、同項第 7 号を同項第 9 号とし、同項第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合 1 回の妊娠について 2 回まで、日を単位として合計 10 日以内

(8) 妊娠初期において流産した女性職員が安静加療を要するため又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難な場合 日を単位として、流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内

第10条第3項中「第8号から第10号まで」を「第10号から第12号まで及び第19号」に改め、同条第4項中「第10号から第13号まで」を「第14号及び第15号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

病気休暇の基準

原 因	期 間
1 公務に起因する傷病	その療養に必要と認める期間
2 結核性の疾患	1年を超えない範囲で、その療養に必要と認める期間
3 前2項以外の傷病	90日を超えない範囲で、その療養に必要と認める期間

備考

- 1 病気休暇の基準の表第2項及び第3項に規定する期間（以下「病休期間」という。）は、引き続く期間とし、病気休暇を受けようとする場合において、過去1年以内に同一の傷病（傷病名は異なるが、症状、病因等から同一の療養行為と認められるものを含む。）により病気休暇を受けたときは、当該病気休暇に係る日数を病休期間から控除した日数を病気休暇の期間の範囲とする。
- 2 病休期間が満了した場合は、病休期間満了日の翌日から休職の発令をする。
- 3 休職を受けた職員が、復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた傷病と同一の傷病により休養を要すると認めた場合は、病気休暇を承認せず、復職前の休職期間を通算して3年以内の期間を限って休職の決定を行い、当該休養を要すると認めた日に発令する。

別表に次の1表を加える。

別表第 3 (第10条関係)

適用を受ける活動の範囲	
1	地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動
2	障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
3	前項に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
4	国、地方公共団体等が主催、共催、協賛又は後援をする事業を支援する活動

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第 9 条の規定は、施行日以後に承認された病気休暇から適用し、施行日前にこの条例による改正前の福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 9 条の規定により承認された病気休暇(施行日前に病気休暇を承認され、施行日以後当該承認された病気休暇の期間が満了する場合において、復職せず、引き続き再度同一の傷病により承認された病気休暇を含む。)については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、旧条例第 9 条の規定により現に病気休暇を受けている者は、施行日以後に復職し、再度同一の傷病により病気休暇の承認を受けようとする場合においては、新条例第 9 条の規定にかかわらず、当該施行日前に承認された病気休暇の日数は、病気休暇の期間に通算しないものとする。
- 4 この条例施行の際、旧条例第 10 条第 1 項第 8 号の規定により現に特別休暇

を受けている者は、新条例第 10 条第 1 項第 10 号の規定により特別休暇を受けている者とみなす。

議案第 3 号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

表彰審査委員会委員、中小企業振興資金融資審査会委員及び市民会館用務
嘱託員兼公民館用務嘱託員を廃止し、新たに安全安心まちづくり協議会委員の
報酬の額を定めるとともに、再雇用職員に総合窓口事務嘱託員及び学校事務嘱託員
を加えたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例
第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

基本構想審議会委員	日額	8,500 円	
表彰審査委員会委員	日額	8,500 円	議員は 2 分の 1

を

」

「

基本構想審議会委員	日額	8,500 円	
-----------	----	---------	--

に、

」

「

国民保護協議会委員	日額	8,500 円	
-----------	----	---------	--

を

」

「

国民保護協議会委員	日額	8,500 円	
安全安心まちづくり協議会 委員	日額	8,500 円	

に、

」

「

行政協力員	月額	30,000 円	
中小企業振興資金融資 審査会委員	日額	8,500 円	

を

」

「

行政協力員	月額	30,000 円	
-------	----	----------	--

に、

体育館嘱託員	月額	170,000 円	月額とは、月 128 時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。
市民会館用務嘱託員兼公民館用務嘱託員	月額	158,800 円	月額とは、月 128 時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。

を

体育館嘱託員	月額	170,000 円	月額とは、月 128 時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。
--------	----	-----------	--

に、

再雇用職員	庁舎用務嘱託員	時間額	1,550 円	
	学校用務嘱託員			
	学校給食調理嘱託員			

を

再雇用職員	総合窓口事務嘱託員	時間額	1,550 円	
	庁舎用務嘱託員			
	学校事務嘱託員			

に

	学校用務 嘱託員	
	学校給食 調理嘱託 員	

」

改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

新庁舎が建設されたことにより、庁舎建設基金の所期の目的を達成したため、当該基金を庁舎の維持管理に要する資金に充当するための基金としたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例

福生市庁舎建設基金条例（昭和 48 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名中「建設」を「維持管理」に改める。

第 1 条中「を建設するための」を「の維持管理に要する」に、「建設基金」を「維持管理基金」に改める。

第 3 条第 2 項を削る。

第 7 条中「を建設する」を「の維持管理を行うための財源に充てる」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福生市庁舎建設基金条例の規定により積み立てられた基金は、この条例による改正後の福生市庁舎維持管理基金条例の規定により積み立てられた基金とみなす。

議案第 5 号

福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）の改正に伴い、規定を整理したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例

福生市学校給食センター運営審議会条例（昭和 60 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

所得制限を廃止し、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正による小規模住居型児童養育事業の創設に伴い、助成対象者に係る規定を整備するとともに、用語を整理したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の3に規定する里親」を「第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は第6条の3第1項に規定する里親」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第1項及び第7条の2（見出しも含む。）中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成21年10月1日から、第6条第1項及び第7条の2の改正規定は公布の日から施行する。

議案第 7 号

福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

所得制限を廃止するとともに、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により、小規模住居型児童養育事業が創設されたことに伴い、助成対象者に係る規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成 19 年条例第 14 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 3 に規定する里親」を「第 6 条の 2 第 8 項
に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は第 6 条の 3 第 1 項に規定す
る里親」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、
平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により、小規模住居型児童
養育事業が創設されたことに伴い、助成対象者に係る規定を整備したいの
で、本条例を改正する必要がある。

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 6 条の 3 に規定する里親」を「第 6 条の 2 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事する者及び第 6 条の 3 第 1 項に規定する里親」に改める。

第 3 条第 2 項第 3 号中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

福生市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における介護保険の保険料率の額及びその特例を定めたいので、本条例を改正する必要がある。

福生市介護保険条例の一部を改正する条例

福生市介護保険条例(平成 12 年条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)

第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 23,200 円

(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 23,200 円

(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 36,000 円

(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 51,500 円

(5) 次のいずれかに該当する者 56,600 円

ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が 125 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 7 号イ、第 8 号イ又は第 9 号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 64,300 円

ア 合計所得金額が 200 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、

第 8 号イ又は第 9 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 77,200 円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1) に係る部分を除く。)、次号イ又は第 9 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 84,900 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1) に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 90,100 円

ア 合計所得金額が 800 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(令第 39 条第 1 項第 1 号イ ((1) に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 95,200 円

第 7 条第 3 項中「令第 38 条」を「令第 39 条」に、「又は第 5 号ロ」を「、第 5 号ロ又は第 6 号ロ」に、「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで」を「令第 39 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の福生市介護保険条例(以下「新条例」という。)

第4条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、43,800円とする。この場合において、新条例第7条第3項の規定の適用については、「又は第6号口に該当するに至った第1号被保険者」とあるのは「又は第6号口に該当するに至った第1号被保険者若しくは令附則第11条第2項に規定する第1号被保険者となるに至った者」とする。

議案第 10 号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の改正により、小規模住居型児童養育事業が創設されたことに伴い、被保険者としなない者に係る規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険条例（昭和 54 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「及び里親」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

中小企業者の健全な経営の安定を支援するため、融資限度額の増額、同一資金の追加融資、物的担保及び連帯保証人の廃止、償還期間の延長等所要の規定を整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

福生市中小企業振興資金融資条例(昭和 45 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する会社及び個人であって、東京信用保証協会の保証の対象業種を営むものをいう。

第 4 条第 1 項第 2 号中「店舗」を「事業に必要な店舗」に、「機械」を「業務車両、機械」に改め、同項第 3 号中「設備」を「資金及び開業後 1 年未満において当該事業を営むため」に改め、同条第 2 項第 1 号中「500 万円」を「1,000 万円」に改め、同項第 2 号中「700 万円」を「1,200 万円」に改め、同項第 3 号中「500 万円」を「1,000 万円」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同一資金の追加融資については、当該資金の融資の限度額から現に受けている当該資金の融資に係る未償還分の額を差し引いて得た額の範囲内とする。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 6 条第 1 項第 1 号中「市内に住所及び事業所(会社の場合は、主たる事務所)を有し」を「個人にあっては住所又は事業所を、会社にあっては事業所を市内に有し」に改め、「市内で」を削り、同項第 2 号中「市民税及び固定資産税に限る」を「区市町村民税及び固定資産税に限る。以下同じ」に改め、同項第 4 号を削り、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) 市内で新たに事業を営もうとする者又は市内で開業後 1 年未満の者であること。

- (3) 融資の決定を受けてから 6 月以内に開業すること。

第6条第2項第5号を次のように改め、同項第7号を削る。

(5) 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条第1項中「、48月」を「84月」に、「、72月」を「120月」に改め、同条第2項中「3月」を「6月」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第13条中「運転資金については融資決定通知受領後、設備資金又は開業資金については工事等完了後速やかに全額を融資する」を「融資決定通知受領後速やかに当該融資決定額を融資するものとする」に改め、同条ただし書を削る。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改め、「、融資審査会の議を経て」を削り、「取消し」を「取り消し」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第15条中「、融資審査会の議を経て」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福生市中小企業振興資金融資条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後の融資の申込みから適用する。

3 この条例の施行の際、現にされている融資の申込みのうち、この条例によ

る改正前の福生市中小企業振興資金融資条例(以下「旧条例」という。)第12条の規定による融資の決定のなされていないものについては、新条例の規定を適用する。

4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により融資を受けている者は、新条例の規定により融資を受けているものとみなす。

5 前項の規定にかかわらず、旧条例の規定により融資の決定を受けた者の償還期間及び利子補給については、新条例の規定を適用せず、なお従前の例による。

議案第 12 号

福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源とする介護保険料の上昇抑制措置に充当するための基金を設置したいので、本条例を制定する必要がある。

福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図るという平成 21 年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、福生市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、介護保険特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 福生市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成 21 年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課又は徴収

に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な
実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

議案第 13 号

福生市安全安心まちづくり条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、犯罪の防止における基本理念、市、市民及び事業者等の責務その他必要な事項を定めたいので、本条例を制定する必要がある。

福生市安全安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、福生市(以下「市」という。)の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力のもと、安全で安心して生活することができるまちづくり(以下「安全安心まちづくり」という。)を推進し、もって、すべての市民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤、通学又は滞在する者をいう。

(2) 事業者等 市内で事業を営む者及び市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等の所有者又は管理者をいう。

(基本理念)

第3条 安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守るという意識のもとに行われる市民及び事業者等の自主的な活動を基本とし、市、市民及び事業者等の責務及び市の果たす役割について、相互理解のもとに、それぞれが密接な連携を図りながら協働することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関の協力を得て、市民及び事業者等と連携し、安全安心まちづくりに関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、安全安心まちづくりに関する活動に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、安全安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全安心まちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する安全安心まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、安全安心まちづくりについての理解を深め、その事業活動及びその所有又は管理に係る土地、建物、店舗、事業所等に関し自ら安全確保に努めるとともに、安全安心まちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、市がこの条例に基づき実施する安全安心まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 市は、市民及び事業者等が適切かつ効果的に安全安心まちづくりを推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

(子ども等の安全の確保)

第8条 市、市民及び事業者等は、犯罪被害者となりやすい子ども、高齢者、障害者等の安全の確保に努めなければならない。

(福生市安全安心まちづくり協議会)

第9条 安全安心まちづくりの推進を図るため、福生市安全安心まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、安全安心まちづくりの推進に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べる

ことができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

議案第 14 号

福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例
上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

(提案理由)

不良債務における金融機関に対する一時補てんについて、信用保証機関が行うことから、基金を設置する必要がなくなったため、本条例を廃止する必要がある。

福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例

福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例（昭和 52 年条例第 30 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路
維持管理業務の事務の委託の廃止について
上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管
理業務の事務の委託の廃止について

福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業
務の事務の委託について、次のとおり廃止する。

廃止年月日 平成 21 年 3 月 31 日

(提案理由)

青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の廃止に伴い、福生市と青梅市
との間における当該業務の事務の委託について廃止するため、地方自治法（昭和
22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項の規定に基づき、本案を提出する。

議案第 16 号

平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市一般会計補正予算（第4号）

平成20年度福生市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ705,308千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,737,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		3,171,827	844,308	4,016,135
	2 国庫補助金	1,141,846	844,308	1,986,154
15 都支出金		2,456,668	△74,000	2,382,668
	2 都補助金	1,442,614	△74,000	1,368,614
21 市 債		402,900	△65,000	337,900
	1 市 債	402,900	△65,000	337,900
歳 入 合 計		21,031,792	705,308	21,737,100

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		8,278,852	30,420	8,309,272
	2 児童福祉費	3,468,137	30,420	3,498,557
7 商工費		103,968	948,888	1,052,856
	1 商工費	103,968	948,888	1,052,856
8 土木費		2,063,261	△276,132	1,787,129
	2 道路橋りょう費	962,560	△276,132	686,428
13 予備費		54,753	2,132	56,885
	1 予備費	54,753	2,132	56,885
歳 出 合 計		21,031,792	705,308	21,737,100

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
3 民生費	2 児童福祉費	子育て応援特別手当 支給事業	29,970
7 商工費	1 商工費	定額給付金給付事業	939,215

第3表 債務負担行為補正
(追加)

事項	期間	限度額
		千円
拝島駅自由通路整備事業	平成20年度～平成21年度	276,132

第4表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
拝島駅自由通路整備事業	122,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る場合、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換える ことができる。
計	231,900			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 57,000	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
166,900			

議案第 17 号

平成 20 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市一般会計補正予算（第5号）

平成20年度福生市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,028千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,862,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金		104,327	△29,936	74,391
	1 利子割交付金	104,327	△29,936	74,391
4 配当割交付金		55,224	△33,453	21,771
	1 配当割交付金	55,224	△33,453	21,771
5 株式等譲渡所得割交付金		33,082	△25,408	7,674
	1 株式等譲渡所得割交付金	33,082	△25,408	7,674
6 地方消費税交付金		601,587	△26,227	575,360
	1 地方消費税交付金	601,587	△26,227	575,360
7 自動車取得税交付金		131,932	△11,115	120,817
	1 自動車取得税交付金	131,932	△11,115	120,817
13 使用料及び手数料		470,346	△9,449	460,897
	1 使用料	233,981	△9,449	224,532
14 国庫支出金		4,016,135	58,722	4,074,857
	1 国庫負担金	2,005,510	△1,613	2,003,897
	2 国庫補助金	1,986,154	60,335	2,046,489
15 都支出金		2,382,668	74,175	2,456,843
	1 都負担金	829,592	△1,613	827,979
	2 都補助金	1,368,614	75,788	1,444,402
16 財産収入		52,999	1,382	54,381
	1 財産運用収入	24,786	1,382	26,168
17 寄附金		1	200	201
	1 寄附金	1	200	201
18 繰入金		398,727	111,900	510,627
	2 基金繰入金	365,881	111,900	477,781
20 諸収入		172,466	14,237	186,703
	4 雑入	159,765	14,237	174,002
歳入合計		21,737,100	125,028	21,862,128

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		287,463	△1,331	286,132
	1 議 会 費	287,463	△1,331	286,132
2 総 務 費		2,315,705	△6,100	2,309,605
	1 総務管理費	1,507,859	6,816	1,514,675
	2 徴 税 費	447,175	△11,302	435,873
	3 戸籍住民基本台帳費	236,459	△1,084	235,375
	4 選 挙 費	62,269	△530	61,739
3 民 生 費		8,309,272	135,790	8,445,062
	1 社会福祉費	3,024,711	137,198	3,161,909
	2 児童福祉費	3,498,557	△1,408	3,497,149
4 衛 生 費		2,671,927	△40,376	2,631,551
	1 保健衛生費	1,081,353	△40,376	1,040,977
6 農林水産業費		58,185	△1,979	56,206
	1 農 業 費	58,185	△1,979	56,206
7 商 工 費		1,052,856	△953	1,051,903
	1 商 工 費	1,052,856	△953	1,051,903
8 土 木 費		1,787,129	△7,209	1,779,920
	2 道路橋りょう費	686,428	△7,209	679,219
10 教 育 費		2,458,746	35,468	2,494,214
	1 教育総務費	311,790	751	312,541
	2 小学校費	376,920	29,842	406,762
	3 中学校費	476,272	14,918	491,190
	5 社会教育費	728,336	△5,014	723,322
	6 保健体育費	269,640	△5,029	264,611
12 諸支出金		311,704	10,631	322,335
	1 基 金 費	302,021	10,631	312,652
13 予 備 費		56,885	1,087	57,972
	1 予 備 費	56,885	1,087	57,972
歳 出 合 計		21,737,100	125,028	21,862,128

第2表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	地上デジタル放送移行 対策事業	10,650
10 教育費	2 小学校費	地上デジタル放送移行 対策事業	29,842
10 教育費	3 中学校費	地上デジタル放送移行 対策事業	24,996

第3表 債務負担行為補正
(変更)

事項	補正前	
	期間	限度額
指定袋製造等委託 (平成21年度分)	平成20年度～平成21年度	千円 31,700
昼食業務委託	平成20年度～平成23年度	125,700

補 正 後	
期 間	限 度 額
平成20年度～平成21年度	千円 18,575
平成20年度～平成23年度	112,128

議案第 18 号

平成 20 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成20年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,209千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ6,388,471千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,286,533	69,655	1,356,188
	1 国庫負担金	1,138,146	69,655	1,207,801
3 療養給付費等交付金		600,043	△26,234	573,809
	1 療養給付費等交付金	600,043	△26,234	573,809
4 前期高齢者交付金		1,251,831	△94,810	1,157,021
	1 前期高齢者交付金	1,251,831	△94,810	1,157,021
7 繰入金		568,150	138,598	706,748
	1 他会計繰入金	568,150	138,598	706,748
歳入合計		6,301,262	87,209	6,388,471

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		3,923,362	83,825	4,007,187
	1 療養諸費	3,425,820	83,825	3,509,645
11 予 備 費		46,041	3,384	49,425
	1 予 備 費	46,041	3,384	49,425
歳 出 合 計		6,301,262	87,209	6,388,471

議案第 19 号

平成 20 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成20年度福生市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,525千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,886,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		561,999	34,525	596,524
	2 国庫補助金	110,316	34,525	144,841
歳 入 合 計		2,852,445	34,525	2,886,970

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		34,827	34,525	69,352
	1 基金積立金	34,827	34,525	69,352
歳 出 合 計		2,852,445	34,525	2,886,970

議案第 20 号

平成 20 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成20年度 福生市下水道事業会計補正予算（第2号）

平成20年度福生市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,459千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,569,235千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		1,033,012	10,000	1,043,012
	1 使用料	1,033,012	10,000	1,043,012
7 諸 収 入		17,641	2,041	19,682
	3 雑 入	17,369	2,041	19,410
8 市 債		109,000	△50,500	58,500
	1 市 債	109,000	△50,500	58,500
歳 入 合 計		1,607,694	△38,459	1,569,235

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		556, 029	△3, 782	552, 247
	1 総務管理費	556, 029	△3, 782	552, 247
2 事 業 費		118, 308	△28, 976	89, 332
	1 下水道整備費	118, 308	△28, 976	89, 332
4 予 備 費		17, 398	△5, 701	11, 697
	1 予 備 費	17, 398	△5, 701	11, 697
歳 出 合 計		1, 607, 694	△38, 459	1, 569, 235

第2表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	千円 80,400	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る場合、利率 の見直しを 行った後 においては、当 該見直し後 の利率	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。
流 域 下 水 道 事 業	28,600			ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換える ことができる。
計	109,000			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 39,000	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ	補 正 前 と 同 じ
19,500			
58,500			

議案第 21 号

平成 21 年度福生市一般会計予算

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市一般会計予算

平成21年度福生市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,354,000 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		8,375,014
	1 市 民 税	4,185,677
	2 固定資産税	3,148,246
	3 軽自動車税	57,874
	4 市たばこ税	384,000
	5 都市計画税	599,217
2 地方譲与税		117,144
	1 地方揮発油譲与税	19,362
	2 自動車重量譲与税	86,257
	3 地方道路譲与税	11,525
3 利子割交付金		61,701
	1 利子割交付金	61,701
4 配当割交付金		21,290
	1 配当割交付金	21,290
5 株式等譲渡所得割交付金		8,297
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,297
6 地方消費税交付金		666,393
	1 地方消費税交付金	666,393
7 自動車取得税交付金		92,150
	1 自動車取得税交付金	92,150
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		1,449,752
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	1,449,752
9 地方特例交付金		108,613
	1 地方特例交付金	84,368
	2 特別交付金	24,245
10 地方交付税		2,320,338
	1 地方交付税	2,320,338
11 交通安全対策特別交付金		14,225
	1 交通安全対策特別交付金	14,225
12 分担金及び負担金		215,987

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 負 担 金	215,987
13 使用料及び手数料		422,611
	1 使 用 料	187,079
	2 手 数 料	235,532
14 国庫支出金		2,866,785
	1 国庫負担金	2,019,626
	2 国庫補助金	820,515
	3 委 託 金	26,644
15 都支出金		2,670,705
	1 都負担金	845,229
	2 都補助金	1,618,392
	3 委 託 金	207,084
16 財産収入		19,403
	1 財産運用収入	19,402
	2 財産売却収入	1
17 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
18 繰 入 金		461,016
	1 特別会計繰入金	4
	2 基金繰入金	461,012
19 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
20 諸 収 入		107,475
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000
	2 市預金利子	426
	3 受託事業収入	1,802
	4 雑 入	99,247
21 市 債		255,100
	1 市 債	255,100
歳 入 合 計		20,354,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		283,774
	1 議 会 費	283,774
2 総 務 費		2,267,321
	1 総務管理費	1,520,451
	2 徴 税 費	362,739
	3 戸籍住民基本台帳費	235,000
	4 選 挙 費	89,001
	5 統計調査費	25,257
	6 監査委員費	34,873
3 民 生 費		8,260,579
	1 社会福祉費	3,047,924
	2 児童福祉費	3,469,663
	3 生活保護費	1,742,661
	4 災害救助費	331
4 衛 生 費		2,680,345
	1 保健衛生費	1,041,786
	2 清 掃 費	1,638,559
5 労 働 費		103
	1 失業対策費	3
	2 労働諸費	100
6 農林水産業費		57,427
	1 農 業 費	57,427
7 商 工 費		129,844
	1 商 工 費	129,844
8 土 木 費		1,656,448
	1 土木管理費	55,100
	2 道路橋りょう費	667,795
	3 都市計画費	628,484
	4 住 宅 費	305,069
9 消 防 費		883,774
	1 消 防 費	883,774

(単位: 千円)

[illegible]

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
防衛施設周辺道路整備事業 (第3工区)	平成21年度～平成22年度	千円 161,600

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
千円 揖島駅自由通路整備事業	65,000	証 書 借 入 又は 証 券 発 行	5.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式 で借り入れ る場合、利率 の見直しを 行った後に おいては、当 該見直し後 の利率	借入れのときより据置を含 み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により償還年限を短縮し、 若しくは低利に借換えする ことができる。
防衛施設周辺道路整備事業	34,000			
第二市営住宅 エレベーター 設置事業	82,100			
福生野球場整備事業	42,000			
市営競技場整備事業	32,000			
計	255,100			

議案第 22 号

平成 21 年度福生市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市国民健康保険特別会計予算

平成21年度福生市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,236,312千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項の間の流用

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,419,993
	1 国民健康保険税	1,419,993
2 国庫支出金		1,416,473
	1 国庫負担金	1,224,914
	2 国庫補助金	191,559
3 療養給付費等交付金		351,884
	1 療養給付費等交付金	351,884
4 前期高齢者交付金		1,220,960
	1 前期高齢者交付金	1,220,960
5 都支出金		384,679
	1 都負担金	62,738
	2 都補助金	321,941
6 共同事業交付金		852,667
	1 共同事業交付金	852,667
7 繰入金		571,425
	1 他会計繰入金	571,425
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		18,230
	1 延滞金、加算金及び過料	2,030
	2 預金利子	61
	3 雑入	16,139
歳入合計		6,236,312

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		29,785
	1 総務管理費	29,785
2 保険給付費		3,988,854
	1 療養諸費	3,539,347
	2 高額療養費	371,870
	3 移 送 費	600
	4 出産育児諸費	68,400
	5 葬 祭 費	4,500
	6 結核・精神医療給付金	4,137
3 後期高齢者支援金等		876,310
	1 後期高齢者支援金等	876,310
4 前期高齢者納付金等		2,801
	1 前期高齢者納付金等	2,801
5 老人保健拠出金		61
	1 老人保健拠出金	61
6 介護給付費納付金		324,385
	1 介護給付費納付金	324,385
7 共同事業拠出金		913,057
	1 共同事業拠出金	913,057
8 保健事業費		84,116
	1 特定健康診査等事業費	80,266
	2 保健事業費	3,850
9 公 債 費		309
	1 公 債 費	309
10 諸支出金		6,304
	1 償還金及び還付金	6,303
	2 他会計繰出金	1
11 予 備 費		10,330
	1 予 備 費	10,330
歳 出 合 計		6,236,312

議案第 23 号

平成 21 年度福生市老人保健医療特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市老人保健医療特別会計予算

平成21年度福生市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,154千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		3,616
	1 支払基金交付金	3,616
2 国庫支出金		1
	1 国庫負担金	1
3 都支出金		1
	1 都負担金	1
4 繰入金		1,330
	1 他会計繰入金	1,330
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2,205
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	2,202
歳 入 合 計		7,154

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 医療諸費		6,750
	1 医療諸費	6,750
2 諸支出金		204
	1 償還金及び還付金	203
	2 他会計繰出金	1
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		7,154

議案第 24 号

平成 21 年度福生市介護保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市介護保険特別会計予算

平成21年度福生市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,877,132 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 介護給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項の間の流用

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歲入歲出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		573, 677
	1 介護保険料	573, 677
2 国庫支出金		595, 985
	1 国庫負担金	473, 628
	2 国庫補助金	122, 357
3 支払基金交付金		838, 402
	1 支払基金交付金	838, 402
4 都支出金		434, 639
	1 都負担金	421, 232
	2 財政安定化基金交付金	1
	3 都補助金	13, 406
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		434, 279
	1 一般会計繰入金	395, 885
	2 基金繰入金	38, 394
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		148
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預金利子	135
	3 雑入	3
歳入合計		2, 877, 132

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		38,641
	1 総務管理費	10,107
	2 賦課徴収費	2,502
	3 認定審査会費	26,032
2 介護給付費		2,753,419
	1 介護サービス等諸費	2,569,878
	2 高額介護サービス等費	56,640
	3 高額医療合算介護サービス等費	1,900
	4 特定入所者介護サービス等費	125,001
3 地域支援事業費		82,502
	1 介護予防事業費	41,251
	2 包括的支援事業・任意事業費	41,251
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公 債 費		165
	1 公 債 費	165
6 諸支出金		404
	1 償還金及び還付金	403
	2 他会計繰出金	1
7 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		2,877,132

議案第 25 号

平成 21 年度福生市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市後期高齢者医療特別会計予算

平成21年度福生市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ771,132千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		369,064
	1 後期高齢者医療保険料	369,064
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰入金		393,389
	1 他会計繰入金	393,389
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,677
	1 延滞金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 預金利子	1
	4 受託事業収入	8,672
	5 雑 入	1
歳 入 合 計		771,132

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8,734
	1 総務管理費	7,182
	2 徴 収 費	1,552
2 広域連合納付金		729,154
	1 広域連合納付金	729,154
3 保健事業費		20,086
	1 保健事業費	20,086
4 保険給付費		12,000
	1 葬 祭 費	12,000
5 諸支出金		3
	1 償還金及び還付加算金	2
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		1,155
	1 予 備 費	1,155
合 計		771,132

議案第 26 号

平成 21 年度福生市下水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市下水道事業会計予算

平成21年度福生市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,562,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（以下「法」という。）第230条第1項の規定により起こすことができる

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		391
	1 負 担 金	391
2 使用料及び手数料		1,047,269
	1 使 用 料	1,047,269
3 国庫支出金		4,801
	1 国庫負担金	4,261
	2 国庫補助金	540
4 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
5 繰入金		380,000
	1 他会計繰入金	380,000
6 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
7 諸収入		14,740
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	202
	3 雑 入	14,537
8 市 債		85,300
	1 市 債	85,300
歳 入 合 計		1,562,502

(単位：千円)

— 173 —

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 68,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときより据置を含み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	17,300			
計	85,300			

議案第 27 号

平成 21 年度福生市受託水道事業会計予算

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

平成21年度 福生市受託水道事業会計予算

平成21年度福生市の受託水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ420,230千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年 3月 3日 提出

福生市長 加 藤 育 男

第 1 表 歲入歲出予算

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

— 211 —

議案第 28 号

福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 3 日

福生市長 加 藤 育 男

福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる施設

福生市自転車駐車場

施設の名称	施設の所在地
福生駅西口自転車駐車場	福生市大字福生 997 番地 20
福生駅東口地下自転車駐車場	福生市東町 5 番地 1
牛浜駅東口自転車駐車場	福生市牛浜 148 番地 4
牛浜駅西口自転車駐車場	福生市牛浜 58 番地 1
拝島駅北口自転車駐車場	福生市大字熊川 1398 番地 1
拝島駅南口臨時自転車駐車場	福生市大字熊川 446 番地 1
熊川駅東自転車駐車場	福生市大字熊川 798 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

指定する団体の名称	指定する団体の所在地
財団法人 自転車駐車場整備センター	東京都中央区日本橋茅場町 3 丁目 1 番 11 号

3 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

福生市自転車駐車場に係る指定管理者を指定する必要があるので、地方自
治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本案を提出する。

陳情第 21－1 号

後期高齢者医療制度に関する陳情書

【陳情要旨】

医療・社会保障を熱心に取り組まれていることに心から敬意を表します。

昨年4月に「後期高齢者医療制度」が実施され、10月から保険料の年金天引きがなされました。後期高齢者の間では、受診抑制も始まっています。これでは「年寄り早く死ね」と言わんばかりではないかと当事者の怒りと批判は強まっています。

年齢を重ねれば誰でも病気にかかりやすくなり、治療も長期化しがちです。こうした高齢者に十分な医療を保障することは当然なことです。

これに対して次のような医療の制限が行われます。「診療報酬の定額制」による医療費の制限、「総合的に診る医師」で専門医受診の制限、「終末期医療」の抑制、「みとり」は病院ではなく在宅へ、などです。

このように、75歳という年齢で受けられる医療を差別する制度は、世界中どこにもなく、憲法25条で保障している生存権や基本的人権、人間の尊厳を踏みにじる最悪の制度です。

保険料は一部見直しで下がった人もいますが、2年ごとに高齢者人口が増え、医療費がかさめば自動的に値上がりします。74歳以下の人も「後期高齢者支援分」として負担が増えます。

すでに低年金のため、天引きできない人の滞納が全国の主要自治体72市区で平成20年10月末時点で約20万人いると報道されています。1年以上保険料を滞納すれば原則、保険証を返還させられ「無保険」状態となります。

滞納者には、低所得者や長期入院中の人が相当数いると見られており、「無保険」の後期高齢者を出すようなことは絶対にあってはなりません。

平成20年12月14日には、日比谷野外音楽堂で開催された「後期高齢者医療制度の廃止を求める東京大集会」に氷雨の中5千人が集まり、西多摩からもバス2台120名以上が参加しました。集会は「見直しでなくキッパリ廃止を」のアピールを採択し、野党四党があいさつ、他の議員からも連帯のメッセージが寄せられ

ました。

国会審議の状況は、制度発足間もない平成 20 年 6 月 6 日に、参議院で野党四党による「廃止法案」が可決されました。現在、衆議院で継続審議の再開待ちで、私たちは衆議院が速やかに審議、可決するよう運動を強めています。

政府は、国民の怒りを何とかかわそうと、繰り返し「見直し」を言っていますが、収入がなくても保険料を取る仕組みは変えようとしません。

人類の歴史の成果である長寿社会を喜ばず、75 歳を境にした「うば捨て山」的医療制度はキッパリと廃止するしかありません。

福生市議会が徹底審議の上、後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に対して意見書を上げてくださるよう陳情するものです。

【陳情項目】

福生市議会が国に対して、後期高齢者医療制度を廃止し、誰もが納得できる制度につくり変えるよう意見書を上げていただきたい。

平成 21 年 2 月 12 日

陳情者

羽村市双葉町 2-6-12

後期高齢者医療制度廃止西多摩連絡会

会長 丹 野 俊 彦 ㊞

羽村市緑ヶ丘 1-15-10

西多摩社会保障推進協議会

会長 秋 本 晴 夫 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

陳情第 21－2 号

福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書

【陳情要旨】

平成 20 年 3 月に待望の福生市新庁舎が完成し、防災拠点の確保、ワンストップサービスによる利便性の向上が図られ、市民にとっては大変喜ばしい限りです。

新庁舎正面玄関には、毎日、国旗と市旗が掲揚されています。

日本の国旗日の丸（日章旗）は、平成 11 年 8 月 13 日付けで「国旗及び国歌に関する法律」の施行により法律の根拠が与えられました。

福生市でも成人式、小中学校の入学式、卒業式、体育大会開会式などあらゆる場面で掲揚されており、多くの福生市民、日本国民に受け入れられています。

国際的にも、オリンピックや国際会議など大規模な国際交流の場において、日本の国旗として認知されています。

また、福生市の市章は、市民の円満和合と将来の雄飛の象徴として、広く市民に受け入れられています。

このようなことから、福生市議会議場に、国旗及び市旗の掲揚を実現するように陳情いたします。

平成 21 年 2 月 23 日

陳情者代表

福生市志茂 58

森 田 賢 一 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

平成 21 年 1 月 5 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 閣

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 21 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
副 市 長	坂 本 昭
企 画 財 政 部 長	田 中 益 雄
企 画 財 政 部 参 事	大 越 英 世
総 務 部 長	野 崎 隆 晴
市 民 部 長	野 島 保 代
生 活 環 境 部 長	森 田 秀 司
福 祉 部 長	星 野 恭一郎
子 ども 家 庭 部 長	町 田 正 春
都 市 建 設 部 長	小 峯 勝
会 計 管 理 者	小 林 重 雄
企 画 財 政 部 企 画 調 整 課 長	福 島 秀 男
企 画 財 政 部 財 政 課 長	野 島 憲 一
企 画 財 政 部 秘 書 広 報 課 長	森 田 明
企 画 財 政 部 主 幹	田 村 博 敏

企画財政部情報システム課長	桑	原	融
総務部総務課長	村	野	光治
総務部安全安心まちづくり課長	横	倉	成昭
総務部職員課長	坂	本	勝久
市民部総合窓口課長	平	野	頼利
市民部課税課長	森	谷	稔
市民部収納課長	岡	野	康弘
市民部保険年金課長	島	田	忠好
生活環境部地域振興課長	谷	部	清
生活環境部環境課長	島		弘
生活環境部協働推進課長	高	橋	泰
福祉部社会福祉課長	西	湖	均
福祉部介護福祉課長	古	谷	久雄
福祉部健康管理課長	板	垣	俊和
子ども家庭部子ども育成課長	古	谷	光好
子ども家庭部子育て支援課長	薄	田	公子
都市建設部まちづくり計画課長	渡	辺	清
都市建設部施設管理課長	山	崎	勇
都市建設部施設工事課長	滝	島	肇
都市建設部水道事務所長	荒	井	公雄
会計課長事務取扱	小	林	重雄
市民会館長	伊	東	静一

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市教育委員会委員長 長谷川 貞 夫 圖

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 21 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
教 育 長	宮 城 眞 一
教 育 次 長	宮 田 満
参 事	川 越 孝 洋
庶 務 課 長	中 村 守 一
指導室長	川 越 孝 洋
主 幹	栗 林 昭 彦
学 校 給 食 課 長	土 井 眞
社 会 教 育 課 長	戸 室 幸 治
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	野 方 孝
公 民 館 長	伊 東 静 一
図 書 館 長	森 田 秀 敏

写

福農委発第 30 号

平成 21 年 1 月 5 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市農業委員会会長 野 崎 博 画

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 21 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
生 活 環 境 部 長	森 田 秀 司
生活環境部地域振興課長	谷 部 清

福 選 発 第 82 号

平成 21 年 1 月 5 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市選挙管理委員会

委員長 細 谷 弘 一 画

・ 市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 21 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
事 務 局 長	榎 戸 宏

②

福 監 発 第 66 号

平成 21 年 1 月 5 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市代表監査委員 沖 倉 強 岡

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 121 条の規定により、次の者を平成 21 年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
事 務 局 長	伊 藤 章 一

写

福固審発第7号

平成21年1月5日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市固定資産評価審査委員会

委員長 森 田 展 州 画

市議会議事説明員の委任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第121条の規定により、次の者を平成21年中における市議会議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
総 務 部 長	野 崎 隆 晴
総 務 部 総 務 課 長	村 野 光 治

福 議 発 第 204 号
平成 21 年 2 月 24 日

様

福生市議会議長
原 島 貞 夫

議案説明員の出席要求について

平成 21 年第 1 回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第
121 条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

1 期 日 平成 21 年 3 月 3 日（火）

2 場 所 福生市議会議場

⑦

福 監 発 第 7 2 号

平成 2 1 年 1 月 1 9 日

福生市長 加 藤 育 男 様

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強

同 高 橋 章 夫

平成 2 0 年 1 1 月 分 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検 査 日 1 2 月 2 4 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 2 0 年 1 1 月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1 1 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1 1 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 20 年 11 月分

平成 20 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 20,799,716	1,269,024,904	11,126,166,790	53.5	運 780,000,000
		1,094,169,191	12,042,509,793	57.9	△916,343,003
国 保 会 計	6,301,262	599,367,434	3,507,472,049	55.7	運 130,000,000
		493,349,923	3,605,882,985	57.2	△98,410,936
老人保健医療会計	444,656	0	365,145,652	82.1	57,794,498
		△1,091,393	307,351,154	69.1	
下水道事業会計	1,607,694	52,361,694	944,352,221	58.7	137,868,075
		37,953,696	806,484,146	50.2	
介護保険会計	2,852,445	249,424,885	1,673,490,177	58.7	105,062,768
		213,420,983	1,568,427,409	55.0	
後期高齢者 医療会計	754,435	97,212,600	430,994,500	57.1	58,576,869
		72,777,276	372,417,631	49.4	
受託水道事業会計	375,345	63,583,000	208,249,112	55.5	56,326,345
		51,628,355	151,922,767	40.5	
合 計	33,135,553	2,330,974,517	18,255,870,501	55.1	運 910,000,000
		1,962,208,031	18,854,995,885	56.9	△599,125,384

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	55,756,038	288,193,287	273,260,799	70,688,526
都 税	180,564,275	271,312,324	180,564,275	271,312,324
合 計	236,320,313	559,505,611	453,825,074	342,000,850

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,228,657	0	0	117,228,657
庁舎建設基金	85,091,622	0	0	85,091,622
都市施設整備基金	1,333,081,344	0	0	1,333,081,344
育 英 基 金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,839,918	0	0	352,839,918
財政調整基金	運△1,330,000,000 1,665,857,737	戻 660,000,000 0	運 240,000,000 0	運△910,000,000 1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,420,323,343	0	0	1,420,323,343
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	71,526,722	0	0	71,526,722
再編交付金事業基金	51,917,000	0	0	51,917,000
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	6,000,000	返 280,000	貸 1,296,746	4,983,254
合 計	運△1,330,000,000 5,534,998,366	戻 660,000,000 280,000	運 240,000,000 1,296,746	運△910,000,000 5,533,981,620

・ 運は運用金 ・ 貸は貸付金 ・ 戻は戻入金 ・ 返は返済金

⑤

福 監 発 第 7 3 号
平成 2 1 年 2 月 4 日

福生市長 加 藤 育 男 様
福生市議会議長
原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成 2 0 年 1 2 月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 1 月 2 8 日 (水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 2 0 年 1 2 月中における会計管理者の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 1 2 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、1 2 月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 20 年 12 月分

平成 20 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 21,076,190	2,699,489,458	13,825,656,248	65.6	運 200,000,000
		2,088,347,470	14,130,857,263	67.0	△305,201,015
国 保 会 計	6,301,262	416,161,854	3,923,633,903	62.3	運 260,000,000
		541,573,122	4,147,456,107	65.8	△223,822,204
老人保健医療会計	444,656	578,000	365,723,652	82.2	51,968,933
		6,403,565	313,754,719	70.6	
下水道事業会計	1,607,694	148,599,647	1,092,951,868	68.0	263,123,787
		23,343,935	829,828,081	51.6	
介護保険会計	2,852,445	268,644,750	1,942,134,927	68.1	96,065,879
		277,641,639	1,846,069,048	64.7	
後期高齢者 医療会計	754,435	64,240,600	495,235,100	65.6	48,452,939
		74,364,530	446,782,161	59.2	
受託水道事業会計	375,345	29,764,000	238,013,112	63.4	37,229,166
		48,861,179	200,783,946	53.5	
合 計	33,412,027	3,627,478,309	21,883,348,810	65.5	運 460,000,000
		3,060,535,440	21,915,531,325	65.6	△32,182,515

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	70,688,526	449,772,988	454,196,646	66,264,868
都 税	271,312,324	163,694,559	271,312,324	163,694,559
合 計	342,000,850	613,467,547	725,508,970	229,959,427

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金	117,228,657	0	0	117,228,657
庁舎建設基金	85,091,622	0	0	85,091,622
都市施設整備基金	1,333,081,344	0	0	1,333,081,344
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,839,918	0	0	352,839,918
財政調整基金	運△910,000,000 1,665,857,737	戻 780,000,000 0	運 330,000,000 0	運△460,000,000 1,665,857,737
学校施設等整備基金	1,420,323,343	0	0	1,420,323,343
ふるさと人づくり まちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	71,526,722	0	0	71,526,722
再編交付金事業基金	51,917,000	積 93,091,000	0	145,008,000
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	4,983,254	返 280,000	貸 577,641	4,685,613
合 計	運△910,000,000 5,533,981,620	戻 780,000,000 93,371,000	運 330,000,000 577,641	運△460,000,000 5,626,774,979

・ 運は運用金 ・ 貸は貸付金 ・ 戻は戻入金 ・ 返は返済金 ・ 積は積立金



福監発第 75 号

平成21年2月27日

福 生 市 長 加 藤 育 男 様
福生市議会議員 原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成20年度第2回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条12項の規定により通知願います。

平成20年度

第2回

定期監査報告書

都市建設部 施設管理課
施設工事課

福生市監査委員

平成 20 年度第 2 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

都市建設部施設管理課・施設工事課

第 3 監査の範囲

平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 実施期間

平成 20 年 10 月 20 日から平成 20 年 11 月 17 日まで

第 5 実施方法

監査の実施については、監査の対象とした施設管理課・施設工事課所管の財務に関すること及びその他これに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き監査を実施した。

- 1 職員の事務の遂行が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）、自動車運転日誌等の整理保存等は適正に行われているか。
- 2 予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が効率的に行われているか。
- 3 資金前渡（前渡金受領、支払、精算の時期等）事務の執行は適切に行われているか。
- 4 委託事業の遂行（委託内容、契約手続、委託料の支出等）が適正に行われているか。
- 5 事業の目的を達成し、効果を上げているか。

第 6 監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせ以下に記述する。

1 予算の執行状況について

歳入歳出予算の執行について、調定議決書、支出命令書、支出負担行為兼支出命令書、物品等購入伺票、請書・契約書等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

【各課共通】

2 職員の勤務の管理状況について

職員の勤務の管理状況について、出勤整理簿及び出勤表（タイムカード）の取扱は適正に処理されているか、超過勤務手当、旅費の支給事務は適正に行われているか等、超過勤務命令簿及び出張命令簿等と照合するなどにより審査した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

【超過勤務手当、休日給の支給状況について】

命令印、勤務内容、勤務時間、時間計算等命令簿は適正に処理されているか。

- ◆ 12 時間表記の集計が 24 時間表記で集計がされているのが散見された。

【施設工事課】

【旅費（出張）命令簿について】

出張先、用務内容、交通手段、命令印等は適正に処理されているか。

- ◆ 宿泊の有無・交通費の記載もれが見受けられた。

【施設管理課】

【出勤整理簿等について】

出勤表（タイムカード）、区分、内容、時間計算は適正に処理されているか。

- ◆ 出勤表（タイムカード）については、押し忘れが一部の人に集中しているのが見受けられた。

【施設管理課】

- ◆ 出勤表（タイムカード）については、押し忘れが 4 月分に集中しているのが見受けられた。

【施設工事課】

3 被服等貸与品の管理について

貸与品は台帳に記載されているか、貸与品はどのように管理されているか。

- ◆ 適正に処理されていた。なお、処分については各個人にまかされているので注意をされた。

【施設工事課】

4 印鑑・公印の管理について

保管方法等は適正にされているか。

- ◆ 市長印について、各項目等が書類に適正に記載がされていた。

【施設工事課】

5 休暇願について

休暇期間、時間、決済印、計数等は適正に記載されているか。

- ◆ 適正に処理されていた。

【施設工事課】

6 運転日誌等について

運転日誌及び点検報告書の記載・確認印・点検等について適正に処理されているか。

次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

- ◆ 運転日誌については使用理由・目的地の記載漏れが散見された。
- ◆ 点検報告書については点検結果が手書きではなく印刷されているが、原本のまま保管されたい。

【施設管理課】

- ◆ 運転日誌については指針・走行距離・確認印等の記載漏れが散見された。

【施設工事課】

7 委託費について

次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

【道路管理システムプログラム保守委託・下水道台帳管理システムプログラム保守委託】について

- ◆ 契約書の中に保守委託仕様書が添付されていないので、仕様書を添付されたい。

【施設管理課】

【市道Ⅱ-21号線外1路線助走委託】について

- ◆ 2社見積により業者選定を行っているが、1社の見積書の宛名が旧市長名で受理されている。今後は十分に注意し適正に処理されたい。

【施設工事課】

8 工事請負費の執行について

次のことを除きおおむね適正に処理されていた

【庁舎区画線改修工事・市庁舎障害者用区画線改修工事・市庁舎地下駐車場区画線改修工事】の3工事について

- ◆ 工事期間については各々1ヶ月位の期間のずれがあるが、これらはすべて同種工事であるので、今後は緊急性・危険性等、また、市民からの要望等がある時以外は、一括発注を行い経費の削減を図られたい。

【施設工事課】

【市庁舎七夕飾り基礎補修工事・市庁舎地下駐車場で出入口改修工事】について

- ◆ 工事期間については両工事とも同時期であるので、上記同様に、今後は緊急性・危険性等、また、市民からの要望等がある時以外は、一括発注を行い経費の削減を図られたい。

【施設工事課】

【市道第49号線外1歩道改良工事】について

- ◆ 承諾願や報告書の市長名が旧市長名になっている。今後は十分に注意し適正に処理されたい。

【施設工事課】

別表1

予 算 の 執 行 状 況

一般会計

施設管理課

歳 入

平成20年9月30日現在（単位：円・％）

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
1 3	使用料及び手数料	44,749,000	36,509,859	36,505,428	81.6	99.9	
	1 使用料	44,323,000	36,206,819	36,203,788	81.7	99.9	
	3 土木使用料	44,323,000	36,206,819	36,203,788	81.7	99.9	道路占用料外
	2 手数料	426,000	303,040	301,640	70.8	99.5	
	3 土木手数料	426,000	303,040	301,640	70.8	99.5	屋外広告物許可申請手数料外
1 5	都 支 出 金	1,354,000	0	0	0.0	0.0	
	3 委 託 金	1,354,000	0	0	0.0	0.0	
	4 土木費委託金	1,354,000	0	0	0.0	0.0	屋外広告物許可事務費委託金
	合 計	46,103,000	36,509,859	36,505,428	79.2	99.9	

一般会計

歳 出

平成20年9月30日現在（単位：円・％）

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
4	衛 生 費	982,000	631,597	350,403	64.3	
	1 保 健 衛 生 費	982,000	631,597	350,403	64.3	
	7 健康センター管理費	982,000	631,597	350,403	64.3	施設改良及び管理費
8	土 木 費	399,645,000	204,557,231	195,087,769	51.2	
	1 土 木 管 理 費	2,511,000	1,031,168	1,479,832	41.1	
	1 土木総務費	2,511,000	1,031,168	1,479,832	41.1	土木管理費
	2 道路橋りょう費	20,230,000	1,134,983	19,095,017	5.6	
	1 道路橋りょう総務費	16,149,000	1,008,983	15,140,017	6.3	道路橋りょう管理費
	5 交通安全施設費	931,000	126,000	805,000	13.5	施設維持管理費
	6 緊急道路整備費	3,150,000	0	3,150,000	0.0	防衛施設周辺道路整備事業費
	3 都 市 計 画 費	376,904,000	202,391,080	174,512,920	53.7	
	1 都市計画総務費	620,000	619,500	500	99.9	都市景観事業費
	2 下 水 道 費	360,000,000	200,000,000	160,000,000	55.6	下水道事業会計繰出金
	3 都市下水路費	7,918,000	532,200	7,385,800	6.7	都市下水路負担金
	4 公園管理費	8,366,000	1,239,380	7,126,620	14.8	公園維持管理費
	合 計	400,627,000	205,188,828	195,438,172	51.2	

別表 2

予 算 の 執 行 状 況

下水道事業会計 施設管理課

歳 入

平成20年 9月30日現在 (単位: 円・%)

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
1	分担金及び負担金	391,000	205,470	205,470	52.6	100.0	
	1 負担金	391,000	205,470	205,470	52.6	100.0	
	1 下水道事業受益者負担金	301,000	205,470	205,470	68.3	100.0	現年度分外
	2 西住宅地区周辺排水路維持管理負担金	90,000	0	0	0.0	0.0	西住宅地区周辺排水路維持管理負担金
2	使用料及び手数料	1,033,012,000	531,924,871	462,498,965	44.8	86.9	
	1 使用料	1,033,012,000	531,924,871	462,498,965	44.8	86.9	
	1 下水道使用料	1,033,012,000	531,924,871	462,498,965	44.8	86.9	現年度分外
3	国庫支出金	10,179,000	0	0	0.0	0.0	
	1 国庫負担金	9,594,000	0	0	0.0	0.0	
	1 下水道費国庫負担金	9,594,000	0	0	0.0	0.0	流域下水道防衛施設分負担金
	2 国庫補助金	585,000	0	0	0.0	0.0	
	1 下水道費国庫補助金	585,000	0	0	0.0	0.0	地域住宅交付金
4	財産収入	1,000	0	0	0.0	0.0	
	1 財産売払収入	1,000	0	0	0.0	0.0	
	1 物品売払収入	1,000	0	0	0.0	0.0	不用物品売払収入
5	繰入金	360,000,000	200,000,000	200,000,000	55.6	100.0	
	1 他会計繰入金	360,000,000	200,000,000	200,000,000	55.6	100.0	
	1 一般会計繰入金	360,000,000	200,000,000	200,000,000	55.6	100.0	一般会計繰入金
6	繰越金	77,470,000	77,470,729	77,470,729	100.0	100.0	
	1 繰越金	77,470,000	77,470,729	77,470,729	100.0	100.0	
	1 繰越金	77,470,000	77,470,729	77,470,729	100.0	100.0	前年度繰越金
7	諸収入	17,641,000	16,268,260	125,550	0.7	0.8	
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0.0	0.0	
	1 延滞金	1,000	0	0	0.0	0.0	下水道事業受益者負担金滞納延滞金
	2 預金利子	271,000	0	0	0.0	0.0	
	1 預金利子	271,000	0	0	0.0	0.0	歳計現金預金利子
	3 雑入	17,369,000	16,268,260	125,550	0.7	0.8	
	1 雑入	17,369,000	16,268,260	125,550	0.7	0.8	指定下水道工事店等新規申請手数料外
8	市債	109,000,000	0	0	0.0	0.0	
	1 市債	109,000,000	0	0	0.0	0.0	
	1 下水道債	109,000,000	0	0	0.0	0.0	公共下水道事業債外
合 計		1,607,694,000	825,869,330	740,300,714	46.0	89.6	

下水道事業会計

歳出

平成20年9月30日現在 (単位：円・%)

款項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
1	総務費	450,756,000	138,422,265	312,333,735	30.7	
	1 総務管理費	450,756,000	138,422,265	312,333,735	30.7	
	1 一般管理費	90,545,000	40,810,232	49,734,768	45.1	一般管理費・下水道使用料徴収費外
	2 維持管理費	360,211,000	97,612,033	262,598,967	27.1	下水道施設維持管理費外
2	事業費	85,989,000	5,910,092	80,078,908	6.9	
	1 下水道整備費	85,989,000	5,910,092	80,078,908	6.9	
	1 管渠費	53,825,000	0	53,825,000	0.0	管渠新設改良事業費外
	2 流域下水道費	32,164,000	5,910,092	26,253,908	18.4	多摩川上流流域下水道建設事業負担金
3	公債費	915,959,000	457,583,815	458,375,185	50.0	
	1 公債費	915,959,000	457,583,815	458,375,185	50.0	
	1 元金	691,657,000	343,663,177	347,993,823	49.7	市債元金償還費
	2 利子	224,302,000	113,920,638	110,381,362	50.8	市債利子償還費外
4	予備費	17,398,000	0	17,398,000	0.0	
	1 予備費	17,398,000	0	17,398,000	0.0	
	1 予備費	17,398,000	0	17,398,000	0.0	予備費
	合計	1,470,102,000	601,916,172	868,185,828	40.9	

別表 3

予 算 の 執 行 状 況

一般会計

施設工事課

歳 入

平成20年9月30日現在 (単位: 円・%)

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
1 4	国庫支出金	349,581,000	0	0	0.0	0.0	
	2 国庫補助金	349,581,000	0	0	0.0	0.0	
	3 土木費国庫補助金	349,581,000	0	0	0.0	0.0	道路交通環境改善促進事業補助金 防衛施設周辺道路整備事業補助金
1 5	都支出金	19,600,000	0	0	0.0	0.0	
	2 都補助金	19,600,000	0	0	0.0	0.0	
	6 土木費都補助金	19,600,000	0	0	0.0	0.0	交通安全施設等整備事業補助金 都市計画道路整備補助金
2 0	諸 収 入	130,000	0	64,959	50.0	0.0	
	4 雑 入	130,000	0	64,959	50.0	0.0	
	1 雑 入	130,000		64,959	50.0	0.0	雑入(電気料金)
	合 計	369,311,000	0	64,959	0.0	0.0	

一般会計

歳出

平成20年9月30日現在 (単位: 円・%)

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
4		衛生費	112,869,000	23,808,400	89,060,600	21.1	
	1	保健衛生費	112,869,000	23,808,400	89,060,600	21.1	
		7健康センター管理費	112,869,000	23,808,400	89,060,600	21.1	健康センター耐震補強等事業費
8		土木費	735,897,000	265,229,428	470,667,572	36.0	
	1	土木管理費	3,818,000	1,182,013	2,635,987	31.1	
		1土木総務費	3,818,000	1,182,013	2,635,987	31.0	建設副産物情報交換システム使用料
	2	道路橋りょう費	720,746,000	261,162,416	459,583,584	36.2	
		1道路橋りょう総務費	14,552,000	0	14,552,000	0.0	道路橋りょう管理費 私道整備事業費
		2道路維持費	9,720,000	4,343,550	5,376,450	44.7	市道等補修工事費
		3道路新設改良費	535,851,000	209,938,000	325,913,000	39.2	市道改良事業費・工事請負費 市道第1261号自転車歩行者道拡幅事業費・工事請負費 拝島駅自由通路整備事業費
		4道路橋りょう維持費	12,000	1,620	10,380	13.5	橋りょう維持費
		5交通安全施設費	12,576,000	2,526,296	10,049,704	20.1	施設整備費
		6緊急道路整備費	148,035,000	44,352,950	103,682,050	30.0	防衛施設周辺道路整備事業費
	3	都市計画費	11,333,000	2,884,999	8,448,001	25.5	
		1都市計画総務費	969,000	140,299	828,701	14.5	都市計画事務費
		4公園管理費	10,364,000	2,744,700	7,619,300	26.5	公園維持管理費
		計	848,766,000	289,037,828	559,728,172	34.1	

別表 4

予 算 の 執 行 状 況

下水道事業会計 施設工事課

歳 出

平成20年9月30日現在 (単位: 円・%)

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
1	総務費		47,301,000	7,921,778	39,379,222	16.7	
	1	総務管理費	47,301,000	7,921,778	39,379,222	16.7	
		2維持管理費	47,301,000	7,921,778	39,379,222	16.7	1 下水道施設維持管理 費・土木担当
2	事業費		28,683,000	18,256,580	10,426,420	63.6	
	1	下水道整備費	28,683,000	18,256,580	10,426,420	63.6	
		1 管渠費	28,683,000	18,256,580	10,426,420	63.6	1 管渠新設改良事業費 2 汚水ます設置事業
		計	75,984,000	26,178,358	49,805,642	34.5	



福監発第 77 号

平成 21 年 2 月 27 日

福 生 市 長 加 藤 育 男 様
福生市議会議長 原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成 20 年度第 3 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条 12 項の規定により通知願います。

平成 2 0 年度

第 3 回

定 期 監 査 報 告 書

福生市選挙管理委員会

福生市図書館

福 生 市 監 査 委 員

平成 20 年度第 3 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

福生市選挙管理委員会・福生市図書館（分館を含む）

第 3 監査の範囲

平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 実施期間

平成 20 年 12 月 19 日から平成 21 年 1 月 21 日まで

第 5 実施方法

監査の実施については、監査の対象とした選挙管理委員会・図書館（分館を含む）所管の財務に関すること及びその他これに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き監査を実施した。

- 1 職員の事務の遂行が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）、自動車運転日誌等の整理保存等は適正に行われているか。
- 2 予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が効率的に行われているか。
- 3 資金前渡（前渡金受領、支払、精算の時期等）事務の執行は適切に行われているか。
- 4 委託事業の遂行（委託内容、契約手続、委託料の支出等）が適正に行われているか。
- 5 事業の目的を達成し、効果を上げているか。

第 6 監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせ以下に記述する。

1 予算の執行状況について

歳入歳出予算の執行について、調定議決書、支出命令書、支出負担行為兼支出命令書、物品等購入伺票、請書・契約書等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

【選挙管理委員会・図書館】

2 職員の勤務の管理状況について

職員の勤務の管理状況について、出勤整理簿及び出勤表（タイムカード）の取扱は適正に処理されているか、超過勤務手当、旅費の支給事務は適正に行われているか等、超過勤務命令簿及び出張命令簿等と照合するなどにより審査した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

【超過勤務手当、休日給の支給状況について】

命令印、勤務内容、勤務時間、時間計算等命令簿は適正に処理されているか。

- ◆ 書類を調査した結果、勤務時間差引き計算に誤りが3件確認された。なお、総合計時間には影響がなく手当の返還等の事務は発生しないので、今後は時間集計等に十分に注意されたい。

【選挙管理委員会】

【旅費（出張）命令簿について】

出張先、用務内容、交通手段、命令印等は適正に処理されているか。

- ◆ 交通費の記載について、鉄道運賃とバス代は別々に分けて記載されたい。

【選挙管理委員会】

- ◆ 公用車なし及び交通費なしの遠方出張については理由を明記されたい。

【図書館】

【出勤整理簿等について】

出勤表（タイムカード）、区分、内容、時間計算は適正に処理されているか。

- ◆ 押し忘れが数件散見されたがおおむね適正に処理されていた。

【選挙管理委員会・図書館】

3 被服等貸与品の管理について

貸与品は台帳に記載されているか、貸与品はどのように管理されているか。

- ◆ 適正に処理されていた。なお、処分については各個人にまかされているので注意をされたい。

【選挙管理委員会・図書館】

4 印鑑・公印の管理について

保管方法等は適正にされているか。

- ◆ 公印台帳・印影簿については、適正に記載され管理されていた。また、印鑑についても適正に管理・保管されていた。

【選挙管理委員会・図書館】

5 休暇願について

休暇期間、時間、決済印、計数等は適正に記載されているか。

- ◆ 適正に処理されていた。

【選挙管理委員会・図書館】

6 備品台帳等の管理について

図書館備品については数量が多いため高額備品等を中心に抽出により調査を行った。

次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

- ◆ 備品台帳について、開館当初から使われている電気製品が台帳に記載されているが一部使用不可や確認できない備品があるので、不要・不明備品の廃棄手続きをして、備品台帳を整理し備品管理をされたい。

【図書館】

7 運転日誌等について

運転日誌及び点検報告書の記載・確認印・点検等について適正に処理されているか。

次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

- ◆ わかたけ会館の運転日誌について、福生市庁用自動車等管理規則外の様式が使用されているので、規定の様式を使用するか、帳票登録する等の措置をされたい。

【図書館】

8 切手管理台帳について

購入枚数・使用枚数、使用者、使用日時、理由等について確認した結果、4館とも使用記録と切手の残数が一致し、適正に執行されていると認められた。

【図書館】

9 委託費について

調査の結果、次のことを除きおおむね適正に処理されていた。

【駐車場管理委託・市長選挙駐車場管理委託】について

- ◆ 2件の契約に委託の仕様書が作成されていないので、今後は仕様書を作成し契約をされたい。

【選挙管理委員会】

【福生市長選挙入場整理券作成委託】について

- ◆ 契約書について、本来契約書に添付すべき契約約款及び仕様書等が添付されていないので、福生市契約事務規則第44条に基づいた契約書を作成されたい。

【選挙管理委員会】

【福生市長選挙期日前投票受付事務等業務委託、市議会議員補欠議員選挙期日前投票受付等事務委託及び福生市長選挙当日投票受付事務等業務委託】について

- ◆ 3件の契約について、市と業者間では契約内容に守秘義務の履行が記載されているが、業者と派遣人との間で守秘義務について説明等がされているか確認をされたい。

【選挙管理委員会】

【福生市議会議員補欠選挙「選挙公報」配布委託】について

- ◆ 配布委託についての仕様書が作成されていないので、今後は仕様書を作成し契約をされたい。

【選挙管理委員会】

【福生市立図書館電算機保守委託】について

- ◆ 保守料金の支払いが毎月払いになっているが、契約書上に明記されていないので、覚書等を業者と交わして、支払い方法について明確にされたい。

【図書館】

【福生市立図書館清掃委託】について

- ◆ 清掃委託の仕様書（３）に記載されている、受水槽清掃では細菌検査で陰性の作業員に業務を行せることになっているが、作業員が細菌検査をされているか確認をされたい。
同じく清掃委託の仕様書（６）に記載されている、水質検査の建築物飲料水水質検査業務登録のある検査機関で水質検査を行うことになっているので、検査機関の登録証の確認をされたい。

【図書館】

【福生市立図書館消防設備保安委託】について

- ◆ 仕様書の３委託内容の点検項目・設備については、別紙のとおりとなっているが、別紙が添付されていないので、別紙を添付されたい。

【福生市立図書館警備委託】について

- ◆ 業者より提出された業務責任者通知に業務責任者の氏名の記載がなく、また、経歴書の添付もされていないので、適正に処理されたい。

【わかたけ会館冷暖房空調設備保守委託】について

- ◆ 検査時の点検報告書には、点検項目について記載及び報告がされているが、業務委託契約書の仕様書にも点検項目について記載をされたい。

【図書館】

【わかざり会館電気保安業務委託】について

- ◆ 点検報告書に設備の老朽化による更新の奨めがあり、また、絶縁監視装置の再三の誤発報が報告されているので、対策等には注意をされ早期に改善されたい。

【図書館】

別表 1

予 算 の 執 行 状 況

一般会計

選挙管理委員会

歳 入

平成20年11月30日現在 (単位: 円・%)

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
1 4	国 庫 支 出 金	945,000	892,500	892,500	94.4	100.0	
	2 国 庫 補 助 金	945,000	892,500	892,500	94.4	100.0	
	1 総務費国庫補助金	945,000	892,500	892,500	94.4	100.0	裁判員システム改修費交付金
1 5	都 支 出 金	5,000	0	0	0.0	0.0	
	3 委 託 金	5,000	0	0	0.0	0.0	
	1 総務費委託金	5,000	0	0	0.0	0.0	在外選挙人名簿登録事務委託金
2 0	諸 収 入	159,765,000	26,175	26,175	0.0	100.0	
	4 雑 入	159,765,000	26,175	26,175	0.0	100.0	
	1 雑 入	159,765,000	26,175	26,175	0.0	100.0	その他雑収入
	合 計	160,715,000	918,675	918,675	0.6	100.0	

一般会計

歳 出

平成20年11月30日現在 (単位: 円・%)

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
2	総務費	68,321,000	47,298,885	21,022,115	69.2	
	4 選挙費	68,321,000	47,298,885	21,022,115	69.2	
	1 選挙管理委員会費	42,677,000	25,885,216	16,791,784	60.7	1 選挙管理委員会費 2 職員人件費 3 選挙管理事務費
	2 常時啓発費	712,000	385,047	326,953	54.1	1 選挙常時啓発費
	3 市長選挙費	18,724,000	17,419,090	1,304,910	93.0	1 市長選挙費
	4 農業委員会選挙費	156,000	95,548	60,452	61.2	1 農業委員会選挙費
	5 市議会議員選挙費	6,052,000	3,513,984	2,538,016	58.1	1 市議会議員補欠選挙費
	合 計	68,321,000	47,298,885	21,022,115	69.2	

別表 2

予 算 の 執 行 状 況

一般会計

図書館

歳 入

平成20年11月30日現在 (単位: 円・%)

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
						対予算	対調定	
1	3	使用料及び手数料	228,000	144,900	144,900	63.6	100.0	
	1	使 用 料	228,000	144,900	144,900	63.6	100.0	
		4 教育使用料	228,000	144,900	144,900	63.6	100.0	1地域会館使用料
2	0	諸 収 入	390,000	185,582	185,582	47.6	100.0	
	4	雑 入	390,000	185,582	185,582	47.6	100.0	
		1 雑 入	390,000	185,582	185,582	47.6	100.0	弁償金・複写手数料・資源売払収入外
		合 計	618,000	330,482	330,482	53.5	100.0	

一般会計

歳 出

平成20年11月30日現在 (単位: 円・%)

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
1	0	教育費	274,960,000	162,753,991	112,206,009	59.2	
	5	社会教育費	274,960,000	162,753,991	112,206,009	59.2	
		5 図書館費	263,240,000	155,576,017	107,663,983	59.1	1 図書館協議会費 2 職員人件費 3 図書館運営費 4 施設改良及び管理費 5 自動車管理費
		6 地域会館管理費	11,720,000	7,177,974	4,542,026	61.2	1 施設改良及び管理費
		合 計	274,960,000	162,753,991	112,206,009	59.2	



福監発第 76 号

平成21年2月27日

福生市長 加藤 育男 様
福生市議会議員 原 島 貞夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成20年度第2回財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9号の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成20年度

第2回

財政援助団体等監査報告書

対象団体

銀座商栄会

銀座中央商栄会

東銀座通り商栄会

栄通り商栄会

東口駅前商栄会

牛浜商栄会

熊川武蔵野商栄会

所管部課

都市建設部施設管理課

福生市監査委員

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体名・銀座商栄会・銀座中央商栄会・東銀座通り商栄会
栄通り商栄会・東口駅前商栄会・牛浜商栄会・
熊川武蔵野商栄会
所 管 部 課・都市建設部施設管理課

3 監査の範囲

平成19年度及び平成20年度に交付された福生市防犯灯補助金に係る執行状況と事務の執行について

4 監査の期間

平成20年10月20日から平成20年11月17日

5 調査項目

所管課

- (1) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか。
- (2) 補助金の額の算定、交付手続き及び交付時期は適切であるか。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- (4) 実績報告(仮)の検証及び事業効果の評価は行われているのか。

財政援助団体

- (1) 補助金の執行管理については、適正に行われているか。
- (2) 事業等は、申請及び交付条件に従って実施され、適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 補助金の会計経理は、適切に行われているか。
- (4) その他

第2 補助金及び交付団体の概要

1 目 的

福生市防犯灯補助金

福生市内の商店街が設置する街路灯のうち、防犯灯と認められるものについて、電灯料金に対する補助金を交付する。

2 事業の内容

福生市内の商店街により設置された防犯灯の電灯料金の3割を補助する。

3 団体の名称・代表者

(1) 銀座商栄会	会長 幡垣正生
(2) 銀座中央商栄会	会長 山崎和正
(3) 東銀座通り商栄会	会長 細川春男
(4) 栄通り商栄会	会長 板寺正行
(5) 東口駅前商栄会	会長 町田朝夫
(6) 牛浜商栄会	会長 橋本 洋
(7) 熊川武蔵野商栄会	会長 小島道直

4 補助金額

(1) 銀座商栄会	防犯灯補助金	139,540 円(平成 20 年度上半期) 261,494 円(平成 19 年度実績)
(2) 銀座中央商栄会	防犯灯補助金	67,126 円(平成 20 年度上半期) 128,130 円(平成 19 年度実績)
(3) 東銀座通り商栄会	防犯灯補助金	67,126 円(平成 20 年度上半期) 87,422 円(平成 19 年度実績)
(4) 栄通り商栄会	防犯灯補助金	89,200 円(平成 20 年度上半期) 159,307 円(平成 19 年度実績)
(5) 東口駅前商栄会	防犯灯補助金	26,603 円(平成 20 年度上半期) 492,800 円(平成 19 年度実績)
(6) 牛浜商栄会	防犯灯補助金	35,606 円(平成 20 年度上半期) 64,996 円(平成 19 年度実績)
(7) 熊川武蔵野商栄会	防犯灯補助金	26,874 円(平成 20 年度上半期) 47,759 円(平成 19 年度実績)

5 交付の根拠

(1) 福生市防犯灯補助金交付規則

第3 監査の結果

各補助金について、次のことを除きおおむね適正に処理されていると認められた。

1 福生市防犯灯補助金の執行等について

- ◆ 補助金の執行にあつては、一部の商栄会で交付規則等に基づいた事務処理の未確認並びに補助金の受入れと支払いが別口座などの不適切な会計処理が見受けられることから、交付規則等に基づいた指導の徹底及び改善をするよう要望します。

2 補助金交付規則について

- ◆ 福生市防犯灯補助金交付規則について、補助金の目的である防犯灯は、交付規則を制定した当時の商店街の状況から現在の状況は装飾灯や街路灯等と著しく変化し、既に防犯灯だけとしての役割が終了していると思われることから、実情にあった交付規則の改正等も含めた検討が必要と思われます。

平成20年度

第2回

財政援助団体等監査報告書

対象団体

福生市職員共済組合

所管部課

総務部職員課

福生市監査委員

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体名・福生市職員共済組合

所 管 部 課・総務部職員課

3 監査の範囲

平成19年度及び平成20年度に交付された福生市職員共済組合補助金に係る執行状況について

4 監査の期間

平成20年10月20日から平成20年11月18日

5 調査項目

所管課

- (1) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか。
- (2) 補助金の額の算定、交付手続き及び交付時期は適切であるか。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- (4) 実績報告（仮）の検証及び事業効果の評価は行われているのか。

財政援助団体

- (1) 補助金の執行管理については、適正に行われているか。
- (2) 事業等は、申請及び交付条件に従って実施され、適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 補助金の会計経理は、適切に行われているか。
- (4) その他

第2 補助金及び交付団体の概要

1 目 的

福生市職員共済組合補助金

職員の相互共済及び福利を目的に条例により組織された共済組合に交付金を交付する。

2 事業の内容

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事業に交付する。

3 団体の名称・代表者

(1) 福生市職員共済組合 組合長 野崎隆晴

4 補助金額

(1) 福生市職員共済組合

福生市職員共済組合補助金	8,038,000 円(平成20年度)
	9,117,000 円(平成19年度)

5 交付の根拠

(1) 福生市補助金等交付規則

第3 監査の結果

補助金について、次のことを除きおおむね適正に処理されていると認められた。

1 福生市共済組合補助金の事務執行等について

- ◆ 補助金事務の執行について、交付規則に基づき交付申請・交付決定等の事処理が行われていますが、申請・受領日等の記載もれが散見されるので注意されたい、また、共済給付・厚生事業等においても同様に記載もれ等が散見されるので、これらの事務処理についても十分注意をされたい。
- ◆ 共済組合理事は、任期が1年のため共済組合関係の事務執行について、各共済事務処理の引継ぎを速やかに行われるよう、今後も十分に注意をされたい。
- ◆ 出納関係の事務処理の決済について、100万円以上は組合長の決済になっているが、その他については、決められていないので、事務決済規程等を作成し決済規定の明文化を図られたい。

2 補助金事務の取扱いについて

- ◆ 補助金の事務処理については、内容の確認及び指導の徹底を図りたい。



福監発第 78 号
平成 21 年 2 月 27 日

福 生 市 長 加 藤 育 男 様
福生市議会議員 原 島 貞 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 高 橋 章 夫

平成 20 年度第 3 回財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 号の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。

平成20年度

第3回

財政援助団体等監査報告書

対象団体

蛸まつり実行委員会

桜まつり実行委員会

福生市観光協会

所管部課

生活環境部地域振興課

福生市監査委員

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体名・蛸まつり実行委員会
桜まつり実行委員会
福生市観光協会
所 管 部 課・生活環境部地域振興課

3 監査の範囲

平成19年度及び平成20年度に交付された福生市観光事業補助金(蛸まつり事業・桜まつり事業)並びに平成20年度に交付された桜まつりアメリカントレイン補助金に係る執行状況について

4 監査の期間

平成20年12月19日から平成21年1月23日

5 調査項目

所管課

- (1) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか。
- (2) 補助金の額の算定、交付手続き及び交付時期は適切であるか。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適正に行われているか。
- (4) 実績報告(仮)の検証及び事業効果の評価は行われているのか。

財政援助団体

- (1) 補助金の執行管理については、適正に行われているか。
- (2) 事業等は、申請及び交付条件に従って実施され、適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 補助金の会計経理は、適切に行われているか。
- (4) その他

第2 補助金及び交付団体の概要

1 目 的

- (1) 蛸まつり実行委員会(福生市観光事業補助金)
観光振興を積極的に推進する団体に対し、その観光事に係る経費について補助することにより、観光客の誘致、福生市のPR、商工業の振興を図る。

(2) 桜まつり実行委員会 (福生市観光事業補助金)

観光振興を積極的に推進する団体に対し、その観光事に係る経費について補助することにより、観光客の誘致、福生市のPR、商工業の振興を図る。

(3) 福生市観光協会 (桜まつりアメリカントレイン補助金)

より多くの子供たちを誘致できるアメリカントレインを桜まつり会場で運行することにより、桜まつりへの集客を図り観光協会のPRをする。

2 事業の内容

(1) 蛸まつり実行委員会 (福生市観光事業補助金)

蛸まつりに対して財政援助し支援する。毎年6月中旬の土曜日に実施され、各種のイベント等により観光客の誘致を図っている。

(2) 桜まつり実行委員会 (福生市観光事業補助金)

桜の開花に合わせ、各種イベント等を実施し、観光客の誘致を図り、商工業振興に寄与する。

(3) 福生市観光協会 (桜まつりアメリカントレイン補助金)

桜まつりの期間中2日間(土・日)で、五日市線鉄橋南側から睦橋北側までの約800mを運行した。

3 団体の名称・代表者

(1) 蛸まつり実行委員会	会長 高橋 勉
(2) 桜まつり実行委員会	会長 小林菊三
(3) 福生市観光協会	会長 田村征利

4 補助金額

(1) 蛸まつり実行委員会 福生市観光事業補助金	1,220,000 円 (平成19年度) 1,170,000 円 (平成20年度)
(2) 桜まつり実行委員会 福生市観光事業補助金	3,400,000 円 (平成19年度) 3,300,000 円 (平成20年度)
(3) 福生市観光協会 桜まつりアメリカントレイン補助金	150,000 円 (平成20年度)

5 交付の根拠

- (1) 蛸まつり実行委員会
福生市観光事業補助金交付規則
- (2) 桜まつり実行委員会
福生市観光事業補助金交付規則
- (3) 福生市観光協会
福生市観光協会(桜まつりアメリカントレイン事業)補助金交付基準

第3 監査の結果

各補助金について、次のことを除きおおむね適正に処理されていると認められた。

1 蛸まつり実行委員会（福生市観光事業補助金）について

- ◆ 事業資金の支払いについて調査した結果、重複支払いがされていると思われる請求書及び領収書があるので、至急調査のうえ、是正措置をされたい。
また、会計処理についても、口座が複数開設されていますが、町会費等の混同を避け補助金事務処理を明確にするため、蛸まつり専用口座を開設し会計処理を行うよう要望いたします。
補助金事務の執行について、交付規則に基づき交付申請・交付決定等の事務処理が行われていますが、補助事業については、補助金交付までの間事業費が多くが立替られている状況にあり、目的に沿うよう事業実施時期に合わせた交付申請・交付決定の事務が執行されるよう改善が必要と思われる。

2 桜まつり実行委員会（福生市観光事業補助金）について

- ◆ 交付規則に基づき交付申請・交付決定等の事務処理が行われていますが、補助金交付までに補助事業が実施され、事業費の多くが立替られている状況にあり、目的に沿うよう実施時期に合わせた交付申請・交付決定等の事務が執行されるよう早急な改善が必要と思われる。
また、第25回記念事業の終了後の残金の取扱いについて、今後はどのように扱うのか協議され報告をされたい。

3 福生市観光事業補助金交付規則について

- ◆ 交付規則の一部内容に不備が見受けられるので、平成21年度の事業実施に間に合うよう早急な見直しを要望します。

4 福生市観光協会（桜まつりアメリカントレイン補助金）について

- ◆ 補助金等の事務処理で、実績報告等の添付書類のうち運賃収入の取扱いに不備が見受けられたので、今後は明確となるよう領収書等の記録が残る書類の作成を検討されたい。
また、事業収入に関する通帳記載に不備が見受けられたので、今後は十分注意し記載されるよう要望します。

5 補助金事務の取扱いについて

- ◆ 補助金の事務処理においては、内容の確認及び指導の徹底を図られたい。



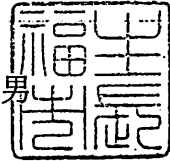
総総発第 143号

平成21年2月19日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男



福生市表彰審査委員会委員への議員選出廃止について（回答）

平成20年12月19日付け、福議発第182号にて送付されました要望につきまして、平成21年2月17日に開催されました福生市表彰審査委員会に組織改正の諮問をし、「改正をすべき旨」の答申を受けました。今後は、その答申を基に、「福生市表彰審査委員会規則」を改正してまいります。

◎添付資料 福生市表彰審査委員会規則の一部改正新旧対照表

○福生市表彰審査委員会規則の一部改正新旧対照表

部署名：総務課

改正案	現行	備考
福生市表彰審査委員会規則 昭和33年10月1日 規則第4号 (設置) 第1条 福生市表彰条例(昭和58年条例第9号。以下「条例」という。)に基づく表彰の適正を期するため、福生市表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。 (所管事項) 第2条 審査委員会は、<u>条例により表彰しようとする者の適否を審査する。</u> (組織) 第3条 審査委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。 (1) <u>副市長</u> (2) <u>教育長</u> (3) <u>部長及び部長相当職</u> (委員長) 第4条 委員長は、<u>副市長</u>の職にある者をもって、これに充てる。 第4条2項以下省略 附 則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。	福生市表彰審査委員会規則 昭和33年10月1日 規則第4号 (設置) 第1条 福生市表彰条例(昭和58年条例第9号。以下「条例」という。)に基づく表彰の適正を期するため、福生市表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。 (所管事項) 第2条 審査委員会は、<u>市長の諮問に応じ条例により表彰しようとする者の適否を審査して市長に答申する。</u> 2. <u>審査委員会は、前項に規定する審査のほか、表彰制度に関する事項について市長の諮問に応じ、答申し、又は市長に建議することができる。</u> (組織) 第3条 審査委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。 (1) <u>市議会議長</u> (2) <u>市議会副議長</u> (3) <u>市議会常任委員会委員長</u> (4) <u>教育委員会委員長</u> (5) <u>副市長</u> (6) <u>総務部長</u> (委員長) 第4条 委員長は、<u>市議会議長</u>の職にある者をもって、これに充てる。 第4条2項以下省略	審査委員会について、市の内部組織として位置づけるため、審査手続に係る規定の整備 審査委員会の委員を部長職以上の者とする。 委員長を副市長とする。

○福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部改正新旧対照表

部署名：職員課

改正案	現行	備考
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、福生市の一般職の職員(以下「職員」という。)の意に反する降任、免職及び休職の<u>手続並びに休職の期間及び効果並びに失職の例外</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (休職の期間) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2 任命権者は、前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 3 前2項の場合において、休職の処分を受けた職員が復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた傷病と同一の傷病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあっては、更新前の休職の開始の日(更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日)から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。 (休職の効果) 第4条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。 2 任命権者は、前条に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、福生市の一般職の職員(以下「職員」という。)の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。 (休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。 3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。 第4条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない	文言の整理 休職の更新の規定 同一の傷病に起因する場合、休職期間を通算する規定 現行 第3条第2項

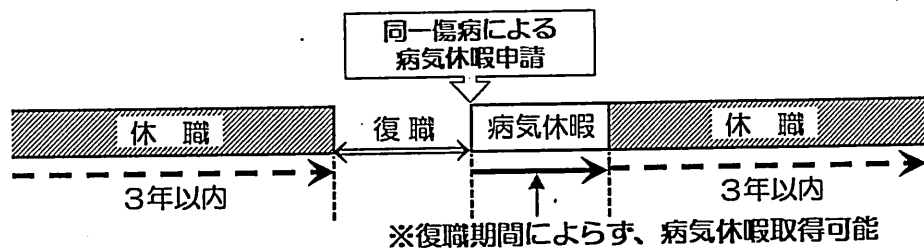
改正案	現行	備考
(失職の例外) 第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予されたものについて、その刑に係る罪が過失によるものであるときは、情状により特に失職しないものとすることができる。 2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の福生市の一般職の職員の分限に関する条例第3条第3項の規定は、施行日以後に新たに休職の処分を受け、又は新たに休職期間を更新する処分を受けた者に対して適用する。この場合において、施行日前に受けた休職の処分又は休職期間を更新する処分による休職期間は、同項の休職期間に通算しないものとする。	(失職の例外) 第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち刑の執行を猶予されたものについて、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであるときは、情状により特に失職しないものとすることができる。 2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。	過失の範囲の拡大 施行日前の処分期間の通算からの除外規定

病気休職制度の改正について

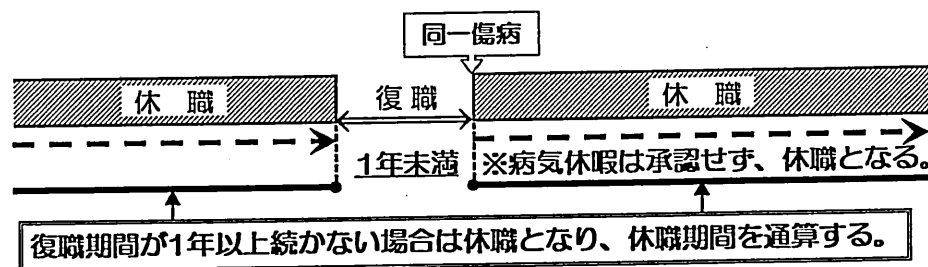
1 同一傷病による病気休職期間の通算

(※公務、結核性以外の傷病)

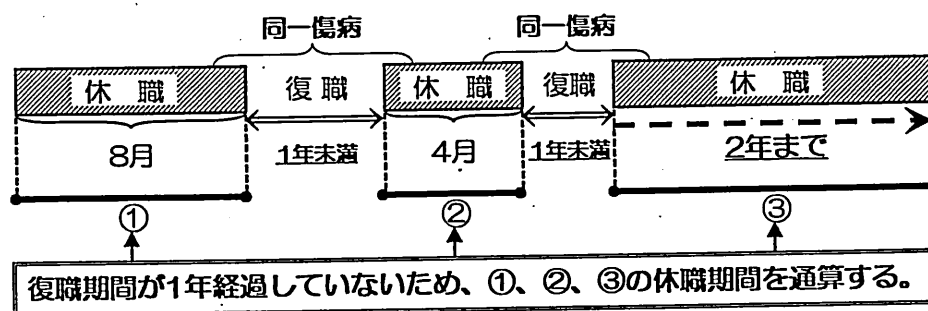
現行:



改正後:



(例)



※ ①+②+③ ≤ 3年 ⇒ ③は、3年-(8+4)月=2年まで更新可能。

○福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

部署名：職員課

改正案	現行	備考
(病気休暇) 第9条 職員は、<u>負傷又は疾病(以下「傷病」という。)</u>により療養を要する場合には、別表第1に定める基準により任命権者の承認を得て病気休暇を受けることができる。 (特別休暇) 第10条 職員は、次の各号の<u>いずれかに該当</u>する場合は、それぞれ各号に示す期間の休暇を受け、又は正規の勤務時間を利用することができる。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症による入院若しくは交通遮断又は二類感染症若しくは新感染症による入院をしたとき その都度必要と認める期間 (2) 天災、地変その他非常災害又は交通機関の事故により、交通を遮断されたとき その都度必要と認める期間 (3) 選挙権その他公民としての権利を行使するとき その都度必要と認める時間 (4) 職員が分べんする場合 衛生管理上必要な期間(出産の前後を通じ16週間以内とし、多胎妊娠の場合は24週間とする。ただし、産後の休養期間は、8週間を下回ってはならない。) (5) 職員の生理日の勤務が著しく困難なため、勤務しないことにつき請求があったとき 3日以内 (6) 妊娠中の職員が交通機関を利用して通勤する場合で、交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に著しい支障を及ぼすため、当該職員から勤務しないことについての請求があり、これを任命権者が承認したとき 1日につき1時間以内(正規の勤務時間の始め及び終わりに限る。) (7) <u>妊娠中の女性職員が妊娠に起因する症状のために勤務することが困難な場合 1回の妊娠について2回まで、日を単位として合計10日以内</u> (8) <u>妊娠初期において流産した女性職員が、安静加療を要するため又は母体の健康保持若しくは心身の疲労回復に係る休養のため、勤務することが困難な場</u>	(病気休暇) 第9条 職員は、負傷又は疾病により療養を要する場合には、別表第1に定める基準により任命権者の承認を得て病気休暇を受けることができる。 (特別休暇) 第10条 職員は、次の各号の<u>一に該当する場</u>合は、それぞれ各号に示す期間の休暇を受け、又は正規の勤務時間を利用することができる。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症による入院若しくは交通遮断又は二類感染症若しくは新感染症による入院をしたとき その都度必要と認める期間 (2) 天災、地変その他非常災害又は交通機関の事故により、交通を遮断されたとき その都度必要と認める期間 (3) 選挙権その他公民としての権利を行使するとき その都度必要と認める時間 (4) 職員が分べんする場合 衛生管理上必要な期間(出産の前後を通じ16週間以内とし、多胎妊娠の場合は24週間とする。ただし、産後の休養期間は、8週間を下回ってはならない。) (5) 職員の生理日の勤務が著しく困難なため、勤務しないことにつき請求があったとき 3日以内 (6) 妊娠中の職員が交通機関を利用して通勤する場合で、交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に著しい支障を及ぼすため、当該職員から勤務しないことについての請求があり、これを任命権者が承認したとき 1日につき1時間以内(正規の勤務時間の始め及び終わりに限る。)	文言の整理 文言の整理 妊娠症状対応のための休暇の新設 早期流産のための休暇の新設

改正案	現行	備考
合 日を単位として、流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内 (9) 職員が生後満1年に達しない乳児を育てる場合 1日2回、1回につき45分 (10) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下「対象児」という。)を養育する職員が、当該対象児の看護(負傷し、又は疾病にかかった対象児の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において、5日の範囲内の期間。ただし、対象児を2子以上養育する職員については、6日の範囲内の期間とする。 (11) 配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内において、5日以内 (12) 配偶者が出産した場合 出産の日の前後2週間を通じ2日以内 (13) 職員が結婚するとき 7日以内 (14) 父母の祭日 慣習上最小限度とし、任命権者が認める期間 (15) 忌引 別表第2に定める期間 (16) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その都度必要と認める期間 (17) 妊娠中の、又は出産後1年を経過しない女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受ける場合 妊娠中に9回及び出産後1年以内に1回又は妊娠中に10回の範囲内(医師又は助産師がこれらを超える回数を必要と認めた場合は、その認められた回数の範囲内)でその都度必要と認める時間 (18) 夏季において職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認め	(7) 職員が生後満1年に達しない乳児を育てる場合 1日2回、1回につき45分 (8) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において、5日の範囲内の期間 (9) 配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内において、5日以内 (10) 配偶者が出産した場合 出産の日の前後2週間を通じ2日以内 (11) 職員が結婚するとき 7日以内 (12) 父母の祭日 慣習上最小限度とし、任命権者が認める期間 (13) 忌引 別表第2に定める期間 (14) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その都度必要と認める期間 (15) 妊娠中の、又は出産後1年を経過しない女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受ける場合 妊娠中に9回及び出産後1年以内に1回又は妊娠中に10回の範囲内(医師又は助産師がこれらを超える回数を必要と認めた場合は、その認められた回数の範囲内)でその都度必要と認める時間 (16) 夏季において職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認め	子どもの看護のための休暇の対象児の範囲の拡大 2子以上養育する場合の付与日数の拡大

改正案	現行	備考
られる場合 5日の範囲内で市規則で定める期間 (19) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、別表第3に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 1 の年において、5日の範囲内の期間 (20) 職員の現住居が地震、水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合 日を単位として、災害により現住居が滅失し、又は損壊した日から起算して7日以内 2 前各号のうち引続く期間で示されているものは、その期間中に週休日又は休日が存在する場合、その日は、当該期間に含まれるものとする。 3 第1項第10号から第12号まで及び第19号の休暇の単位は、日又は時間を単位として承認することができる。 4 第1項第14号及び第15号において、旅行する必要があるときは、その往復所要日数は、これを当該期間に加算するものとする。	られる場合 5日の範囲内で市規則で定める期間 2 前各号のうち引続く期間で示されているものは、その期間中に週休日又は休日が存在する場合、その日は、当該期間に含まれるものとする。 3 第1項第8号から第10号までの休暇の単位は、日又は時間を単位として承認することができる。 4 第1項第10号から第13号までにおいて、旅行する必要があるときは、その往復所要日数は、これを当該期間に加算するものとする。	ボランティア活動のための休暇の新設 災害のための休暇の新設 号の整理 号の整理

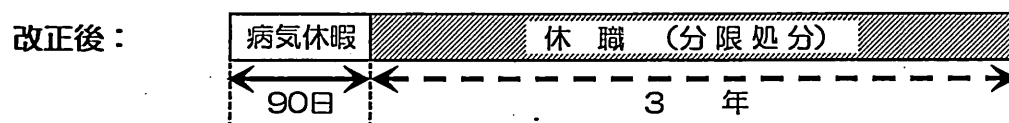
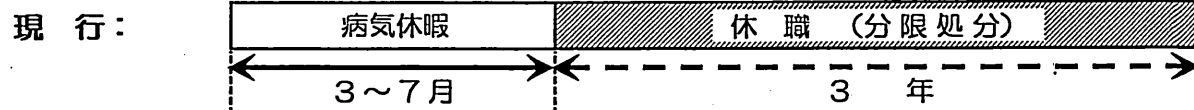
改正案		現行		備考
別表第1（第9条関係） 病気休暇の基準		別表第1（第9条関係） 病気休暇の基準		病気休暇付与日数の改正（結核性 1年以内、傷病 90日以内） 同一傷病に起因する場合、病気休暇期間を通算する規定 休職の発令 休職から復職後に同一傷病により再度休養を要する場合の病気休暇の不承認及び休職の発令 ボランティア活動のための休暇の対象活動範囲
原因	期間	原因	期間	
1 公務に起因する傷病	その療養に必要と認める期間	1 公務に起因する負傷又は疾病	その療養に必要と認める期間	
2 結核性の疾患	1年を超えない範囲で、その療養に必要と認める期間	2 結核性の疾患	最低2年とし、その適用区分は、別に定める	
3 前2項以外の傷病	90日を超えない範囲で、その療養に必要と認める期間	3 前2項以外の負傷又は疾病	最低3月とし、その適用区分は、別に定める	
備考				
1 病気休暇の基準の表第2項及び第3項に規定する期間（以下「病休期間」という。）は、引き続く期間とし、病気休暇を受けようとする場合において、過去1年以内に同一の傷病（傷病名は異なるが、症状、病因等から同一の療養行為と認められるものを含む。）により病気休暇を受けたときは、当該病気休暇に係る日数を病休期間から控除した日数を病気休暇の期間の範囲とする。				
2 病休期間が満了した場合は、病休期間満了日の翌日から休職の発令をする。				
3 休職を受けた職員が、復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた傷病と同一の傷病により休養を要すると認めた場合は、病気休暇を承認せず、復職前の休職期間を通算して3年以内の期間を限って休職の決定を行い、当該休養を要すると認めた日に発令する。				
別表第3（第10条関係）				
適用を受ける活動の範囲				
1	地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布 その他被災者を支援する活動			
2	障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動			

3	前項に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動		
4	国、地方公共団体等が主催、共催、協賛又は後援する事業を支援する活動		
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第 9 条の規定は、施行日以後に承認された病気休暇から適用し、施行日前にこの条例による改正前の福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 9 条の規定により承認された病気休暇(施行日前に病気休暇を承認され、施行日以後当該承認された病気休暇の期間が満了する場合において、復職せず、引き続き再度同一の傷病により承認された病気休暇を含む。)については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、旧条例第 9 条の規定により現に病気休暇を受けている者は、施行日以後に復職し、再度同一の傷病により病気休暇の承認を受けようとする場合においては、新条例第 9 条の規定にかかわらず、当該施行日前に承認された病気休暇の日数は、病気休暇の期間に通算しないものとする。 4 この条例施行の際、旧条例第 10 条第 1 項第 8 号の規定により現に特別休暇を受けている者は、新条例第 10 条第 1 項第 10 号の規定により特別休暇を受けている者とみなす。			施行日前に承認された病気休暇は改正前の日数を付与 施行日前に承認された病気休暇日数の通算からの除外規定 子どもの看護のための休暇の経過措置

病气休暇制度の改正について

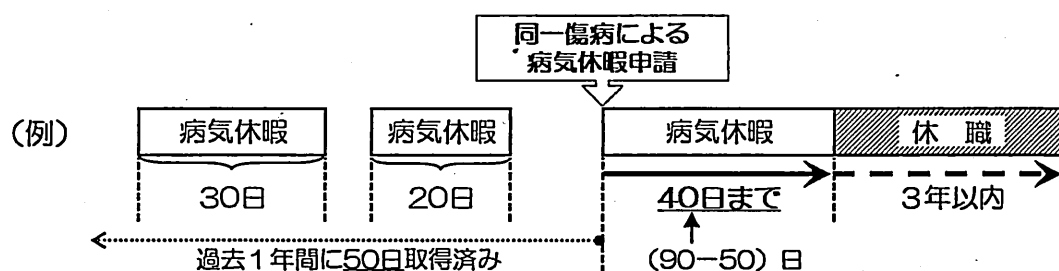
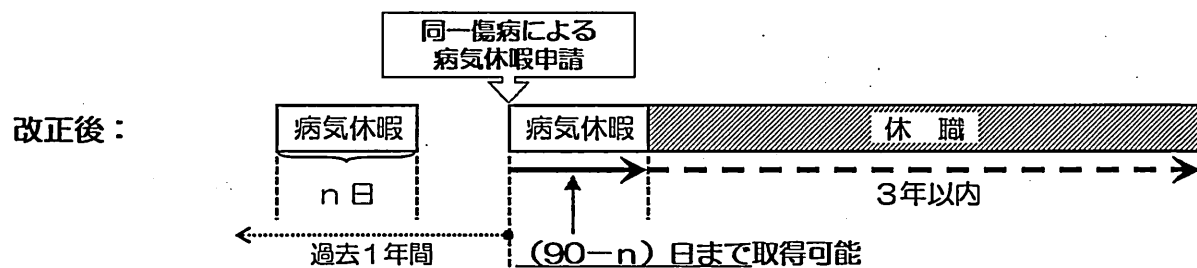
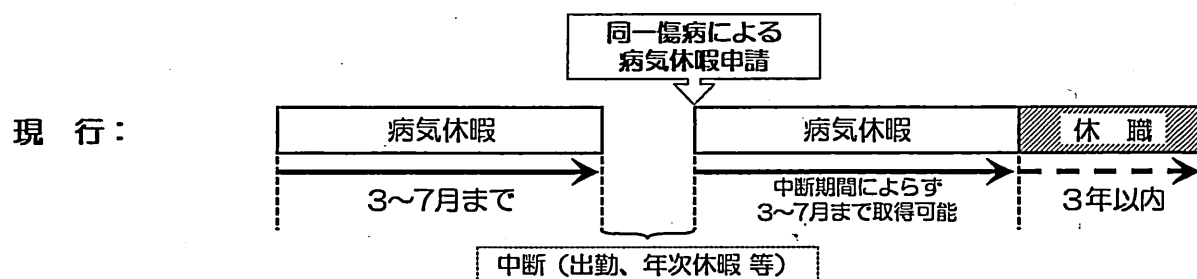
1 病气休暇・休職期間

(※公務、結核性以外の傷病)



2 同一傷病による病气休暇期間の通算

(※公務、結核性以外の傷病)



○福生市庁舎建設基金条例の一部改正新旧対照表

部署名：契約管財課

改正案	現行	備考
福生市庁舎維持管理基金条例 昭和48年条例第20号 (設置) 第1条 市庁舎の維持管理に要する資金に充当するため、福生市庁舎維持管理基金(以下「基金」という。)を設置する。 第2条 略 (運用) 第3条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。 第4条 略 第5条 略。 第6条 略 (処分) 第7条 市長は、市庁舎の維持管理を行うための財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 第8条 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福生市庁舎建設基金条例の規定により積み立てられた基金は、この条例による改正後の福生市庁舎維持管理基金条例の規定により積み立てられた基金とみなす。	福生市庁舎建設基金条例 昭和48年条例第20号 (設置) 第1条 市庁舎を建設するための資金に充当するため、福生市庁舎建設基金(以下「基金」という。)を設置する。 第2条 略 (運用) 第3条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。 2 市長は、基金を前項の規定により運用するほか、財政上必要があると認めるときは、償還の方法、期間及び利率を定めて、福生市土地開発公社へ貸付けすることができる。 第4条 略 第5条 略。 第6条 略 (処分) 第7条 市長は、市庁舎を建設する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 第8条 略 附 則	題名の改正 基金の充当目的を「建設」から「維持管理」へ移行することによる規定の整備 福生市土地開発公社の貸付けに係る規定の削除 規定の整備

○福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表

部署名：子育て支援課

改正案	現行	備考
福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例 第 1 条～第 2 条 省略 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、福生市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他市規則(以下「規則」という。)で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は第6条の3第1項に規定する里親に委託されている者 第4条 削除	福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例 第 1 条～第 2 条 省略 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、福生市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他市規則(以下「規則」という。)で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する里親に委託されている者 <u>(所得の制限)</u> 第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得(1月から9月までの場合は前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない乳幼児で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としない。 2 前項に規定する所得の範囲及び額の計算方法は、規則で定める。 3 前2項の規定は、2歳に達した日の属する月の末日までの乳幼児を養育している者には適用しない。	児童福祉法の改正 所得制限の廃止

改正案	現行	備考
(助成の範囲) 第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る<u>食事療養標準負担額</u>に相当する額（以下「<u>食事療養標準負担額相当額</u>」という。）を除く。）を助成する。 2 省略 第7条 省略 (<u>食事療養標準負担額の相当額の支払方法</u>) 第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第6条第1項に規定する<u>食事療養標準負担額相当額</u>を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。 以下の条 省略	(助成の範囲) 第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る<u>標準負担額</u>に相当する額（以下「<u>標準負担額相当額</u>」という。）を除く。）を助成する。 2 省略 第7条 省略 (<u>標準負担額の相当額の支払方法</u>) 第7条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第6条第1項に規定する<u>標準負担額相当額</u>を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。 以下の条 省略	健康保険法の改正による文言の整備

○福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表

部署名：子育て支援課

改正案	現行	備考
福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 第 1 条～第 2 条 省略 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、福生市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他市規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は第 6 条の 3 第 1 項に規定する里親に委託されている者 第 4 条 削除 以下の条 省略	福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 第 1 条～第 2 条 省略 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、福生市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他市規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 に規定する里親に委託されている者 （所得の制限） 第 4 条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな 2 前項に規定する所得の範囲及び額の計算方法は、規則で定める。 以下の条 省略	児童福祉法の改正 所得制限の廃止

○福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表

部署名：子育て支援課

改正案	現行	備考
福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第 1 条 略 (用語の定義) 第 2 条 1～2 省略 3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母及び父又は母の配偶者(前項第 3 号に定める程度の障害の状態にあるときを除く。)並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び第 6 条の 3 第 1 項に規定する里親以外の者をいう。 (1) 父母が死亡した児童 (2) 父又は母が監護しない第 2 項各号に掲げる児童 4 略 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、福生市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。 (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第 3 項に掲げる児童 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者 以下の条 省略	福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第 1 条 略 (用語の定義) 第 2 条 1～2 省略 3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母及び父又は母の配偶者(前項第 3 号に定める程度の障害の状態にあるときを除く。)並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 に規定する里親以外の者をいう。 (1) 父母が死亡した児童 (2) 父又は母が監護しない第 2 項各号に掲げる児童 4 略 (対象者) 第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、福生市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。 (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第 3 項に掲げる児童 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者 (2) 規則で定める施設に入所している者 (3) 児童福祉法に規定する里親に委託されている者 以下の条 省略	児童福祉法の改正 児童福祉法の改正

○福生市介護保険条例の一部改正新旧対照表

部署名：介護福祉課

改正案	現行	備考
(保険料率) 第 4 条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第 1 項第 1 号に掲げる者 23,200円 (2) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 23,200円 (3) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 36,000円 (4) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 51,500円 (5) 次のいずれかに該当する者 56,600円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 7 号イ、第 8 号イ又は第 9 号イに該当する者を除く。) (6) 次のいずれかに該当する者 64,300円 ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ又は第 9 号イに該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 77,200円 ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	(保険料率) 第 4 条 平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第 1 項第 1 号に掲げる者 27,600円 (2) 令第38条第 1 項第 2 号に掲げる者 27,600円 (3) 令第38条第 1 項第 3 号に掲げる者 41,400円 (4) 令第38条第 1 項第 4 号に掲げる者 55,200円 (5) 令第38条第 1 項第 5 号に掲げる者 69,000円 (6) 令第38条第 1 項第 6 号に掲げる者 82,700円	第4期介護保険事業計画に基づく

改正案	現行	備考
<u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</u> <u>(8) 次のいずれかに該当する者 84,900円</u> <u>ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u> <u>(9) 次のいずれかに該当する者 90,100円</u> <u>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> <u>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 95,200円</u>		
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第7条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、<u>第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u>	(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第7条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ<u>又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。</u>	

改正案	現行	備考
(施行期日) 第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この条例による改正後の福生市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 (平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例) 第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、43,800円とする。この場合において、改正後の条例第7条第3項の規定の適用については、「又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者」とあるのは「又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者若しくは令附則第11条第2項に規定する第1号被保険者となるに至った者」とする。		

第4期（平成21年度～23年度）所得段階別保険料額

単位：円

所得段階		負担割合	月額	年額	備考
第1段階	生活保護被保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.45	1,930	23,200	条例第4条第1号
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.45	1,930	23,200	条例第4条第2号
第3段階	市民税世帯非課税で第2段階に該当しない者	基準額×0.70	3,002	36,000	条例第4条第3号
特例 第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.85	3,646	43,800	条例附則第3条
第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で特例第4段階に該当しない者	基準額×1.00	4,289	51,500	条例第4条第4号
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.10	4,718	56,600	条例第4条第5号
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	5,361	64,300	条例第4条第6号
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	6,434	77,200	条例第4条第7号
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.65	7,077	84,900	条例第4条第8号
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額×1.75	7,506	90,100	条例第4条第9号
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の者	基準額×1.85	7,935	95,200	条例第4条第10号

※ 第4段階が基準額となります。

参考 第3期（平成18年度～20年度）所得段階別保険料額

所得段階		負担割合	月額	単位:円 年額
第1段階	生活保護被保護者、市民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	2,297	27,600
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.50	2,297	27,600
第3段階	市民税世帯非課税で第2段階に該当しな い者	基準額×0.75	3,445	41,400
第4段階	市民税世帯課税者	基準額×1.00	4,593	55,200
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が200万円未満の者	基準額×1.25	5,742	69,000
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が200万円以上の者	基準額×1.50	6,890	82,700

※ 第4段階が基準額となります。

福生市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

部署名：保険年金課

改正案	現行	備考
(被保険者とししない者) 第 4 条 省略 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、民法（明治31年法律第 9 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。	(被保険者とししない者) 第 4 条 省略 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童及び里親に委託されている児童のうち、民法（明治31年法律第 9 号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者とししない。	里親と同様に都道府県から委託され、医療費についても委託費の一部として都道府県から支払われるため被保険者とししない。

○福生市中小企業振興資金融資条例の一部改正新旧対照表

部署名：地域振興課

改正案	現行	備考
福生市中小企業振興資金融資条例 昭和45年12月25日 条例第38号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人であって、東京信用保証協会の保証の対象業種を営むものをいう。 (2) 特定金融機関 福生市(以下「市」という。)が、この条例の定めるところに従い、福生市中小企業振興資金(以下「資金」という。)の融資を取扱う契約を締結した銀行又はその他の金融機関をいう。 (資金の種類及び融資の限度額) 第4条 この条例に基づき融資することのできる資金の種類は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 運転資金 事業に必要な原材料若しくは商品の仕入れ又は買掛金決済若しくは支払手形決済等に必要な資金 (2) 設備資金 事業に必要な店舗、工場若しくは倉庫の新築、増築若しくは改築又は業務車両、機械、じゅう器、土地若しくは建物購入等に必要な資金 (3) 開業資金 新たに事業を開始するために必要な資金及び開業後1年未満において当該事業を営むために要する資金 2 前項各号に掲げる資金の融資の限度額は、次の各号のとおりとする。ただし、同一資金の追加融資については、当該資金の融資の限度額から現に受けている当該資金の融資に係る未償還分の額を差し引いて得た額の範囲内とする。 (1) 運転資金 1,000万円 (2) 設備資金 1,200万円 (3) 開業資金 1,000万円 第5条 削除	福生市中小企業振興資金融資条例 昭和45年12月25日 条例第38号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業者 資本の額又は出資の総額が1,000万円以下の会社並びに従業員数が50人以下の会社及び個人であって工業又は商業に属する事業を主たる事業として営むもののうち東京信用保証協会の保証の対象業種に属する事業を主たる事業として営むものをいう。 (2) 特定金融機関 福生市(以下「市」という。)が、この条例の定めるところに従い、福生市中小企業振興資金(以下「資金」という。)の融資を取扱う契約を締結した銀行又はその他の金融機関をいう。 (資金の種類及び融資の限度額) 第4条 この条例に基づき融資することのできる資金の種類は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 運転資金 事業に必要な原材料若しくは商品の仕入れ又は買掛金決済若しくは支払手形決済等に必要な資金 (2) 設備資金 店舗、工場若しくは倉庫の新築、増築若しくは改築又は機械、じゅう器、土地若しくは建物購入等に必要な資金 (3) 開業資金 新たに事業を開始するために必要な設備に要する資金 2 前項各号に掲げる資金の融資の限度額は、次の各号のとおりとする。 (1) 運転資金 500万円 (2) 設備資金 700万円 (3) 開業資金 500万円 (融資審査会の設置) 第5条 融資に関する事項を審議し、市長の諮問にこたえるため、福生市中小企業振興資金融資審査会(以下「融資審査会」という。)を置く。 2 融資審査会に関する規定は、市規則で定める。	中小企業者の定義の明確化 業務車両を明記 開業後一年未満を明記 追加融資を明記 限度額の引き上げ 融資審査会の廃止 融資審査会の廃止

改正案	現行	備考
(申込者の資格) 第6条 運転資金又は設備資金の融資を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。 (1) <u>個人にあっては住所又は事業所を、会社にあつては事業所を市内に有し、かつ、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者であること。</u> (2) <u>市税(区市町村民税及び固定資産税に限る。以下同じ。)</u>が年額3,000円以上の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。 (3) 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。 2 開業資金の融資を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。 (1) 開業資金の融資を受けて事業を開始することにより、第2条第1号に定める中小企業者に該当することとなる会社又は個人であること。 (2) <u>市内で新たに事業を営もうとする者又は市内で開業後1年未満の者であること。</u> (3) <u>融資の決定を受けてから6月以内に開業すること。</u> (4) 許可又は認可が必要な事業を開始しようとする会社又は個人は、開業資金の融資を申し込む際にその許可又は認可を受けていること。 (5) <u>東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。</u> (6) 既に納期の経過した市税を完納していること。 第7条 削除	(申込者の資格) 第6条 運転資金又は設備資金の融資を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。 (1) <u>市内に住所及び事業所(会社の場合は、主たる事務所)を有し、かつ、引き続き1年以上市内で事業を営んでいる中小企業者であること。</u> (2) <u>市税(市民税及び固定資産税に限る。)</u>が年額3,000円以上の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。 (3) 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。 (4) <u>現にこの条例による同一種類の融資を受けていないこと。</u> 2 開業資金の融資を受けようとする者は、次の要件を備えていなければならない。 (1) 開業資金の融資を受けて事業を開始することにより、第2条第1号に定める中小企業者に該当することとなる会社又は個人であること。 (2) <u>前号に規定する会社の代表者又は個人は、市内に住所を有し、引き続き2年以上市内に居住していること。</u> (3) <u>会社にあつては、登記上の所在地及び主たる事務所を市内に置くこと。</u> (4) 許可又は認可が必要な事業を開始しようとする会社又は個人は、開業資金の融資を申し込む際にその許可又は認可を受けていること。 (5) <u>物的担保を有すること若しくは物的担保を提供できる連帯保証人1人を有すること又は東京信用保証協会若しくは東京都農業信用基金協会の保証を有すること。</u> (6) 既に納期の経過した市税を完納していること。 (7) <u>現にこの条例による融資を受けていないこと。</u> (連帯保証人) 第7条 前条第2項第5号に規定する連帯保証人は、次の各号の要件を備えていなければならない。 (1) <u>市内に3年以上引き続き居住していること。</u> (2) <u>一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主又はこれに準ずる者であること。</u> (3) <u>市税(市民税及び固定資産税に限る。)</u>が年額1万円以上の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。	資格要件の緩和 緩和に伴う文言整理 制限の撤廃 資格の緩和 開業時期の明確化 信用保証協会の保証の要件化 制限の撤廃 連帯保証人の廃止

改正案	現行	備考
(償還方法) 第9条 資金の償還期限は、据置期間を含めて運転資金又は開業資金にあつては<u>84月</u>以内、設備資金にあつては<u>120月</u>以内とし、月割による元金均等償還(以下「月賦償還」という。)によるものとする。 2 据置期間は、貸付けた日の属する月から<u>6月</u>以内とする。 3 (省略) 第10条 削除 (融資の申込等) 第11条 (省略) 2 (省略) 3 市長は、第1項の申込みの受付、申込書等の作成指導について、福生市商工会に委託することができる。 (融資の時期) 第13条 特定金融機関は、前条による融資決定通知を受けた場合は、<u>融資決定通知受領後速やかに当該融資決定額を融資するものとする。</u> (融資決定の取消等) 第14条 資金の融資決定を受け、又は資金の融資を受けた者が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、市長は、融資決定を取り消し、又は償還すべき元利金を一時に返還させることができる。 (1) 偽りの申込みによって貸付決定を受けたとき。 (2) 正当な理由がなくて設備施工が著しく遅延し、完成の見込みがないとき。 (3) 第6条の申込資格を失うに至ったとき。 (4) 当該設備を滅失したとき。 (5) 前各号のほか、市長の指示に違反したとき。 (償還方法の特例)	(4) <u>現にこの条例による保証をしていないこと。</u> (償還方法) 第9条 資金の償還期限は、据置期間を含めて運転資金又は開業資金にあつては、<u>48月</u>以内、設備資金にあつては、<u>72月</u>以内とし、月割による元金均等償還(以下「月賦償還」という。)によるものとする。 2 据置期間は、貸付けた日の属する月から<u>3月</u>以内とする。 3 (省略) (違約金) 第10条 第9条の月賦償還を怠った者は、償還すべき金額に対し、年14.6パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。 (融資の申込等) 第11条 (省略) 2 (省略) 3 前項の場合において、開業資金の融資の可否は、融資審査会に諮らなければならない。ただし、東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有する場合は、この限りでない。 4 市長は、第1項の申込みの受付、申込書等の作成指導について、福生市商工会に委託することができる。 (融資の時期) 第13条 特定金融機関は、前条による融資決定通知を受けた場合は、<u>運転資金については融資決定通知受領後、設備資金又は開業資金については工事等完了後速やかに全額を融資する。ただし、設備資金については、工事等の施行事実を確認し、完了前にその資金の一部を融資することができる。</u> (融資決定の取消等) 第14条 資金の融資決定を受け、又は資金の融資を受けた者が、次の各号の<u>一に</u>該当するときは、市長は、<u>融資審査会の議を経て</u>、融資決定を取消し、又は償還すべき元利金を一時に返還させることができる。 (1) 偽りの申込みによって貸付決定を受けたとき。 (2) 正当な理由がなくて設備施工が著しく遅延し、完成の見込みがないとき。 (3) 正当な理由がなくて月賦償還を怠り、又は違約金の支払いを怠ったとき。 (4) 第6条の申込資格を失うに至ったとき。 (5) 当該設備を滅失したとき。 (6) 前各号のほか、市長の指示に違反したとき。 (償還方法の特例)	償還期間の延長 据置期間の延長 信用保証協会の保証 融資審査会の廃止 融資時期の変更 融資審査会の廃止 信用保証協会の保証

改正案	現行	備考
第15条 資金の融資を受けた者が、天災その他特別の事情により償還が困難となったときは、市長は、償還方法を変更することができる。	第15条 資金の融資を受けた者が、天災その他特別の事情により償還が困難となったときは、市長は、 <u>融資審査会の議を経て、償還方法を変更することができる。</u> <u>(資金の損失補償)</u>	融資審査会の廃止
第16条 削除	第16条 融資を行った特定金融機関から、 <u>融資に係る損失補償の請求があった場合は、市長は、融資審査会の議を経て、当該金融機関に対し損失額の補償をするものとする。</u>	信用保証協会の保証

平成 2 0 年度福生市一般会計補正予算（第 4 号）資料

1 子育て応援特別手当事業の概要 1 P

2 定額給付金給付事業の概要 3 P

3 拝島駅自由通路整備事業の事業期間の延伸について . . . 5 P

1 子育て応援特別手当事業の概要

1 趣旨

平成20年度の緊急措置として、子育て家庭に対する生活の安心の確保を図ることを目的に、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3万6千円の子育て応援特別手当を支給する。

○支給対象児童 約800人

○対象経費 子育て応援特別手当 28,800千円
事務費 1,620千円

2 支給対象となる子

(1) 対象となる子の範囲は、次の全ての要件に該当する子

① 世帯に属する3歳以上18歳以下の子（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子。※特別手当支給基礎児童という）（特別手当支給基礎児童は、兄弟姉妹に限らない。また、世帯が異なるものの、扶養している子等を含む）が2人以上いること。

② かつ、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれの子がいる場合であって

③ 特別支給基礎児童のうち第2子以降の平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれの子

(2) 住所要件がいずれかに該当する子

①住民基本台帳に記載されている者

②外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等で在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

3 支給対象者

支給対象となる子の属する世帯の世帯主で、住所要件として支給対象児童の住所要件の①又は②のいずれかに該当する者

4 支給額 支給対象児童1人につき36,000円

5 支給基準日 平成21年2月1日

6 申請方法、申請期限

(1) 郵送申請又は窓口申請（本人確認できる書類を添付）

(2) 申請受付開始日 平成21年4月1日から平成21年9月30日

7 支給方法 原則として、口座振込（世帯主名義）
ただし、口座振込による支給が困難に限り現金給付

8 支給事業に対する庁内体制

○主担当課 子育て支援課

○対策チーム 9 人（課長職）・作業チーム約 10 人（係長以下）・実務作業チーム約 20 人（係長以下）は定額給付金事業の職員が兼務し協力
企画調整課・情報システム課・総合窓口課・社会福祉課・介護福祉課・会計課・子育て支援課・総務課・契約管財課等
○人材派遣委託（定額給付金事務に含有）

9 今後の予定

3月15日 広報にて市民へ子育て応援特別手当事業の内容を周知、以降、継続して周知を行う。

3月中旬 市民からの問合せ対応に向けコールセンター及び窓口開設

3月25日予定 支給該当児童の世帯主に、子育て応援特別手当申請書を普通郵便にて送付

4月1日 申請受付開始

4月下旬 ・ 申請内容確認後、子育て応援特別手当を口座振込予定
・ 支給振込通知書発送予定

以後、順次処理し、口座振込処理予定

9月30日 申請期間終了

2 定額給付金給付事業の概要

1 全体の内容

- (1) 総 額 948,888千円
 (給付額: 908,268千円)
 (事務費: 40,620千円)

(2) 平成21年2月1日現在

住民基本台帳登載者	58,407人
内 18歳以下	9,747人
内 65歳以上	11,398人
外国人登録原票登載者	2,382人
内 18歳以下	397人 (住基割合による推計)
内 65歳以上	464人 (")

(3) 基準日 平成21年2月1日

2 給付対象者

- (1) 住民基本台帳に記録されている者（基準日より前の日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）
- (2) 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者
- ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

3 申請者・受給者

- (1) 住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者（世帯主及び世帯員をいう。以下同じ。）のうちから選ばれた者））
- (2) 外国人登録原票に登録されている者については、外国人登録原票に登録されている者のうち給付対象者の要件に該当する者については、その者（ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合は、住民基本台帳又は外国人登録原票において、当該死亡した者の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた者のうちから選ばれたもの）

4 給付額

給付対象者1人あたり	12,000円
65歳以上・18歳以下の方	20,000円
〔参考・65歳以上 昭和19年2月2日以前に出生〕	
・18歳以下 平成2年2月2日以降に出生	

5 申請方法

郵送及び窓口での申請（本人確認できる書類を添付）

6 申請期間

給付申請受付開始日（平成21年4月1日）から6月以内。

7 給付方法

原則として、口座振込（世帯主名義）

ただし、口座振込による給付が困難に限り現金給付

8 給付事業に対する体制

主担当課 地域振興課

対策チーム（課長職9名）

準備作業チーム（係長以下約10名）：問題点抽出・解決策・作業工程など

実務作業チーム（係長以下約20名）：受付及び事務処理など

企画調整課・情報システム課・総合窓口課・社会福祉課・介護福祉課・会計課・

子育て支援課・総務課・契約管財課

人材派遣委託（約10名程度）：主にコールセンター及び入力業務

9 今後の予定

3月15日 広報にて市民へ定額給付金給付事業の内容を周知

3月中旬 市民からの問合せ対応に向けコールセンター及び窓口開設

3月25日予定 定額給付金給付申請書を全世帯主へ普通郵便にて送付

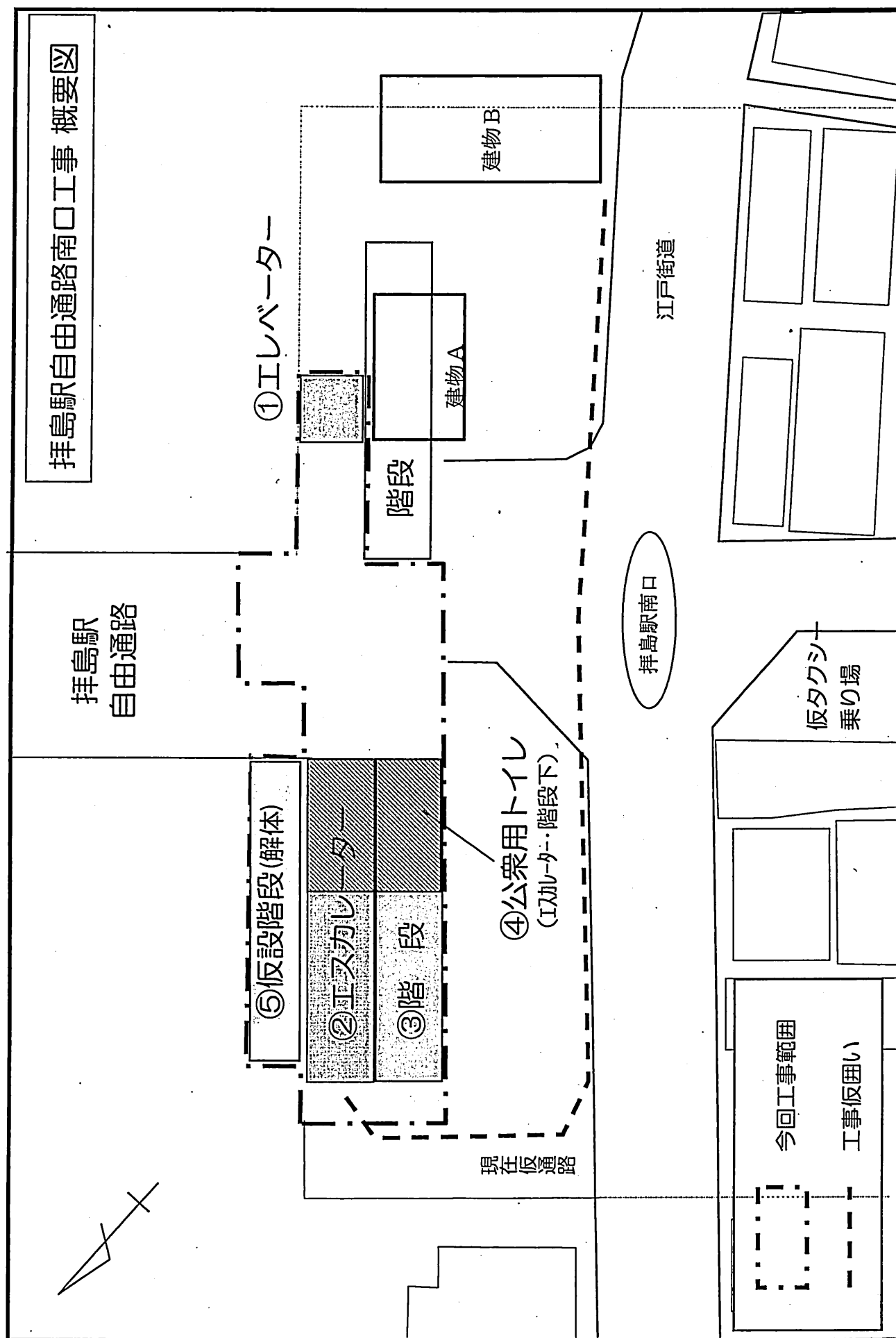
4月1日 申請受付開始

4月下旬 申請内容確認済者への定額給付金振込

以後、順次処理し、口座振込処理予定

9月30日 申請期間終了

3 拝島、自由通路整備事業の事業期間の延伸について



拝島駅自由通路南口工事 工程表

平成20年度		平成21年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
仮設工 土工等								
全体 基礎・ 外装・内装等								
① エレベーター 本体								
② エスカレーター 本体								
③ 福生方階段								
④ 公衆用トイレ								
⑤ 仮設階段解体								

「拝島駅自由通路整備事業」年度別事業費内訳

単位:円

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
昭島市	167,314,634	599,587,178	1,047,708,556	291,768,000	337,435,000	2,443,813,368
福生市	136,893,792	490,569,601	857,216,093	238,719,000	276,132,000	1,999,530,486
自治体 計	304,208,426	1,090,156,779	1,904,924,649	530,487,000	613,567,000	4,443,343,854
鉄道側負担	43,840,000	98,371,662	344,830,883	511,494,000	64,486,000	1,063,022,545
事業費総計	348,048,426	1,188,528,441	2,249,755,532	1,041,981,000	678,053,000	5,506,366,399
					H20～21年度自治体計	1,144,054,000

*平成17年度～平成19年度は精算額、平成20年度及び平成21年度は予定額である。

福生市自転車駐車場収支集計表

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
収 入	47,932,550	61,696,350	56,729,000	54,144,200	56,534,050	56,263,950	56,051,550	53,348,650	52,558,050	52,297,500	0	547,555,850
料金収入	40,388,950	52,754,250	48,348,200	45,949,200	48,293,150	48,238,650	47,536,150	45,411,850	44,829,850	44,868,100		466,618,350
学割分負担金	7,543,600	8,942,100	8,380,800	8,195,000	8,240,900	8,025,300	8,515,400	7,936,800	7,728,200	7,429,400		80,937,500
支 出												0
管理委託料	23,836,680	29,406,000	29,406,000	29,406,000	30,949,250	31,966,000	32,004,000	32,004,000	30,861,000	30,861,000		300,699,930
借入金元利償還	7,109,406	9,479,208	9,479,208	9,479,208	9,565,176	9,593,832	9,593,832	9,593,832	9,593,832	9,593,832		93,081,366
保守点検費	630,000	965,000	1,090,000	1,090,000	1,904,400	1,834,400	5,145,920	5,145,920	5,145,920	5,145,920		28,097,480
固定資産税	0	803,700	661,900	546,800	922,500	859,000	719,000	431,300	436,000	436,000		5,816,200
借地料	13,578,990	18,114,912	18,530,904	16,520,265	15,813,058	14,372,919	12,322,800	12,322,800	12,322,800	12,322,800		146,222,248
センター経費	5,965,650	7,954,200	7,954,200	7,954,200	8,181,000	8,256,600	8,321,400	8,321,400	8,114,850	8,046,000		79,069,500
現場経費	5,965,650	7,954,200	7,954,200	7,954,200	8,181,000	8,256,600	8,321,400	8,321,400	8,114,850	8,046,000		79,069,500
修繕積立金	992,340	1,323,120	1,323,120	1,323,120	1,534,260	1,604,640	1,604,640	1,604,640	1,323,120	1,323,120		13,956,120
消費税	2,282,499	2,937,919	2,701,378	2,578,292	2,692,095	2,679,233	2,669,119	2,540,411	2,502,763	2,490,354		26,074,063
支 出 計	60,361,215	78,938,259	79,100,910	76,852,085	79,742,739	79,423,224	80,702,111	80,285,703	78,415,135	78,265,026	0	772,086,407
収 支 差 額	-12,428,665	-17,241,909	-22,371,910	-22,707,885	-23,208,689	-23,159,274	-24,650,561	-26,937,053	-25,857,085	-25,967,526	0	-224,530,557

(注1)センター経費は、収容台数×150円×月を計上

(注2)現場経費は、収容台数×150円×月を計上

(注3)修繕積立金は、取得価格×10%÷センター管理年数を計上

平成21年度に向けての整備センターの試算A(19年度ベースで21年度を試算)

(収入)	21年度センター	21市直営	説 明
料金収入	44,868,100	44,868,100	
学割分負担金	7,429,400	0	
指定管理委託料	2,000,000		
計	54,297,500	44,868,100	
(支出)			
管理委託料	25,146,000	32,041,898	管理人配置の効率化、見直し(福生駅西口・牛浜駅東口) 注1
借入金元利償還	0	0	平成20年度で償還終了。
借地料	12,322,800	12,322,800	西友地下施設使用料
施設管理費	10,019,188	10,019,188	機器保守管理、光熱水費、消耗品等
消費税	2,490,354	0	
センター経費	7,664,400	0	
人件費		11,500,000	直営の1人職員増分750万円、嘱託職員2名 400万円
計	57,642,742	65,883,886	
差引	(A) △ 3,345,242	(B) △ 21,015,786	(A)-(B) = 17,670,544円

施設管理費内訳(直営)	
保守点検費	4,645,920
現場経費	4,117,348
修繕積立金	1,255,920
計	10,019,188

保守点検費内訳	
東口地下夜間警備費	3,611,520
ゲート・更新機	600,000
消防設備(拝島北)	194,400
サイクルコンベアー	240,000
計	4,645,920

業 務 内 容	
1 利用料金の集金・収納	
2 クレーム対応	
3 一時使用者毎日の集計事務	
4 定期使用者毎日の集計事務	
5 学生使用者判別集計事務	
6 定期使用免除申請書受付事務	
7 定期使用免除許可事務	
8 管理人監督業務	
9 駐車場巡回業務	
10 管理人指導事務	
11 駐車場の安全点検事務	
12 管理人間の業務調整事務	
13 非常時の連絡調整事務	
⑭ 各種設備機器の委託保守契約	
券売機	
サイクルコンベアー	
電気設備	
空調機設備	
給排水設備	
防災設備	
防犯カメラ	
満空表示看板	
⑮ 施設使用料、借地料支払事務	
⑯ 管理運営業務契約事務	
⑰ 管理運営業務委託料支払事務	
⑱ 施設利用者の保険加入事務	
19 その他	
注 Oの事務は嘱託員は行なわない。	

現場経費内訳	
光熱水費	2,648,489
電話代	182,856
消耗品	1,286,003
計	4,117,348

注1 福生駅西口 6:30～20:00を6:30～10:30 16:00～20:00、牛浜駅東口 6:30～20:00を牛浜駅西口からの巡回管理とする。

重要 1 整備センターでは、経費の縮減を考えて牛浜駅東口の管理について、無人となる時間があるため、牛浜駅東口駐車場のゲートをなくし、その際の一時利用者用にコインポスの新たな設置を考えている。これに係る経費について約150万円となる。

2 福生駅東口地下駐車場の施設使用料として、月額1,026,900円(年額12,322,800円)を福生市又は市が指示するものに支払うものとする。施設使用料は指定管理期間中変動しないこととする。ことを協定書に入れてほしい要望あり。(これは、消費税の引き上げがあった場合でも、現行の額ということで、増額分については市負担となる内容。)

平成21年度に向けての整備センターの試算B（19年度ベースで21年度を試算）

(収入)	21年度センター	21市直営	説 明
料金収入	44,868,100	44,868,100	
学割分負担金	7,429,400	0	
指定管理委託料	2,000,000		
計	54,297,500	44,868,100	
(支出)			
管理委託料	25,146,000	32,041,898	管理人配置の効率化、見直し(福生駅西口・牛浜駅東口) 注1
借入金元利償還	0	0	平成20年度で償還終了。
借地料	12,322,800	12,322,800	西友地下施設使用料
施設管理費	10,019,188	10,019,188	機器保守管理、光熱水費、消耗品等
消費税	2,490,354	0	
センター経費	7,664,400	0	
人件費		8,000,000	嘱託職員4人分人件費(6:00～21:30勤務)
計	57,642,742	62,383,886	
差引	(A) △ 3,345,242	(B) △ 17,515,786	(A)-(B) = 14,170,544円

施設管理費内訳(直営)	
保守点検費	4,645,920
現場経費	4,117,348
修繕積立金	1,255,920
計	10,019,188

保守点検費内訳	
東口地下夜間警備費	3,611,520
ゲート・更新機	600,000
消防設備(拜島北)	194,400
サイクルコンベアー	240,000
計	4,645,920

業 務 内 容	
1	利用料金の集金・収納(毎日)
2	クレーム対応
3	一時使用料毎日の集計事務
4	定期使用者毎日の集計事務
5	学生使用者判別集計事務
6	定期使用免除申請書受付事務
7	定期使用免除許可事務
8	管理人監督業務
9	駐車場巡回事務
10	管理人指導事務
11	駐車場の安全点検事務
12	管理人間の業務調整事務
13	非常時の連絡調整事務
14	その他

現場経費内訳	
光熱水費	2,648,489
電話代	182,856
消耗品	1,286,003
計	4,117,348

注1 福生駅西口 6:30～20:00を6:30～10:30 16:00～20:00、牛浜駅東口 6:30～20:00を牛浜駅西口からの巡回管理とする。

重要 1 整備センターでは、経費の縮減を考えて牛浜駅東口の管理について、無人となる時間があるため、牛浜駅東口駐車場のゲートをなくし、その際の一時利用者用にコインポストの新たな設置を考えている。これに係る経費について約150万円となる。

2 福生駅東口地下駐車場の施設使用料として、月額1,026,900円(年額12,322,800円)を福生市又は市が指示するものに支払うものとする。施設使用料は指定管理期間中変動しないこととする。ことを協定書に入れてほしい要望あり。(これは、消費税の引き上げがあった場合でも、現行の額ということで、増額分については市負担となる内容。)

平成21年第1回定例会会期日程(案)

(会期28日間)

月	日	曜	種 別	内 容
3	3	火	本 会 議	} 一般質問
	4	水	本 会 議	
	5	木	本 会 議	
	6	金	本 会 議	一般質問・議案審議
	7	土	休 会	
	8	(日)	〃	
	9	月	〃	
	10	火	〃	予算審査特別委員会(予定) A9
	11	水	〃	予算審査特別委員会(予定) A9
	12	木	〃	予算審査特別委員会(予定) A9
	13	金	〃	予算審査特別委員会(予定) A9
	14	土	〃	
	15	(日)	〃	
	16	月	〃	
	17	火	〃	建設環境委員会 A10
	18	水	〃	市民厚生委員会 A10
	19	木	〃	
	20	(金)	〃	(春分の日)
	21	土	〃	
	22	(日)	〃	
	23	月	〃	総務文教委員会 A10
	24	火	〃	横田基地対策特別委員会 A10 庁舎建設特別委員会 P1:30
	25	水	〃	
	26	木	〃	議会運営委員会 A10
	27	金	〃	
	28	土	〃	
	29	(日)	〃	
	30	月	本 会 議	審査報告

一 般 質 問

平成21年第1回福生市議会定例会

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
1 大 野 聰	1 平成21年度予算(案)について (1) 予算編成方針について (2) 「5つの元気」施策の実現化について (3) 緊急経済対策について 2 政策決定と市民参加について (1) 構想、基本計画、条例等の策定にあたっての市民参加について (2) 市長の附属機関としての協議会の設置の考え方について (3) 市民ひろば等市民参加のあり方について 3 第68回国民体育大会について (1) 取り組み状況と今後の予定について (2) 施設の整備について (3) 周辺環境整備について (4) 市民の協力体制について	一 括	1 時間 3 0 分
2 乙 津 豊 彦	1 福生市障害福祉計画(第2期)について (1) 地域福祉推進委員会からの答申について (2) 計画の内容について (3) 今後の課題について 2 都市基盤整備について (1) 内出交番前交差点の安全対策について (2) 陸橋東交差点の安全対策について (3) 市道幹線Ⅱ-18号線(田園通り)の改良工事について	一 括	1 時間
3 武 藤 政 義	1 牛浜駅について (1) 牛浜駅舎改修工事に向けての進捗状況について 2 特定健康診査及び特定保健指導について (1) 受診状況について (2) 保健指導について (3) 受診者に対しての対応について	一 括	4 0 分
4 青 海 俊 伯	1 国の平成20年度第2次補正予算に伴う対応事業について (1) 定額給付金等、各交付金事業の対応 (2) 地域経済活性化のための新規事業について (3) 地域雇用創出のための取り組みについて 2 平成21年度予算について (1) 新規・拡充した事業について (2) 事業費の国及び都の負担割合について 3 福生市障害福祉計画(第2期)について (1) 各種サービスの利用状況と広報について (2) 利用者の応益負担について 4 介護保険事業計画(第4期)について (1) 最近の新規利用者の実態について (2) 地域包括支援センターと在宅支援センターの関係について	一問一答	1 時間 3 0 分

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
5 清 水 義 朋	1 環境行政について (1) 環境基本計画のここまでの成果について (2) 環境基本計画の見直しについて 2 雨水対策について (1) 総合的な雨水対策について 3 交通問題について (1) 自転車利用のマナーアップについて (2) 幼児2人同乗用自転車について	一 括	4 5 分
6 田 村 正 秋	1 環境問題について (1) 福生スクラム・マイナス50%協議会の進捗状況について (2) 「小電回収」事業について 2 子育て支援事業について (1) 子どもの医療費助成制度の拡充について 3 雇用対策について (1) 就労支援の推進等について 4 スポーツ振興について (1) 国体のソフトボール会場になることでの人工芝化と整備等について (2) 予算や組織関係について	一 括	1 時間 1 5 分
7 末 次 和 夫	1 災害時のボランティア受け入れ体制づくり (マニュアルの作成) について (1) ボランティア受け入れマニュアル作成の進捗状況について (2) 今後の取り組みについて 2 新型インフルエンザ対策について (1) 現状について (2) 課題及び問題点について (3) 今後の取り組みについて 3 シルバー人材センターについて (1) シルバー人材センターについての見解について (2) 「高齢者の働く拠点」としての「会館」建設について	一 括	5 0 分
8 阿 南 育 子	1 定額給付金について (1) 市長の見解としてはどのように考えているか (2) まちづくりに活かすために、市民に協力を仰ぐ方策について 2 住み慣れたまちで暮らし続けるまちづくりに ついて (1) 介護保険制度の報酬単価改定の影響について (2) 小回りのきくサービスの提供について 3 市のホームページについて (1) キッズページの開設について (2) 利用者委員会の立ち上げについて 4 子どもたちの読書環境について (1) 小中学校での取り組み状況とその効果について (2) 学校図書室の活用状況について	一問一答	1 時間 3 0 分

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
9 堀 雄 一 朗	1 市民力向上について (1) 「ちょこっと」ボランティアについて (2) 安全安心なまちづくりについて 2 文化資産の保護と活用について (1) 文化財の保護について (2) 文化資産の活用について 3 学校支援地域本部事業について (1) 地域と小中学校の連携拠点づくりについて (2) その体制について	一問一答	1 時間 1 0 分
10 増 田 俊 一	1 公園行政について (1) 公園整備計画について (2) アンケート調査について (3) これからのまちづくりにおける管理・運営について 2 町会・自治会館など集会施設について (1) 町会・自治会館などの現状と課題について (2) 近隣自治体の状況について (3) これからのまちづくりにおける位置づけについて	一 括	4 5 分
11 原 田 剛	1 都市基盤整備について (1) 公園のあり方について (2) 公園の遊具の整備状況・点検状況について 2 精神保健福祉の相談・支援について (1) 相談・支援体制について (2) ハッピーウイングについて 3 商店街振興について (1) 集客力ある魅力ある施設の誘致について 4 教育行政について (1) 体験学習について (2) 自然ガイドマップについて	一問一答	1 時間 3 0 分
12 小野沢 久	1 横田基地内の火災と下の川汚染について (1) 基地火災の概要について (2) 情報収集について (3) 下の川汚染の概要と対応について 2 保育行政について (1) 民営保育園の経営状況の把握について (2) 市立すみれ保育園について 3 都市基盤整備について (1) 都道・武蔵野工業線（産業道路）の延伸について (2) 緑地保全とどんぐり公園の拡大について (3) 市民体験農園の進捗状況について 4 教育行政について (1) 携帯電話持ち込みの対応状況等について (2) 学力向上対策について (3) 就学時健診について	一 括	1 時間 2 0 分

通 告 者	質 問 内 容	質問方式	時 間
13 杉 山 行 男	1 ホームページの活用と公開について (1) 市民のご意見箱について (2) ホームページに関するアンケートについて (3) 使いやすいリンク設定について 2 図書館の利用について (1) 図書館利用と広域利用の現状 (2) 不明図書・破れ図書の対応等について (3) インターネットの利用について (4) これからの図書館の活動について	一 括	1 時間
14 奥 富 喜 一	1 米軍基地について (1) 発生残土の処理について (2) 発生残土の安全性が確認されるまで、移転工事を直ちに中止させるべきことについて (3) 建築物の情報開示請求について (4) 横田基地の軍民共用化の愚策について (5) 事件・事故等で新たな情報はるか 2 介護保険事業について (1) 経済的理由で介護を受けられない人をなくすことについて (2) 「介護とりあげ」「保険あって介護なし」の解消について (3) 労働条件改善で人材不足解消、雇用創出をはかることについて (4) 高齢者の生活支援や健康づくりに自治体が責任を果たすことについて (5) 公的介護制度の改善で安心と雇用を生み出すことについて 3 福祉バス及び市内循環バスについて (1) 福祉バス利用登録及び運行の状況について (2) 福祉バス試行はいつまで、今後の拡充について (3) 福祉タクシーなどの希望もあることについて (4) 市内循環バスの取り組みについて 4 中小商工業振興対策について (1) 融資限度額拡大、利子補給拡大等の支援策について (2) 公共工事前払い金制度について (3) 住宅リフォーム制度（震災対策、段差解消等）について (4) 元請け責任による立てかえ払いについて (5) 市内建設業者及び業者団体との災害応援協定の締結について (6) 中小企業緊急雇用安定助成金の周知徹底について	一問一答	1 時間 3 0 分

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付 託 件 名
市民厚生委員会	議案第18号	平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第19号	平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第22号	平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算
	議案第23号	平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算
	議案第24号	平成21年度福生市介護保険特別会計予算
	議案第25号	平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
	陳情第21-1号	後期高齢者医療制度に関する陳情書
建設環境委員会	議案第11号	福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例
	議案第14号	福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例
	議案第17号	平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）
	議案第20号	平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第26号	平成21年度福生市下水道事業会計予算
	議案第27号	平成21年度福生市受託水道事業会計予算
予算特別委員会	議案第21号	平成21年度福生市一般会計予算

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成21年3月3日第1回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務文教委員会	議案第2号	福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
	議案第1号	福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
	議案第3号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
	議案第4号	福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例
	議案第5号	福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例
	議案第13号	福生市安全安心まちづくり条例
	議案第17号	平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）
	議案第28号	福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について
	陳情第21－2号	福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書
市民厚生委員会	議案第6号	福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第7号	福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第8号	福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第9号	福生市介護保険条例の一部を改正する条例
	議案第10号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第12号	福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
	議案第17号	平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）